

飯塚市立地適正化計画 案（たたき台）

平成 28 年 9 月
飯塚市



『地域のつながりと豊かなコミュニティをはぐくむ
IZUKA ロゴ』

目次

序章	はじめに	1
1	策定の目的と役割	1
	(1) 立地適正化計画策定の背景	1
	(2) 立地適正化計画とは	2
	(3) 計画策定の目的	6
2	位置づけ	7
3	構成	9
4	計画区域と目標年次	10
	(1) 計画区域	10
	(2) 目標年次	11
5	策定体制	12
第1章	飯塚市の現状分析と将来見通し	13
1	調査の視点	13
2	人口の現状と将来見通し	14
	(1) 総人口・年齢階層別人口の推移	14
	(2) 将来人口の推計	15
	(3) DID人口集中地区の推移	20
3	都市機能等の現状分析と将来見通し	22
3-1	土地利用の動向	22
	(1) 土地利用の推移	22
	(2) 開発許可の動向	23
	(3) 住宅及び空家の動向	24
3-2	交通の動向と交通環境の将来見通し	26
	(1) 交通の状況	26
	(2) 市民交通行動の状況	27
	(3) 交通環境の将来見通し	28
3-3	都市機能の現状分析と将来見通し	30
	(1) 都市機能施設（生活サービス関連施設）の立地状況	30
	(2) 生活利便施設の徒歩圏人口密度の将来見通し	32
	(3) 生活利便施設の交通利便性の状況	34
	(4) 生活利便施設の立地の変遷	35
3-4	産業構造の状況	36
3-5	財政の状況と将来見通し	37
	(1) 財政の状況	37
	(2) 公共施設（建築物）のコストシミュレーション	38
3-6	市民意識に関する事項	39
4	都市構造上の課題と対応	40
	(1) 人口に関する課題と対応	40
	(2) 土地利用に関する課題と対応	40
	(3) 交通環境に関する課題と対応	41
	(4) 都市機能（生活利便施設（通所型））に関する課題と対応	41
	(5) 産業構造・財政に関する課題と対応	41

5	飯塚市が抱える課題への対応	42
(1)	上位・関連計画の整理	42
(2)	飯塚市が抱える課題への対応	47

第2章 立地の適正化に関する基本的な方針 **48**

1	目指す都市像（まちづくりの方針）	48
(1)	飯塚市立地適正化計画策定の方向性（拠点連携型の都市づくりとは）	48
(2)	飯塚市立地適正化計画におけるまちづくりの基本的な方針	49
2	計画を実現するための施策の考え方	51
(1)	計画を実現するための施策の考え方	51
(2)	住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針	54
(3)	近隣市町との広域連携の推進	55
3	都市の骨格構造についての基本的な考え方	56
(1)	都市の骨格構造を形成する拠点および拠点連携の考え方	56
(2)	拠点および拠点連携の設定	56

第3章 都市機能の維持・増進 **60**

1	都市機能誘導区域とは	60
2	都市機能誘導区域の設定	61
(1)	区域設定の基本的な考え方	61
(2)	飯塚市における区域設定の考え方	61
(3)	都市機能誘導区域の類型	64
(4)	区域設定における距離に関する事項	65
(5)	都市機能誘導区域の具体的な設定方法	66
(6)	区域線の設定（線引き）の方法	77
(7)	都市機能誘導区域の設定	78
3	都市機能誘導施設の設定	83
(1)	都市機能誘導施設の基本的な考え方	83
(2)	飯塚市における都市機能誘導施設の考え方	83
(3)	都市機能誘導施設の設定	85
(4)	誘導施設に設定する生活利便施設の検討	90
4	都市機能誘導施設の立地を誘導するために講ずべき施策に関する事項	93

第4章 居住の促進 **95**

1	居住誘導区域とは	95
2	居住誘導区域の設定	96
(1)	区域設定の基本的な考え方	96
(2)	飯塚市における区域設定の考え方	96
(3)	居住誘導区域の具体的な設定方法	98
(4)	区域線の設定（線引き）の方法	99
(5)	居住誘導区域の設定	100
3	居住を誘導するために講ずべき施策に関する事項	101

第5章	計画を実現するために必要な事項	103
1	目標設定	103
2	計画の評価	104
3	建築等の届出	105
	(1) 都市機能誘導区域外での建築等の届出等	105
	(2) 居住誘導区域外での建築等の届出等	105
	(3) 宅地建物取引に関する事項	106
4	その他計画を実現するために必要な事項	107
	(1) 福岡県との連携	107
	(2) 国の立地適正化計画に関する動向	109

序章 はじめに

1. 策定の目的と役割

（1）立地適正化計画策定の背景

わたしたちのまち「飯塚市」は、緑豊かな三郡山地や関の山等に囲まれ、その山々に源を発する河川は、本市北部を縦断する遠賀川において多くの支流を集め、肥沃な遠賀川流域平野を形成しています。古くから交通の要衝地として栄え、都市圏を結ぶ3本の国道を骨格とする道路ネットワークと鉄道網を中心とした交通ネットワークが発達し、福岡県の中央に位置する、筑豊都市圏の中心都市として、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」を目指して、まちづくりを進めてきました。

本市においても、多くの地方都市同様に、これまでの人口増加を背景として郊外開発が進み、市街地や居住エリアが拡大した中、今後、急速な人口減少が見込まれており、一定の人口規模に支えられてきた商業や医療、交通などの生活サービスの提供が困難になりかねない状況にあります。さらに、市街地等の拡大にあわせて整備し、維持してきた道路などの社会資本や公共施設の老朽化が進行しており、厳しい財政状況のもと、その対応も求められています。

このような中、国においては、急速な人口減少と少子高齢化の進展等を背景として、今後の都市づくりにおいて持続可能な都市構造への転換を図ることが必要との認識のもと、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」（以下、「都市再生法」という。）を施行し、市町村は住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るための計画として、「立地適正化計画」を作成することができることとなりました。（都市再生法第81条第1項）

飯塚市では、この「立地適正化計画」制度を活用し、これからのまちのかたちはどうあるべきか、都市構造の観点から将来への対応を考えていくため、「飯塚市立地適正化計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、人口減少の中にあって、「住みたいまち、住みつづけたいまち」飯塚の実現に取り組みます。

（２）立地適正化計画とは

① 立地適正化計画とは（都市計画運用指針（国土交通省作成）引用）

多くの地方都市では、急速な人口減少と少子高齢化が進展する中、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。さらに、厳しい財政状況の下、急速に進展している社会資本の老朽化への対応が求められています。

このような中、立地適正化計画は、

- ・高齢者でも出歩きやすく健康・快適な生活を確保すること
- ・子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること
- ・財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすること
- ・低炭素の都市構造を実現すること
- ・災害に強いまちづくりを推進すること

を目指し、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成するため、居住や医療・商業などの暮らしに必要なサービス施設の立地の適正化を図る計画です。

（都市計画運用指針（国土交通省作成）引用）

② 飯塚市立地適正化計画とは

飯塚市では、1995（平成7）年をピークに人口減少局面を迎えています。

人口が減少すると商業や医療、交通などの生活サービスの利用者数は減少します。各サービスはそれらを利用する人口の規模によって成り立っているために、それらの生活サービスを提供する施設の移転・撤退や交通路線の縮小などによって、サービスの利用が困難となり、高齢化が進む中で、現在の暮らしが損なわれることが危惧されます。また、地域活動の担い手の不足は、豊かな暮らしを支える地域コミュニティの低下に繋がり、住民同士の交流の機会が減少するなど、地域の活力や地域への愛着が失われていく可能性もあります。

本市では人口が減少している一方で、人口集中地区（市街地）は拡大し、地区内の人口密度は低下を続けています。サービス産業や居住が集積する市街地の拡散と低密度化は本市の雇用の7割以上を支える第3次産業の衰退や空き家の増加を招き、都市全体の活力の低下につながります。

人口減少は、

高齢者をはじめ多くの市民の暮らしが損なわれ、地域コミュニティの低下、都市全体の活力の低下につながるものが危惧されます。

飯塚市には、生活サービスや行政サービスが一定程度集積した、「拠点性を有するエリア」が複数存在しています。これらのエリアは古くから住民の交流の場であり、活動の中心でした。まちの成り立ちの中で形成されたこれらの「拠点」を活用し、生活サービスなどが住まいの身近に存在する、あるいは公共交通により容易にアクセスできる環境を整えることで人口減少下での課題に対応できると考えます。

市域全体と交通ネットワーク（交通網）でつながる「拠点」を形成し、拠点間の連携を図る「拠点連携型都市」は人口減少下での市民の暮らしを維持し、増進する、更には、人口減少を緩やかなものとするための都市構造と捉えています。

「拠点連携型都市」を

人口減少下での将来に対応した都市構造と捉えています。

本計画は、中心拠点や地域拠点などの拠点の形成と交通ネットワークの充実による拠点連携型都市づくりを実現し、誰もが「住みたいまち 住みつづけたいまち」を目指すための都市計画の基本方針の一部として定めるものです。

飯塚市立地適正化計画は、

拠点連携型都市づくりを実現し、都市の魅力を高め、誰もが「住みたいまち 住みつづけたいまち」を目指すための都市計画の基本方針の一部として策定します。

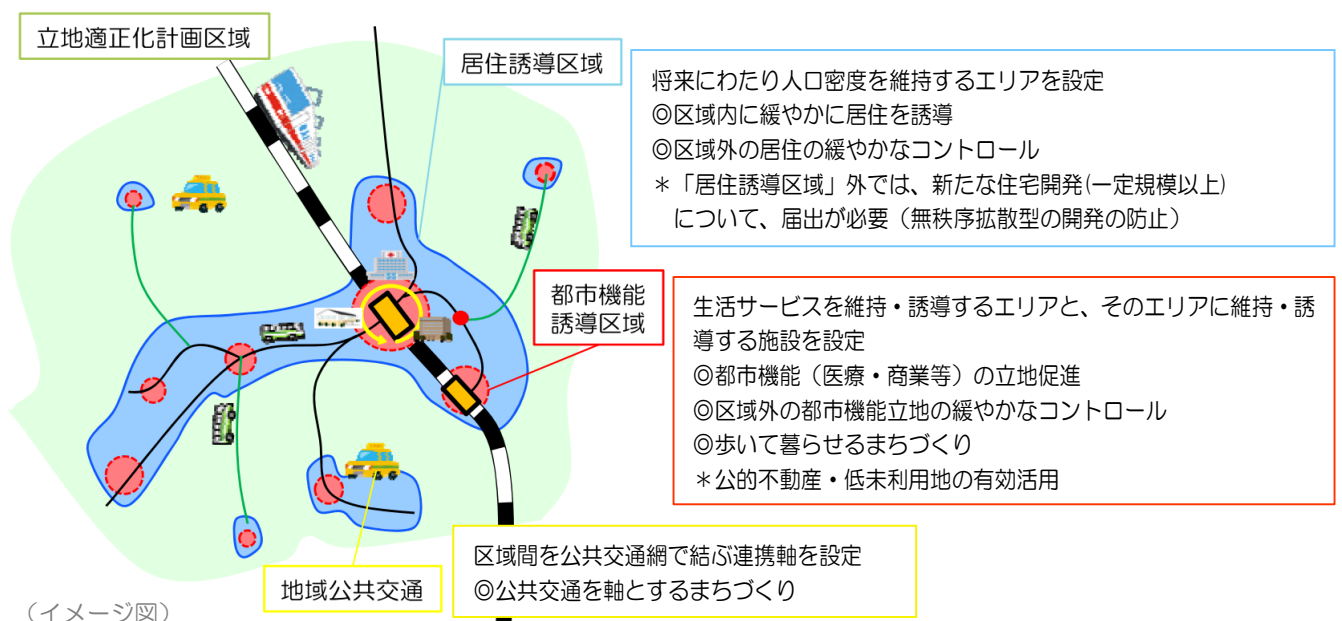
③ 立地適正化計画の記載事項

立地適正化計画では、区域や基本的な方針など都市再生法の規定に基づく事項を記載します。

■ 立地適正化計画の記載事項

項目	記載事項	内容
立地適正化計画区域	区域	(都市計画区域全体とすることが基本)
	基本的な方針	住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
居住誘導区域	区域	都市の居住者の居住を誘導すべき区域 ◆居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。
	講ずべき施策	居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
都市機能誘導区域	区域	都市機能増進施設（*1）の立地を誘導すべき区域 ◆都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業等の都市機能（*2）を都市の中心拠点や生活拠点（*3）に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。
	講ずべき施策	立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）及び当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項

(立地適正化計画概要パンフレット(国道交通省作成)抜粋)



（＊１）都市機能増進施設とは、

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設のこと。（都市再生法第 81 条第 1 項を引用）

（＊２）都市機能とは、

市民生活や経済活動などを行う上で都市が果たしている役割（働き）のこと。都市には商業や医療・福祉・子育て・教育・防災などの活動を円滑に行うための様々な役割（働き）があり、その役割（働き）を都市の機能、都市機能と言います。本計画においては、商業や医療など都市で活動する人々の共同の福祉又は利便を図るために必要な機能（役割・働き）を「都市機能」と記載します。

（＊３）生活拠点とは、

都市計画運用指針において、「例えば、合併前旧町村の中心部など」を生活拠点と位置付けており、本計画において、法令等を引用する箇所以外の記載は生活拠点と地域拠点が混在しないよう「地域拠点」に統一しています。

（３）計画策定の目的

飯塚市では、2010（平成22）年に策定した「飯塚市都市計画マスタープラン」（都市計画基本方針）の都市目標像に「拠点連携型都市づくり」を掲げています。

これは、交通利便性の良い、あるいは、古くから住民の交流の中心であった一定のエリアの居住環境を確保することで、地域全体の暮らしの維持を図り、加えて、広域的なサービスが集積する中心拠点との交通ネットワークを確保することで本市全体の暮らしやすさを守っていかうとするものです。

しかし、人口減少局面を迎える中、中心部や地域の拠点性を有するエリアにおいても商業などの生活サービス施設の撤退等により暮らしやすさが維持できない状況が危惧されます。

加えて、本市では、人口減少そのものよりもこれまでの拡散型の都市構造の中、人口密度が低下し、薄く広がった土地利用が続くことを都市経営においての大きな課題と捉えています。

そこで、本計画において、拠点性を有するエリアを明示し、一定のエリアにおいて人口密度を維持することで、民間活力を維持・誘導するような仕組みづくりを行い、併せて公共施設の再配置などの取り組みを一体的に進めることで暮らしに必要なサービスや居住環境を確保しようとするもので、この計画の策定によって拡散型の都市構造から拠点連携型の都市構造への転換を具体化し、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する、あるいは、公共交通により容易にアクセスできる持続可能な都市の構築を目指します。

2. 位置づけ

立地適正化計画制度の目的と役割を踏まえ、本計画を以下のとおり位置づけ、策定します。

① 都市全体を見渡したマスタープラン

都市を構成する一部の機能だけではなく、居住や商業・医療等の日常生活サービス、公共交通など様々な都市の機能を見渡した本市の都市計画マスタープラン（基本方針）の一部と位置づけます。

② 関係する各種計画等との連携

②-1 まちづくりと都市計画との連動

飯塚市のまちづくりの指針となる飯塚市総合計画を上位計画とし、飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った計画とします。

②-2 都市計画と公共交通との一体化

拠点連携型の都市づくりを進めるためには、地域と拠点をつなぎ、拠点間を結ぶ交通ネットワークの形成は極めて重要な要素であり、都市計画と公共交通との一体的な取り組みを進めます。

②-3 都市計画と公的不動産の連携

厳しい財政状況や公共施設の老朽化等を背景とした、公的不動産（*4）の利活用等の状況を踏まえ、飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（飯塚市公共施設等総合管理計画）の取り組みと連携を図ります。

（*4）公的不動産とは、飯塚市が所有する土地又は建築物等のこと。

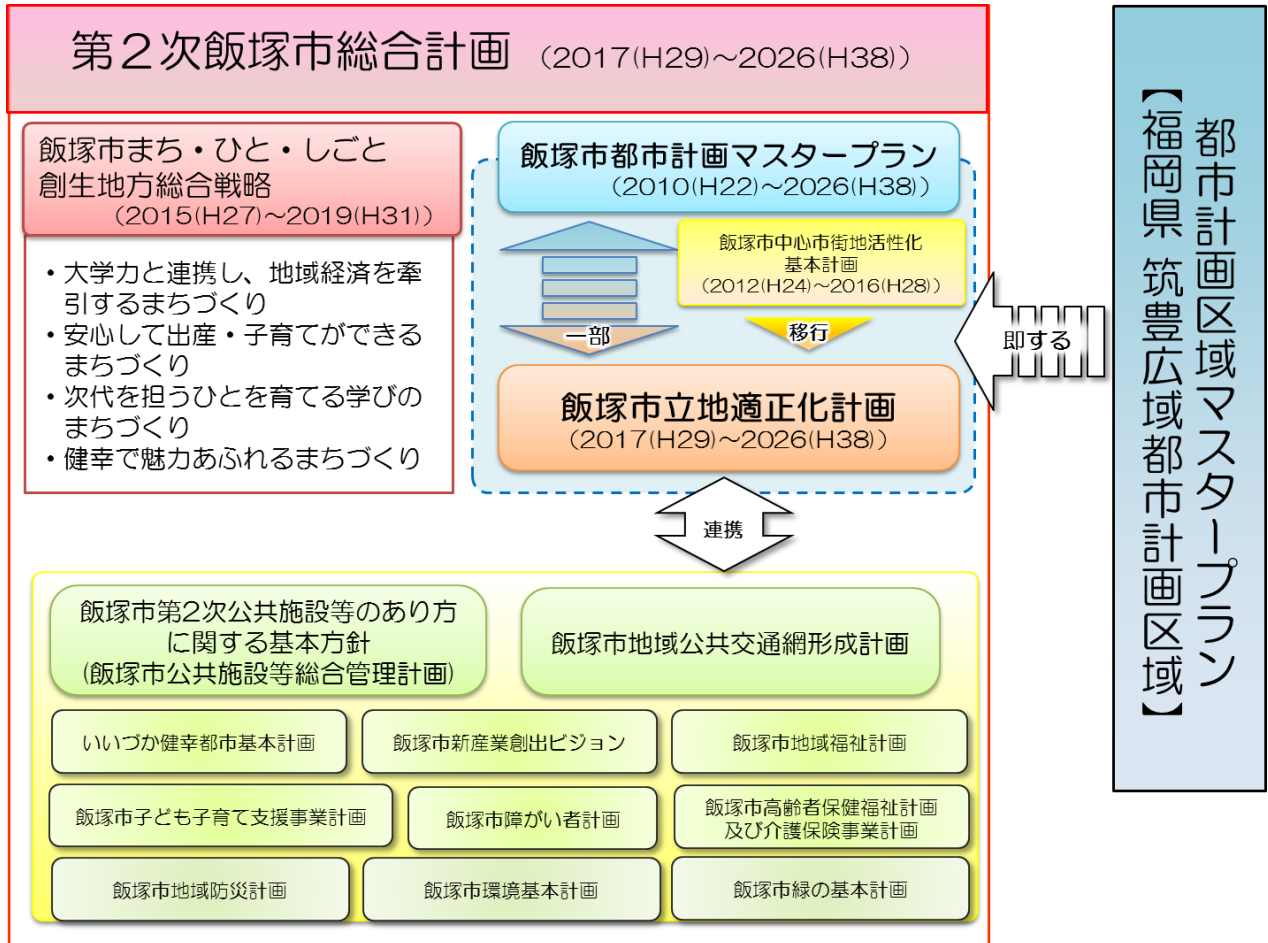
②-4 その他の関係施策との連携

中長期的視点に立って、地域コミュニティの増進や地域経済の活性化が図られるよう、また健康・医療・福祉・子育てや防災に関する機能等の確保が図られるよう関係施策との連携を図ります。

③ 近隣市町との連携

商業や医療などの日常生活圏域や公共交通等のつながりは飯塚市域のみで完結するものではなく、近隣市町との関連性が高いことから、近隣市町との連携を図るため、広域的観点から福岡県が策定した都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「福岡県都市計画区域マスタープラン」という。）に即した計画とします。

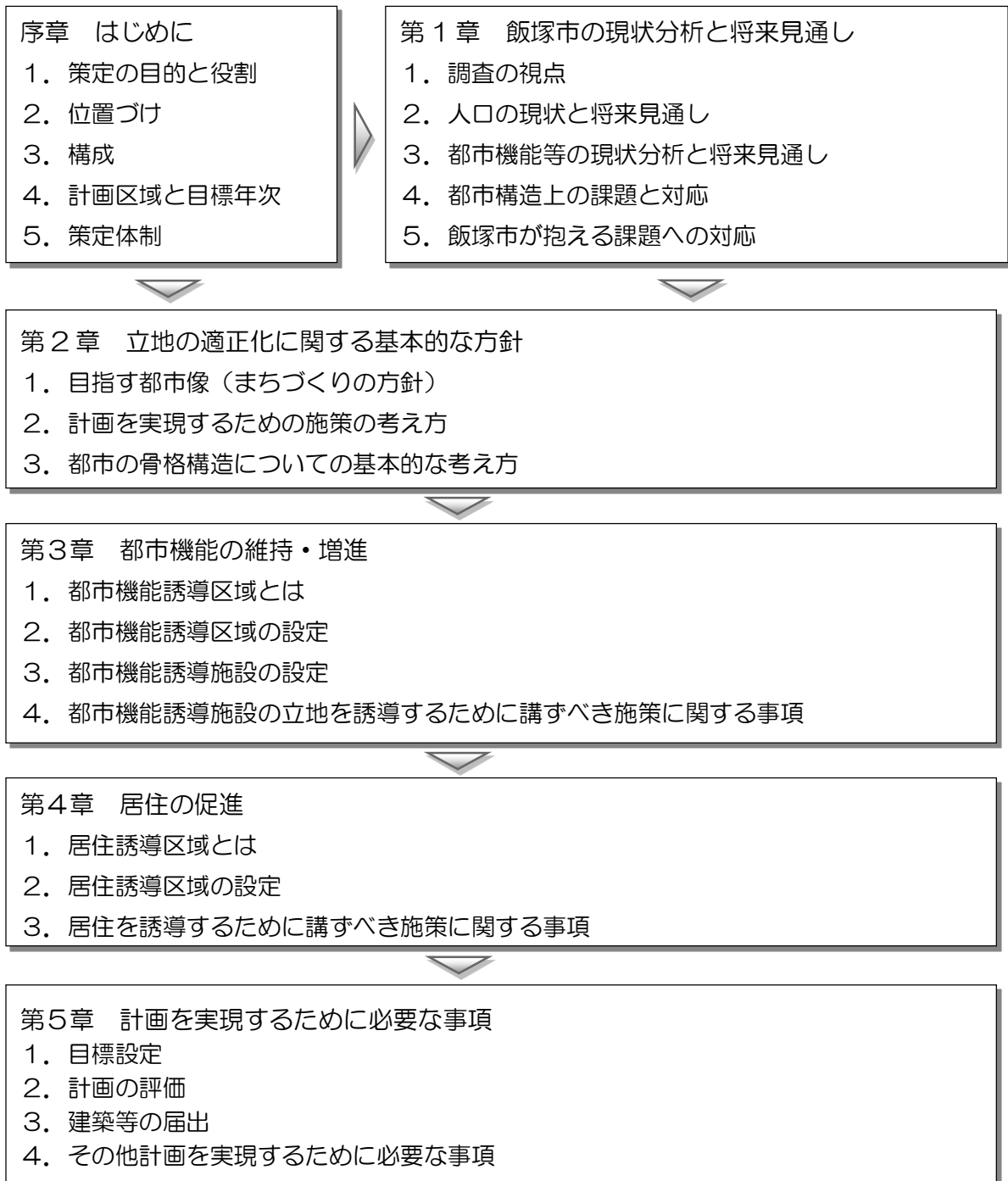
■各種計画との関係（相関図）



3. 構成

計画の構成は以下のとおり、飯塚市の現状分析と将来見通しから導かれる都市構造上の課題を整理の上、本市が抱える課題への対応を踏まえ、目指す都市像（まちづくりの方針）や都市の骨格構造についての基本的な考え方を示し、都市機能の維持・増進、居住の促進に関する事項、計画を実現するために必要な事項を取りまとめます。

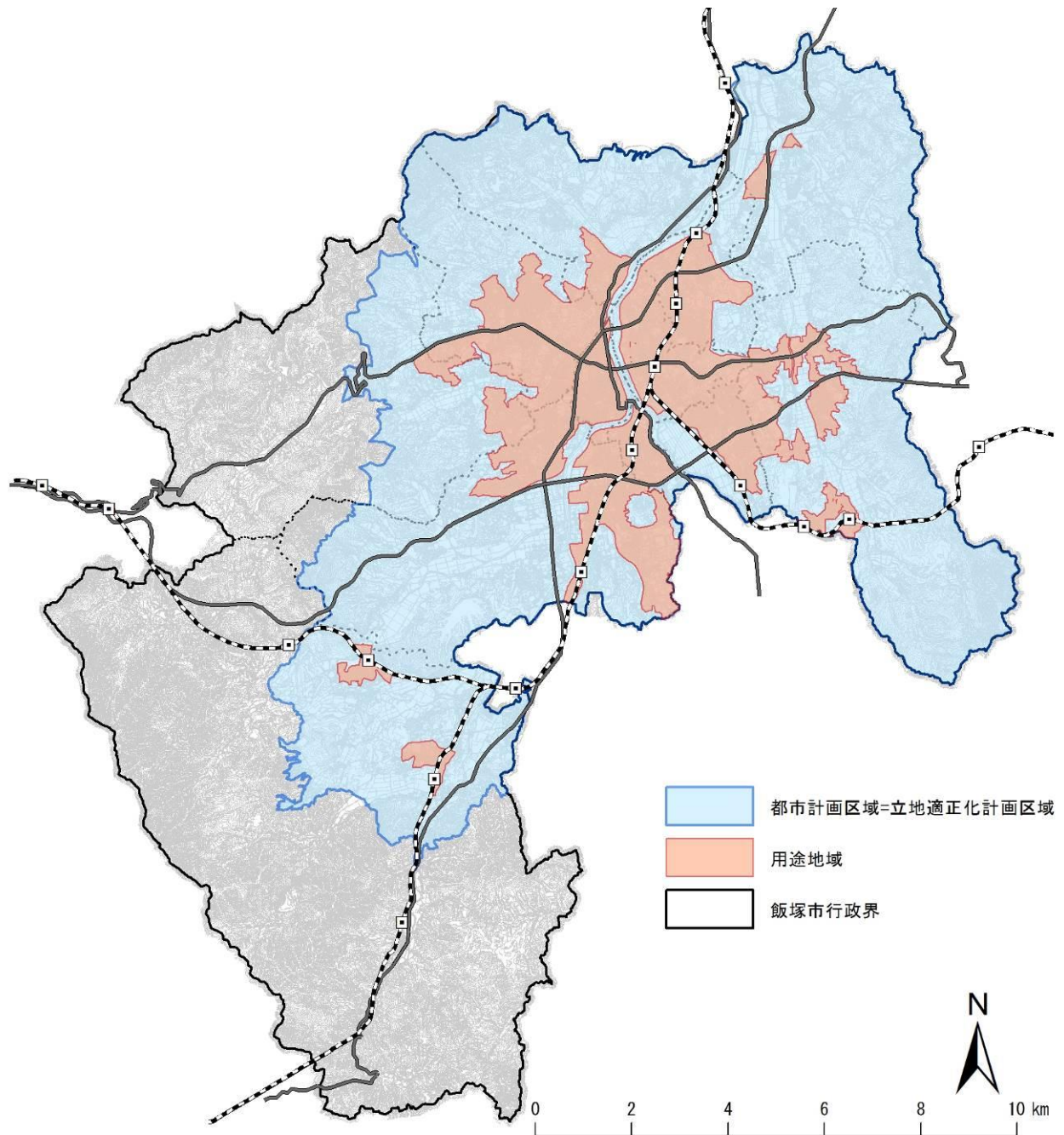
■飯塚市立地適正化計画素案の構成



4. 計画区域と目標年次

（1）計画区域

本計画の区域は、都市再生法第81条第1項の規定に基づき、都市計画区域内の区域とし、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体とします。



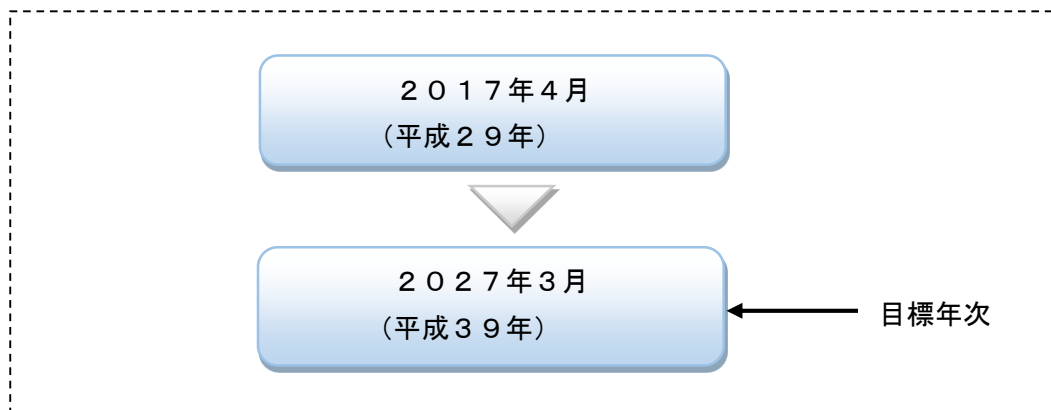
（２）目標年次

本計画の計画期間は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、第 2 次飯塚市総合計画や飯塚市都市計画マスタープランの計画期間を勘案し、2017（平成 29）年度から 2026（平成 38）年度までの 10 年間とします。

拠点連携型の都市づくりを進めるためには、人口密度を維持し、暮らしに必要な都市機能を確保することが必要であり、中長期的な視点に立ち、10 年という期間を設けて、計画的な時間軸の中で緩やかに居住や都市機能の維持・誘導を進めます。

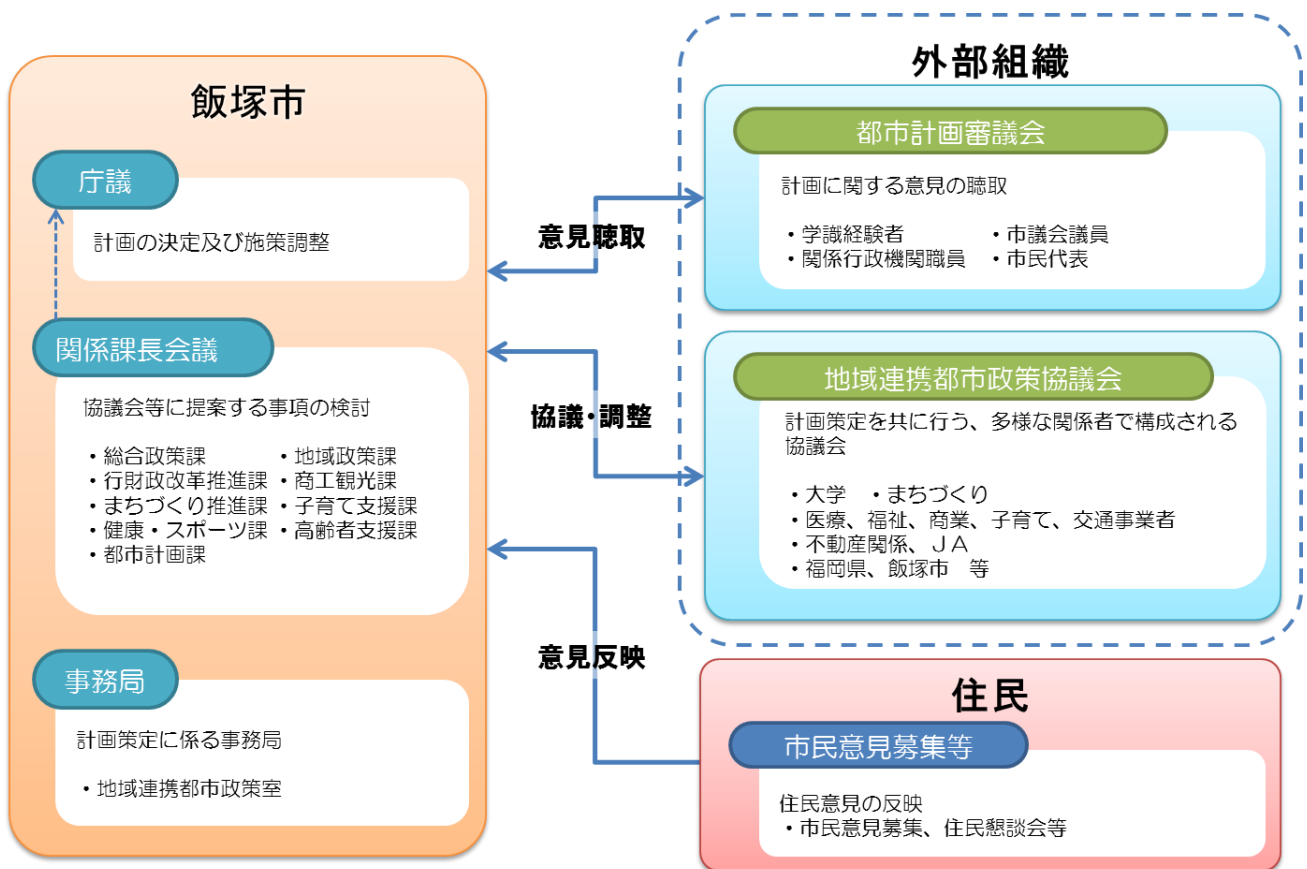
そのためには、市民と都市づくりに対する方向性を共有し、理解を深めていくとともに、計画策定後は本計画に対する評価や土地利用の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画期間 2017年4月 から 2027年3月 まで
（平成29年） （平成39年）



5. 策定体制

本計画の策定にあたっては、関係各課と連携を図りながら内部調整を行いつつ、本計画やその実施について必要な協議を行うため、都市再生法第117条第1項の規定に基づき、関係機関等で構成する「飯塚市地域連携都市政策協議会」を設置し、本計画に関する協議や調整を行いました。また、協議等の状況については、飯塚市都市計画審議会において報告し、審議会委員からの意見聴取を行うとともに、住民懇談会や市民意見募集の実施等によりご意見を戴きながら、本計画を策定しました。



第1章 飯塚市の現状分析と将来見通し

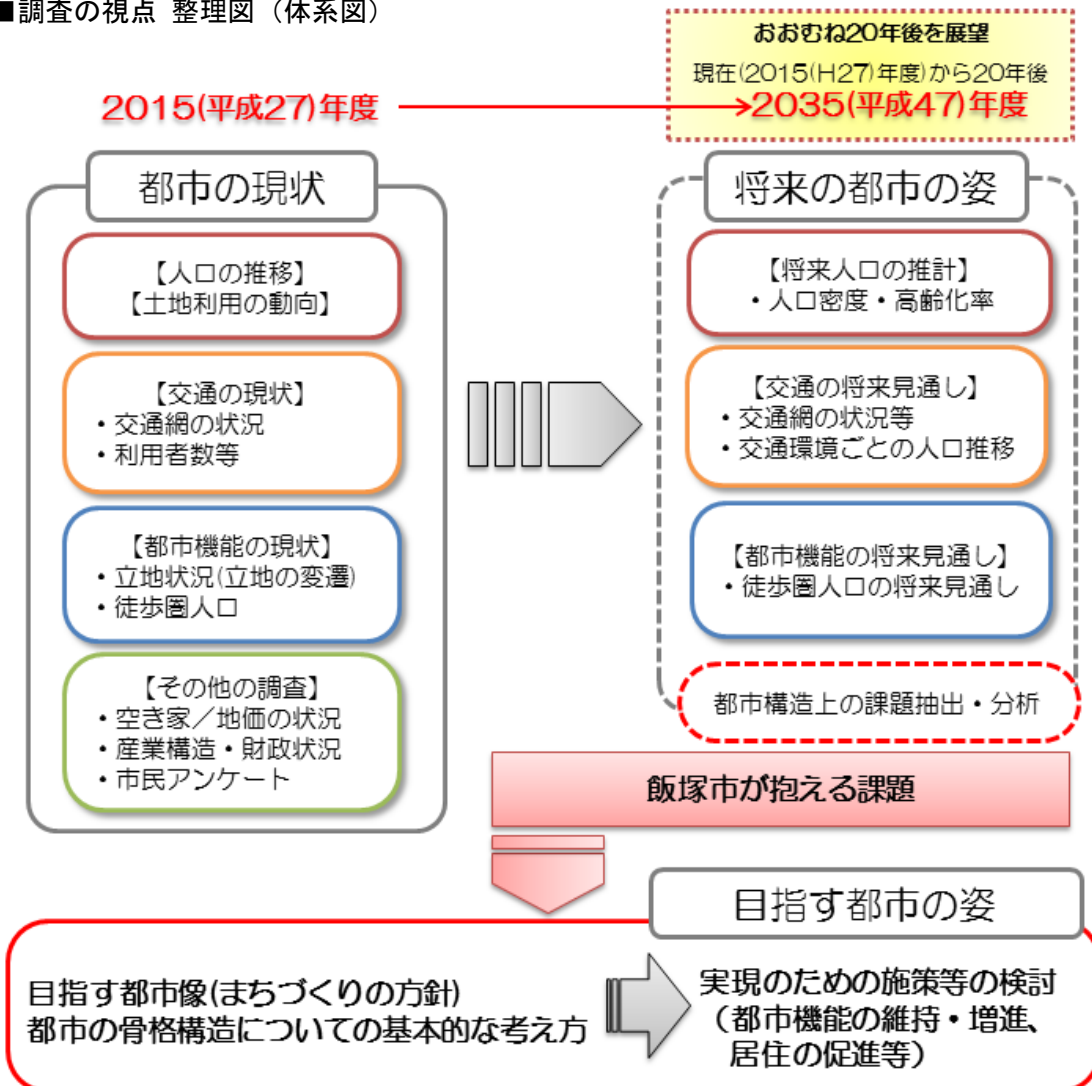
1. 調査の視点

都市（飯塚市）の現状を把握するため、人口の推移や交通網の現状、都市機能の立地状況等を整理します。併せて、おおむね20年後（2035（平成47）年）の本市の姿を展望し、人口の将来見通しとその影響を考察します。

人口や交通、都市機能等の現状分析及び将来見通しから関係施策と一体となって対応すべき都市構造上の課題を抽出し、これらの調査結果を基礎資料として、目指す都市像（まちづくりの方針）を本計画におけるまちづくりの基本的な方針として取りまとめ、その実現のための施策等の検討を進めます。

本計画は、本市全体を見渡す観点から都市計画区域外も調査・分析の対象としています。本計画を実現するための施策等については、計画区域外への影響等に配慮しながら検討します。

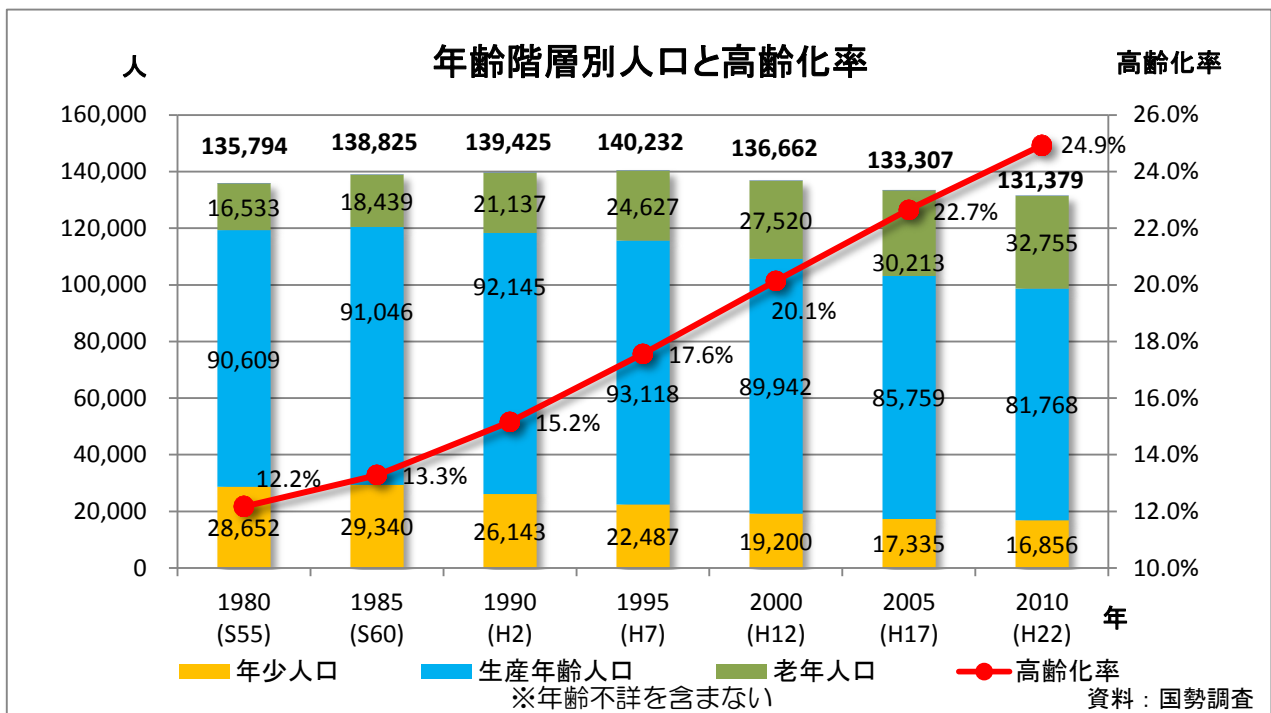
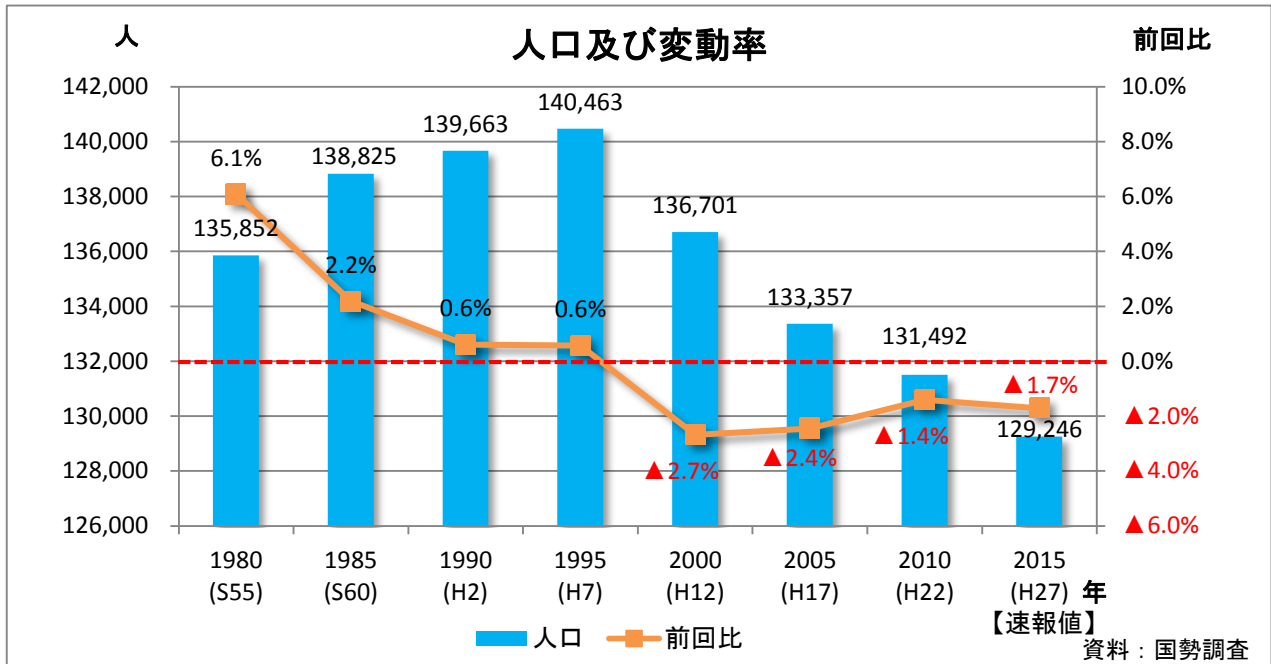
■調査の視点 整理図（体系図）



2. 人口の現状と将来見通し

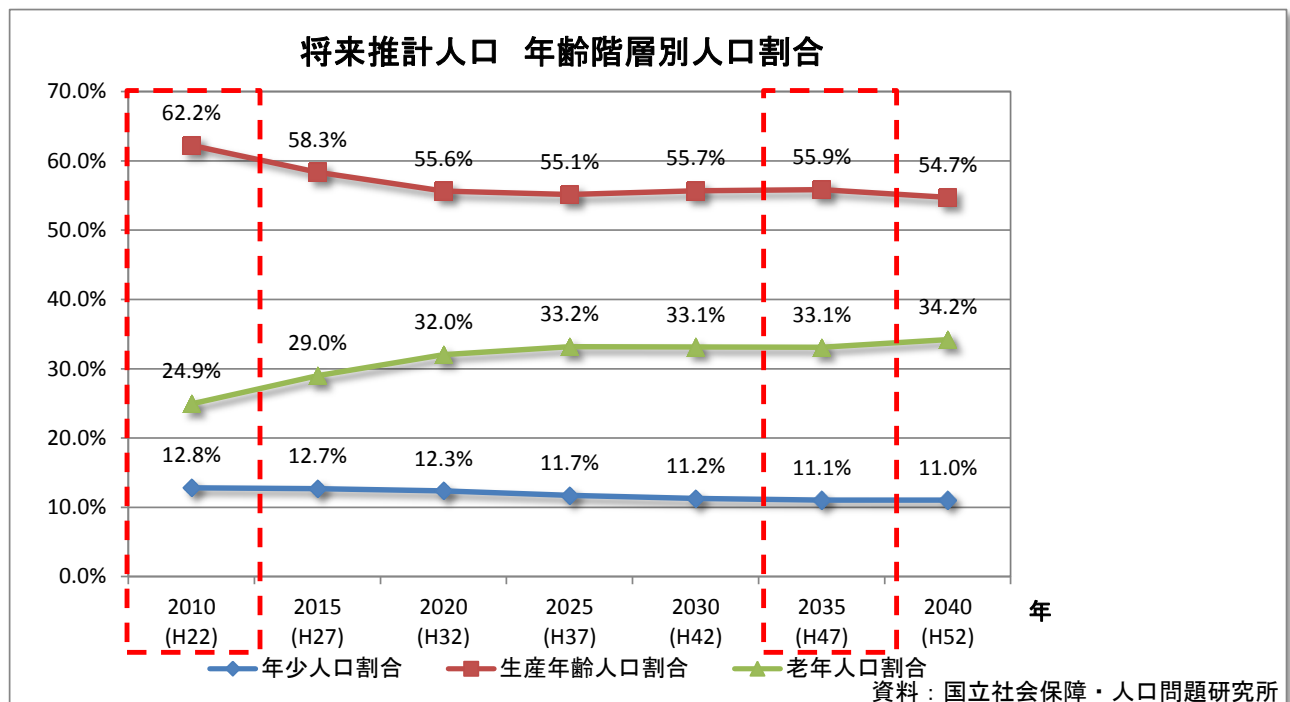
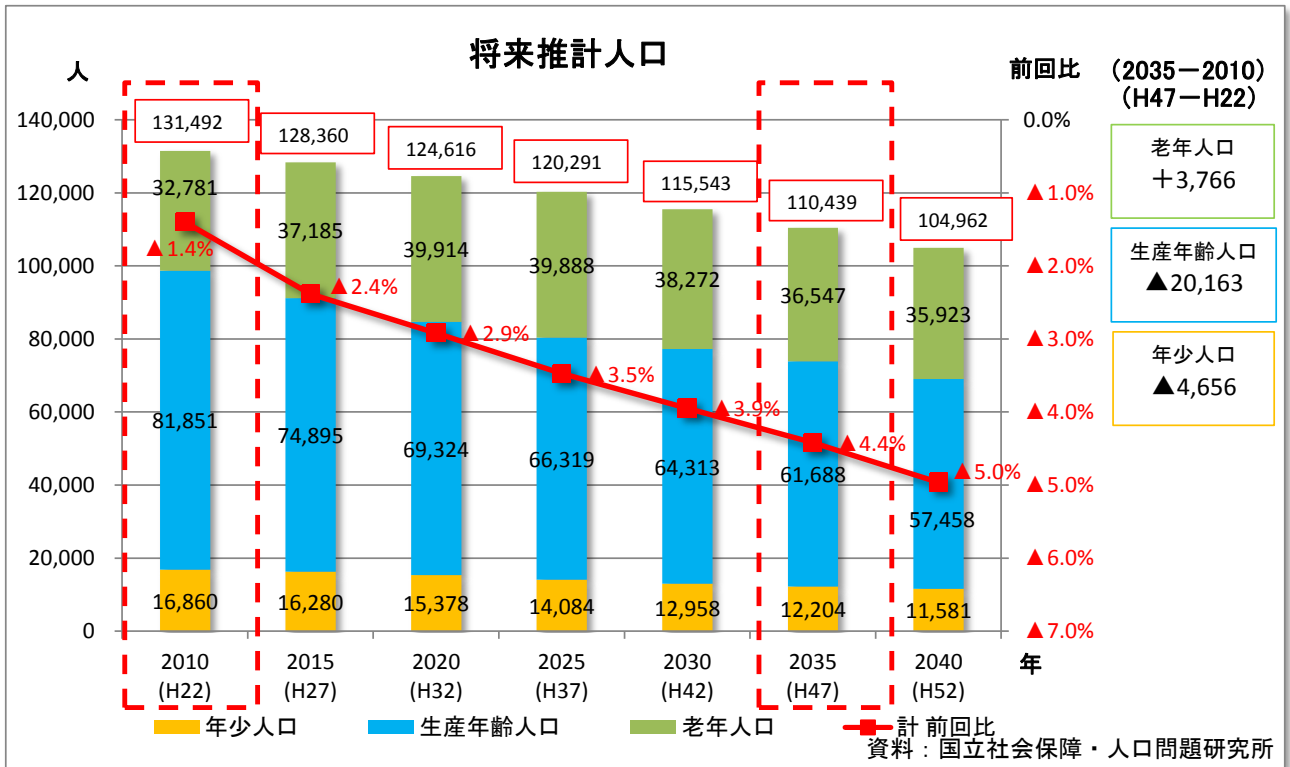
(1) 総人口・年齢階層別人口の推移

本市の人口は、1995（平成7）年の140,463人をピークに減少傾向にあります。また、老年人口（65歳以上人口）は1995（平成7）年に年少人口（0～14歳人口）を上回り、高齢化率が上昇する一方で、生産年齢人口、年少人口は減少しています。



(2) 将来人口の推計

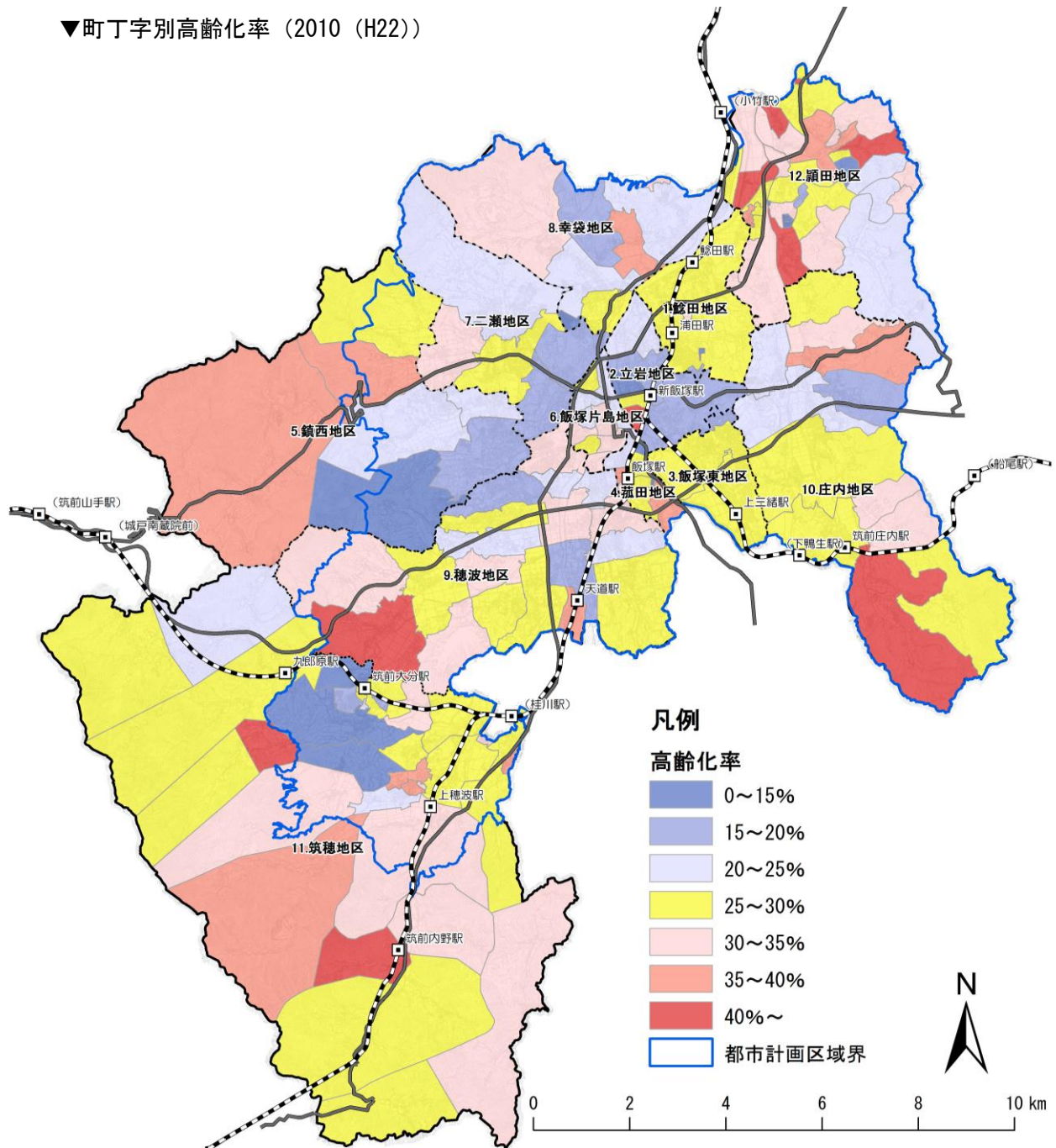
将来推計人口は、2035（平成47）年において110,439人。2010（平成22）年人口と比較して25年間で▲21,053人、約16%の減少が見込まれます。（地区別将来推計人口も、総人口の減少率には地域差（7.1%—27.9%）があるものの、年少人口の割合は、全ての地区で2010（平成22）年の割合（総人口の12.8%）を下回ることが見込まれます。）



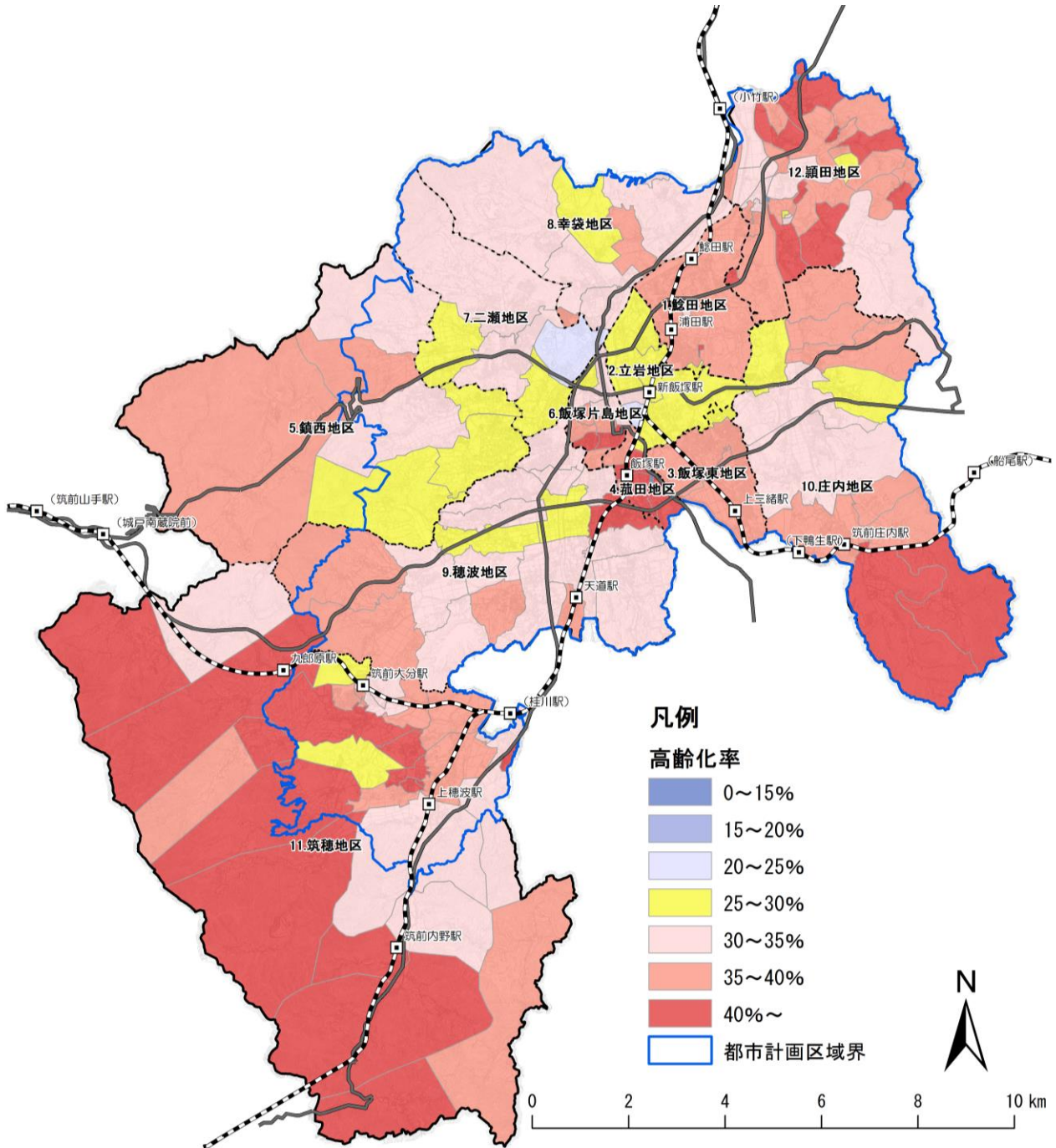
*将来人口の推計方法は、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計に準拠

高齢化率は、2010（平成22）年時点で35%を超える地域が見られますが、25%未満の地区も多数存在します。2035（平成47）年時点では、全ての地区で高齢化が進行し、多くの地区で30%以上となることを見込まれます。

▼町丁字別高齢化率（2010（H22））

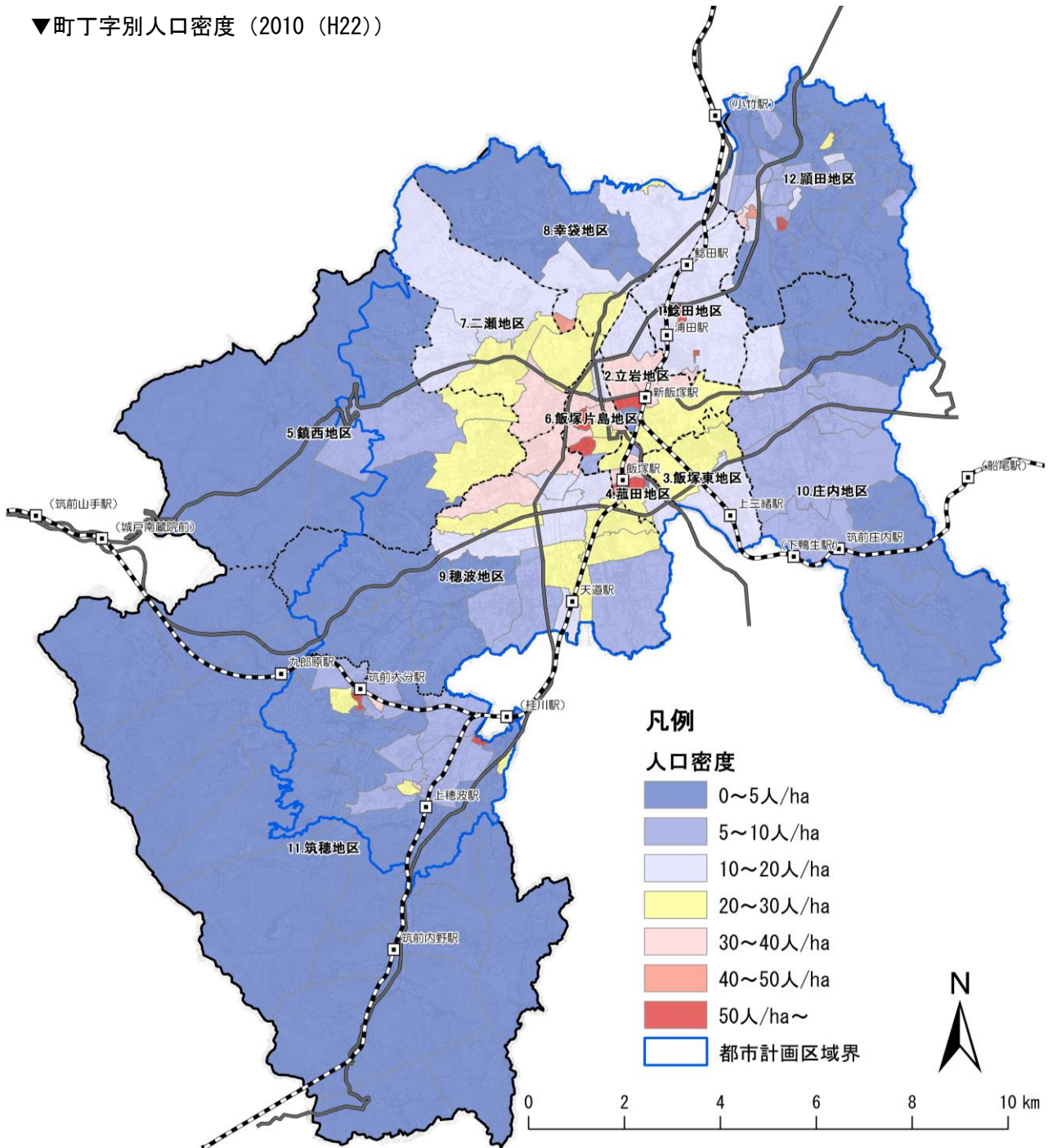


▼町丁字別高齢化率（2035（H47））

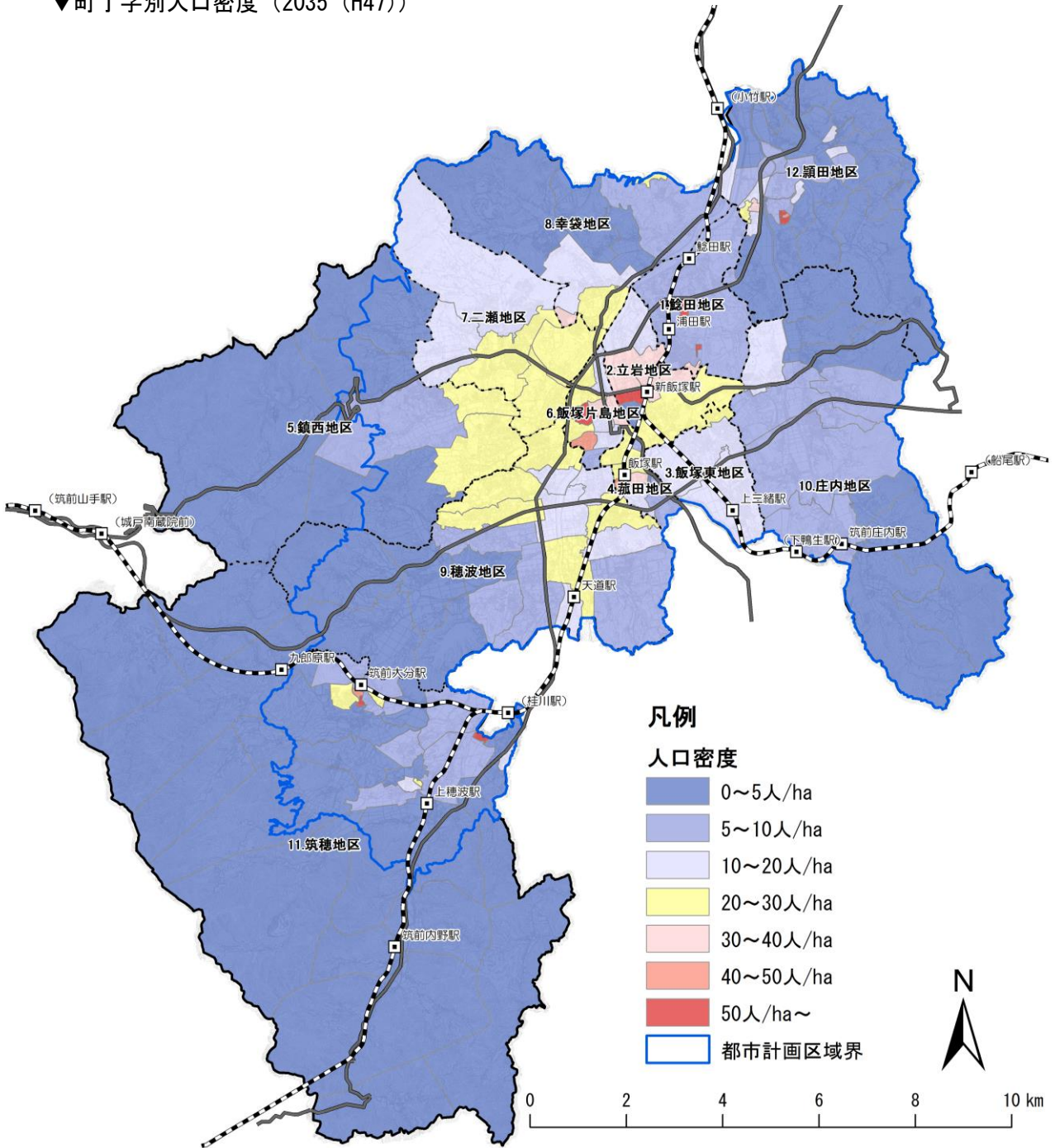


人口密度は、2010（平成22）年、2035（平成47）年ともに1ha（ヘクタール）40人以上の比較的高密度な地域が一部存在するものの、2035（平成47）年では、より多くの地区で低密度化が進行することが見込まれます。

▼町丁字別人口密度（2010（H22））



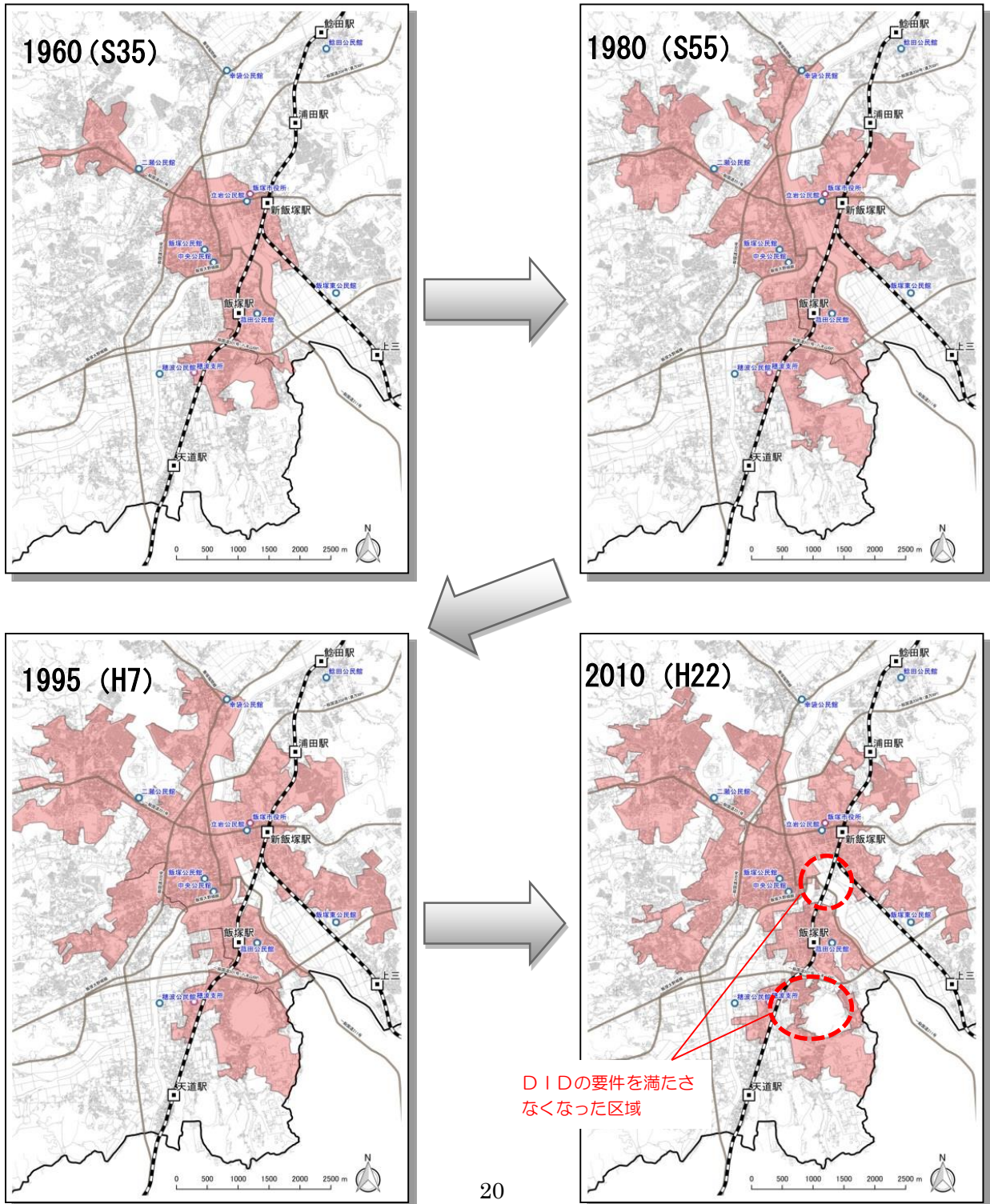
▼町丁字別人口密度（2035（H47））



(3) DID人口集中地区の推移

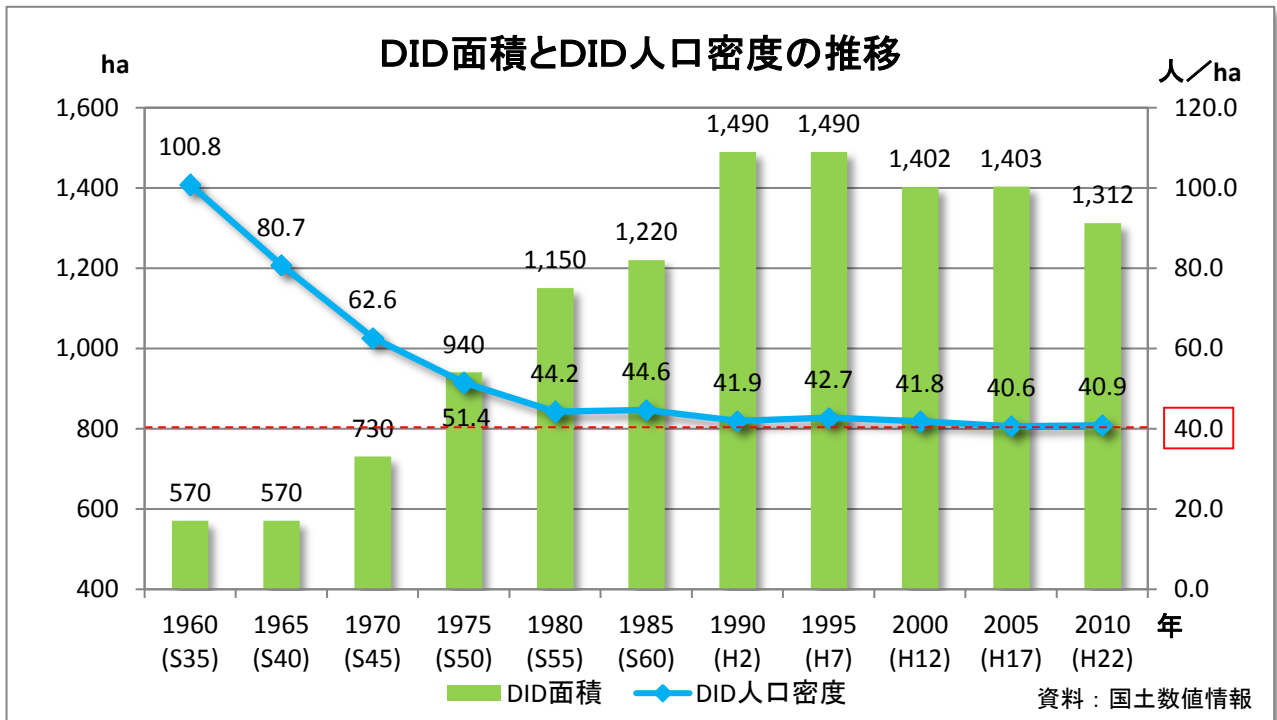
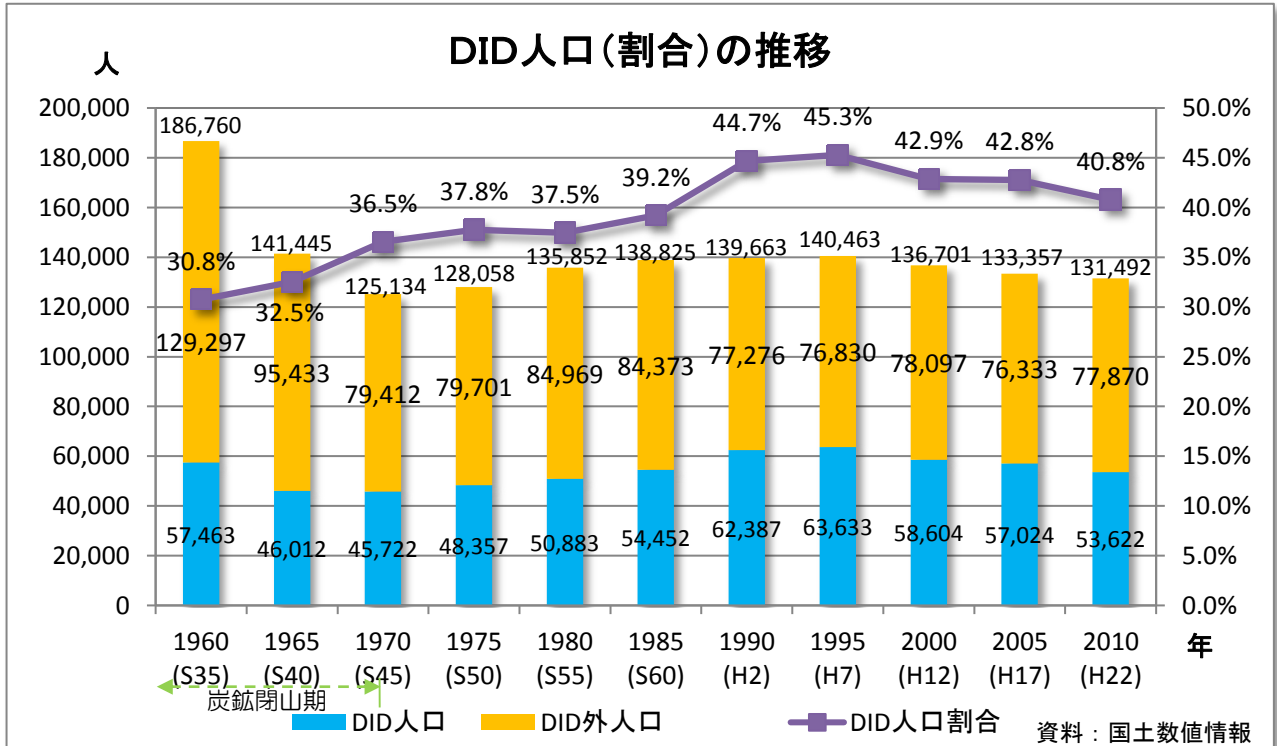
DID地区面積は、1960（昭和35）年時点で570ha（市域の約2.7%）、2010（平成22）年時点で2.3倍の1,312haとなっています。面積が拡大する一方で人口は減少していることから人口集中地区内で低密度化が進行し、1960（昭和35）年の人口集中地区から外れた区域が一部発生しており、市街地の空洞化が進んでいます。

▼DIDの変遷（1960（S35）⇒2010（H22））



D I D人口は、炭鉱閉山に伴い市全体の人口が激減する1970（昭和45）年までは減少するものの、その後、1995（平成7）年までは増加に転じ、1995（平成7）年以降の人口減少局面の中、減少に転じています。

D I D人口密度は、1960（昭和35）年の100.8人／haから減少が続き、2010（平成22）年はピーク時の約4割、40.9人／haに激減しており、市街地の低密度化が進行しています。



■人口集中地区(D I D)：人口密度が4,000人／k m²(40人／ha)以上の基本単位区が市区町村の域内に互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。

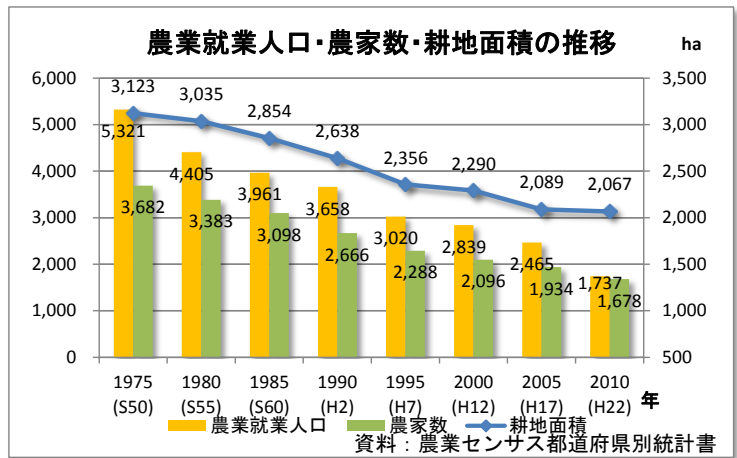
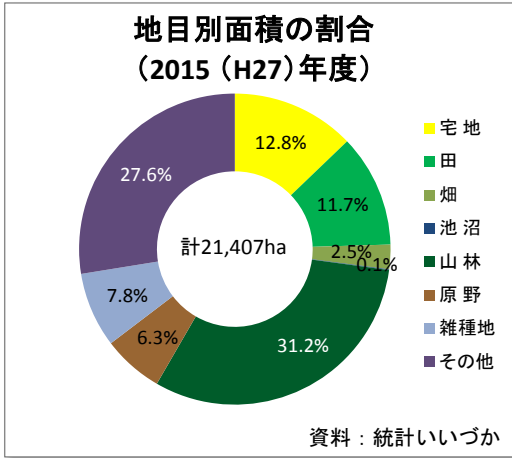
3. 都市機能等の現状分析と将来見通し

3-1 土地利用の動向

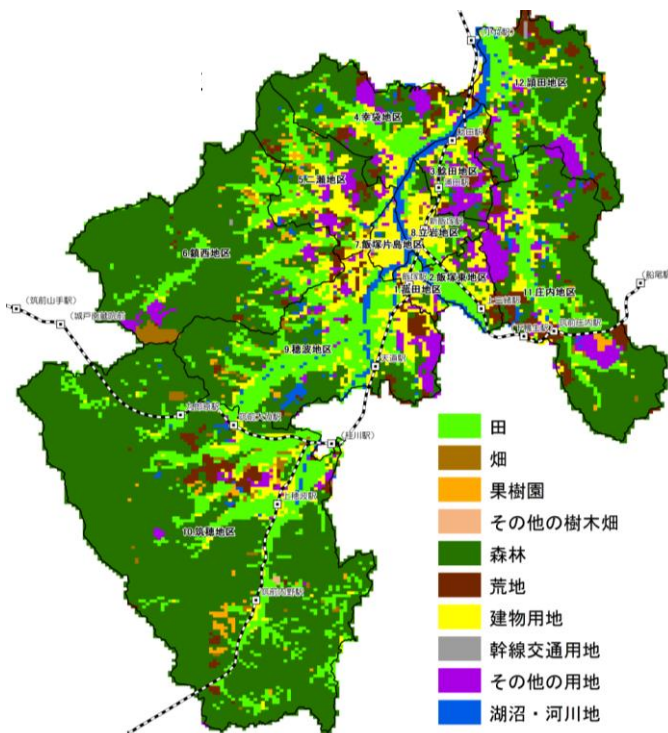
(1) 土地利用の推移

2015（平成 27）年時点における本市の地目別面積は、総面積は 21,407ha（214.07km²）、このうち宅地の割合は 12.8%、田・畑は 14.2%となっています。

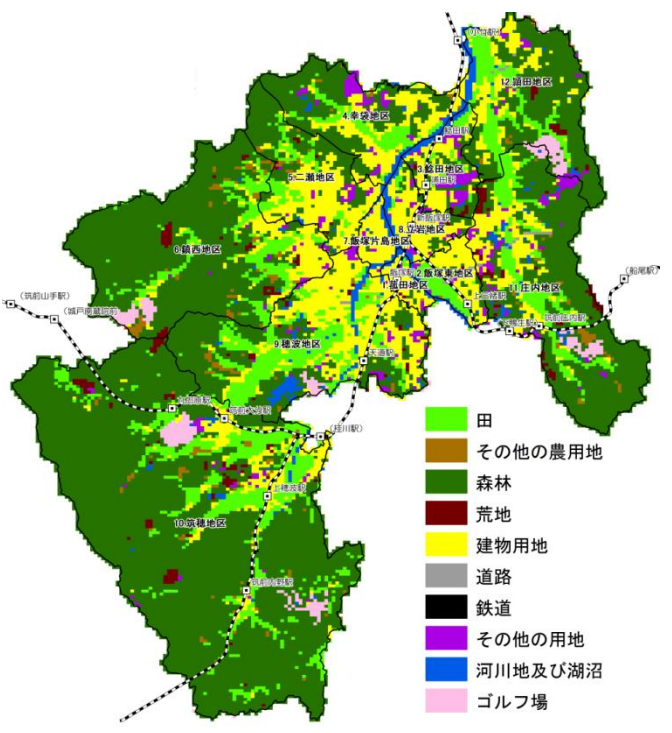
土地利用状況の推移を見ると、郊外開発等により、田畑やその他の用地（炭鉱跡地などの空き地）が減少した一方で、建物用地は大幅に拡大しています。



▼土地利用状況図 (1976 (S51))



▼土地利用状況図 (2009 (H21))

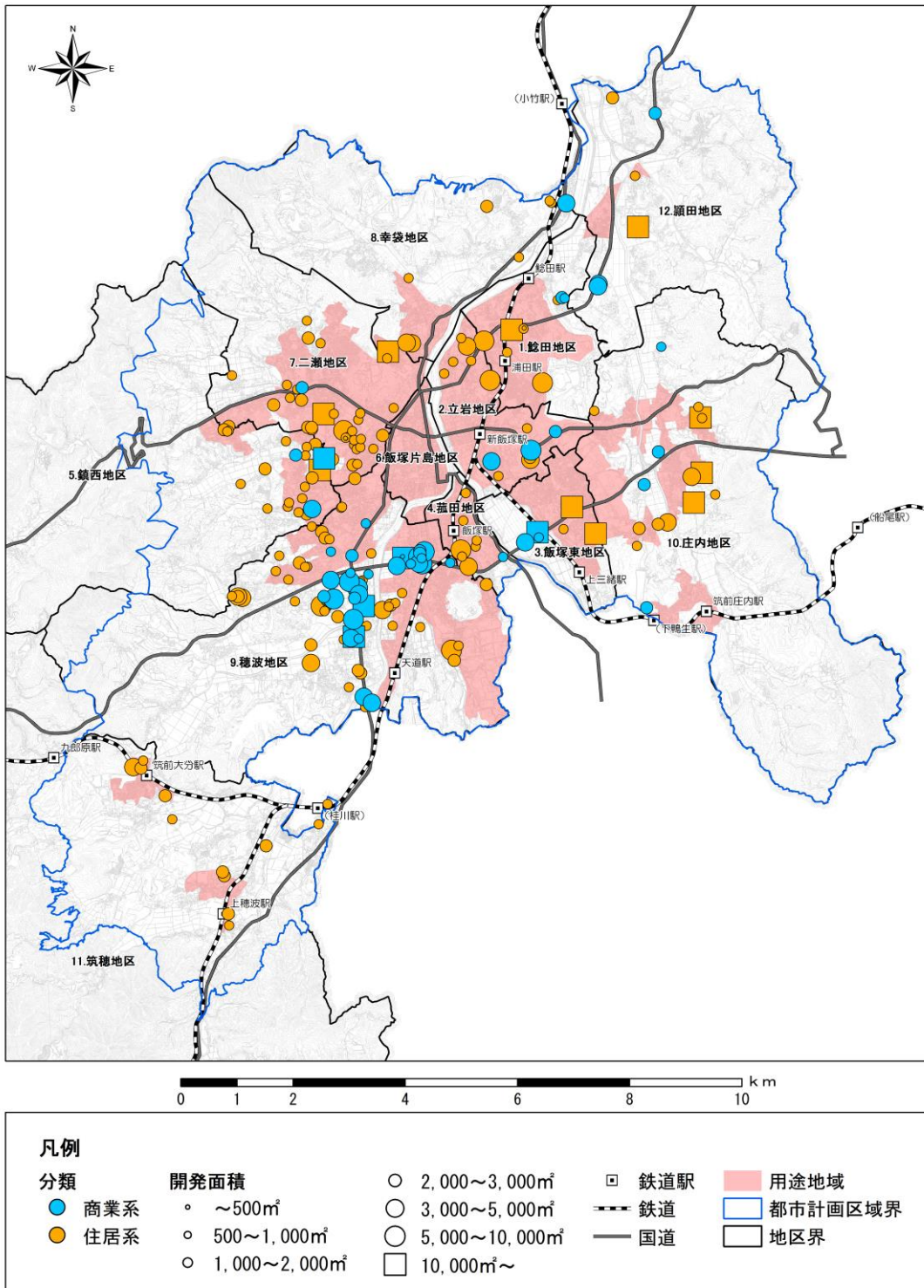


資料：国土数値情報

(2) 開発許可の動向

2006（平成18）年以降の開発許可面積の累計は156.9haとなっており、中心市街地域（新飯塚・飯塚地区）の面積99.6haの1.5倍強の規模となっています。（過去10年間の住居系開発面積は穂波地区、二瀬地区、庄内地区の順に大きくなっており、商業系開発面積は穂波地区が突出し、開発箇所は国道沿いに集中しています。）

▼開発状況図（2006（H18）－2014（H26））

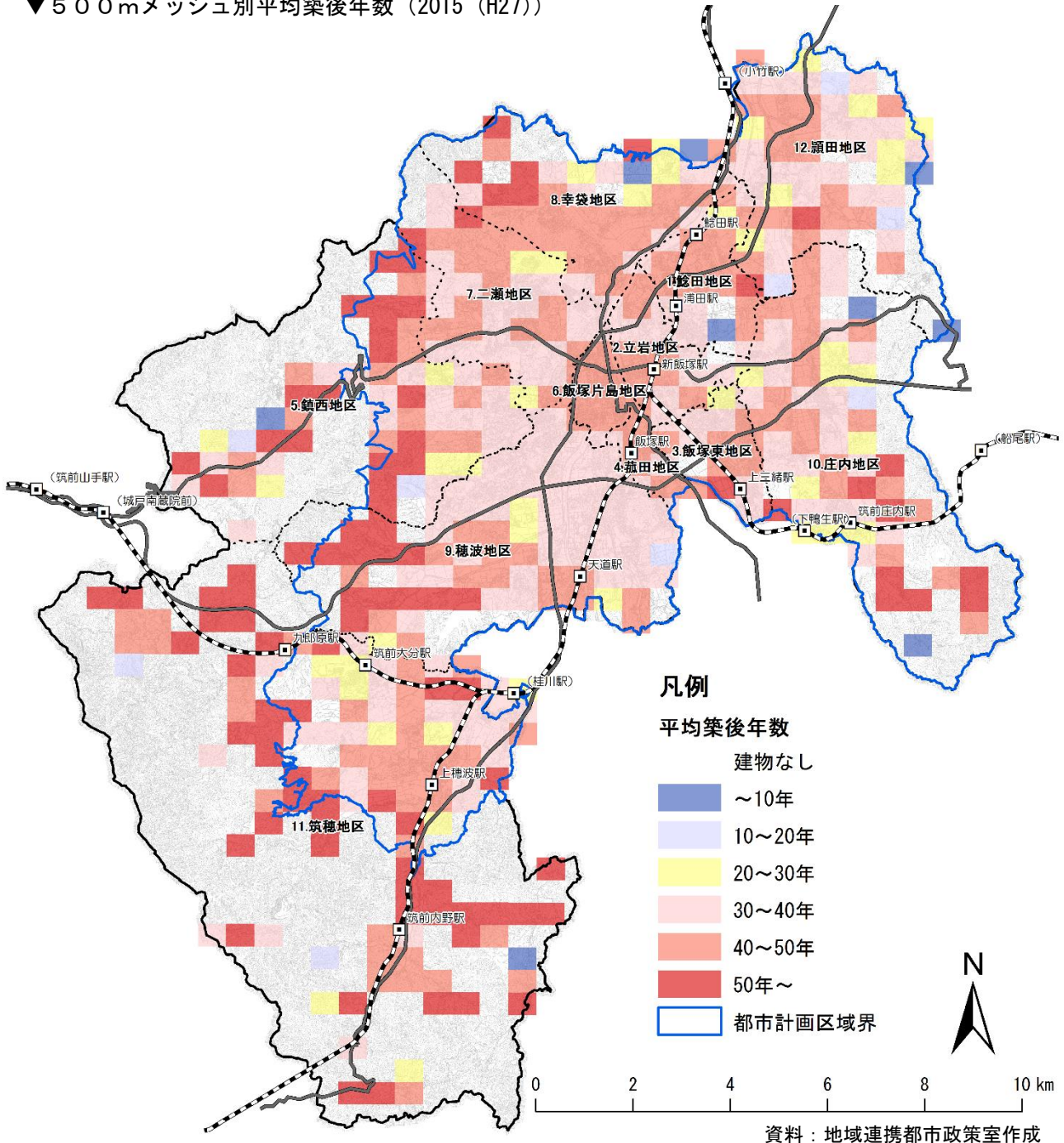


資料：都市計画課提供資料

(3) 住宅及び空家の動向

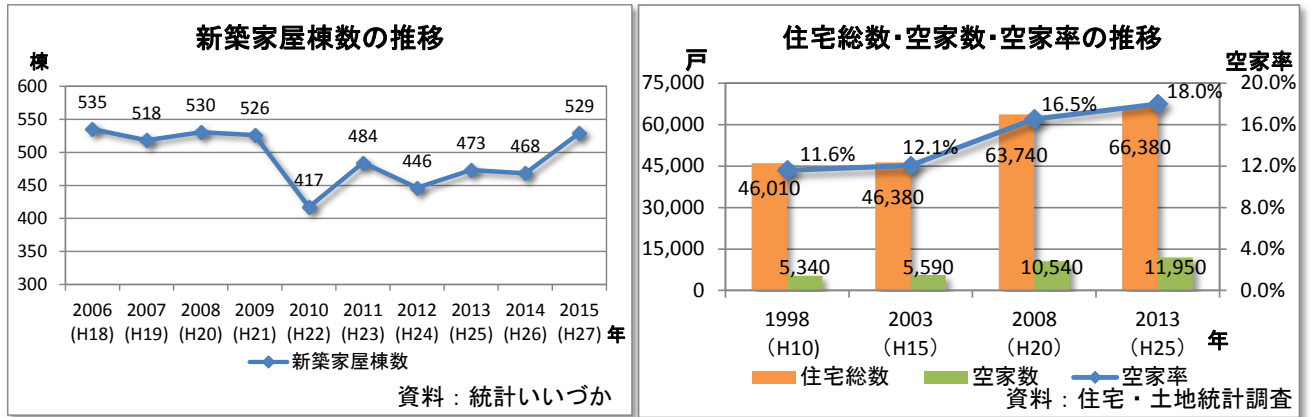
2015（平成 27）年時点における住宅の平均築後年数では、30 年以上の地区が多数を占めており、建物寿命（全国平均で 27 年）を超えた住宅が多く立地しています。

▼500mメッシュ別平均築後年数（2015（H27））



空家数は増加傾向にあり、2013（平成 25）年時点における空家数は 11,950 戸となっています。また、郊外での住宅系開発が進む一方、既存住宅の更新が進まず、住宅総数に占める空家の割合（空家率）は 18.0%で、全国平均 13.5%を大きく上回っています。

新築家屋棟数と空家数について、2009（平成 21）年から 2013（平成 25）年の期間でみると、2,346 棟の家屋が新築され、1,410 戸の空家が新たに発生しています。



本市の地価は、全ての調査地点で長期的な下落傾向にあり、下落率も大きくなっています。このため調査地点によっては 5 年前と比べ▲29.9%と大きく下落しています。

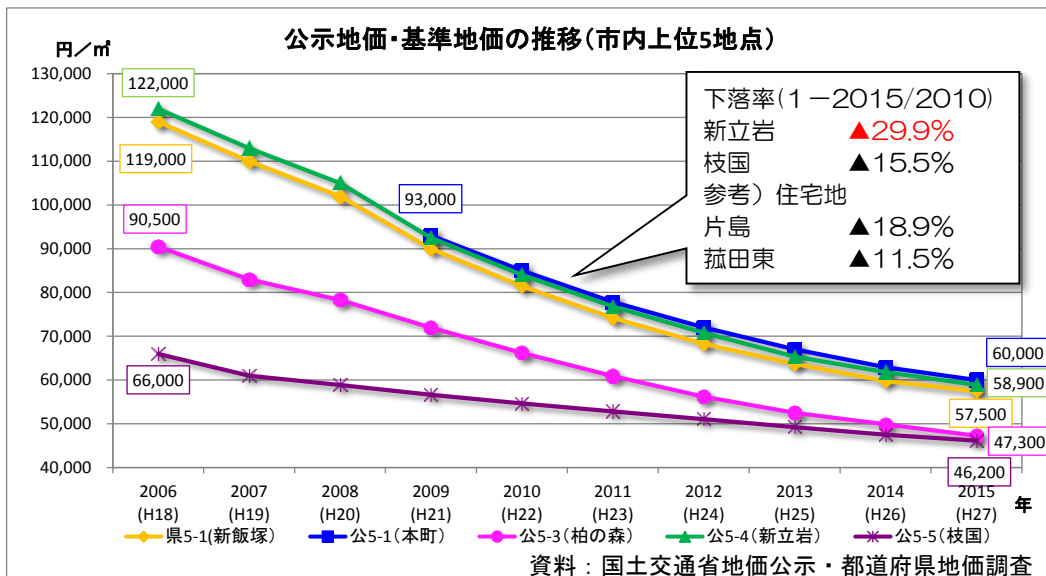
▼平成 27 年度基準地価の状況

<用途別対前年変動率及び平成 27 年平均価格>

(変動率：%/価格：円/㎡)

	住宅地			商業地			
	2014 (H26)	2015 (H27)	平均価格	2014 (H26)	2015 (H27)	平均価格	
福岡県	▲0.8	▲0.5	44,600	▲1.0	▲0.2	202,600	
福岡市	+1.8	+2.1	109,600	+3.4	+4.8	626,800	
北九州市	▲1.2	▲0.8	54,200	▲1.8	▲1.2	131,900	
沿線 J R	粕屋町	+0.9	+0.8	50,300	+2.8	+2.0	75,000
	篠栗町	▲1.5	▲1.0	43,000	▲1.3	▲0.8	64,700
	桂川町	▲1.5	▲1.6	16,600	▲3.2	▲3.0	26,300
飯塚市	▲2.5	▲2.3	20,100	▲5.1	▲3.8	35,400	

※数字は市（町）域の基準値の集計結果。（飯塚市は基準地 22 地点、福岡市は 54 地点、北九州市は 56 地点）



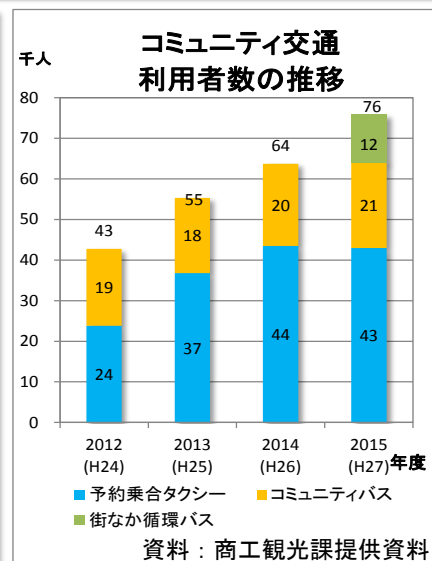
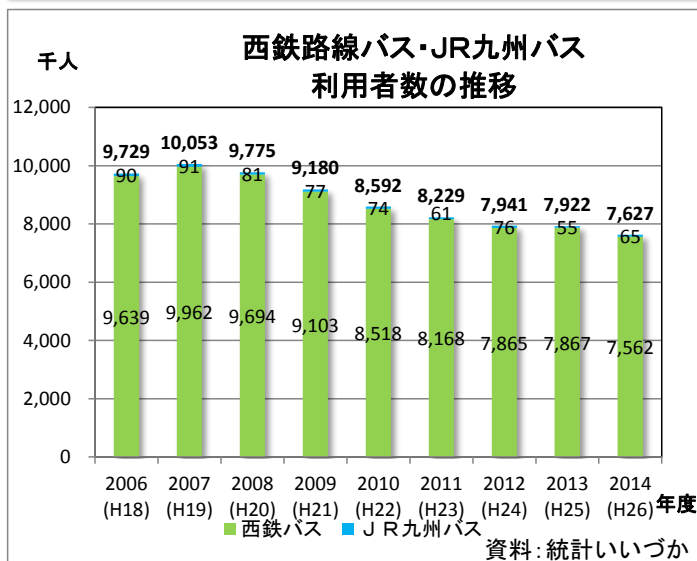
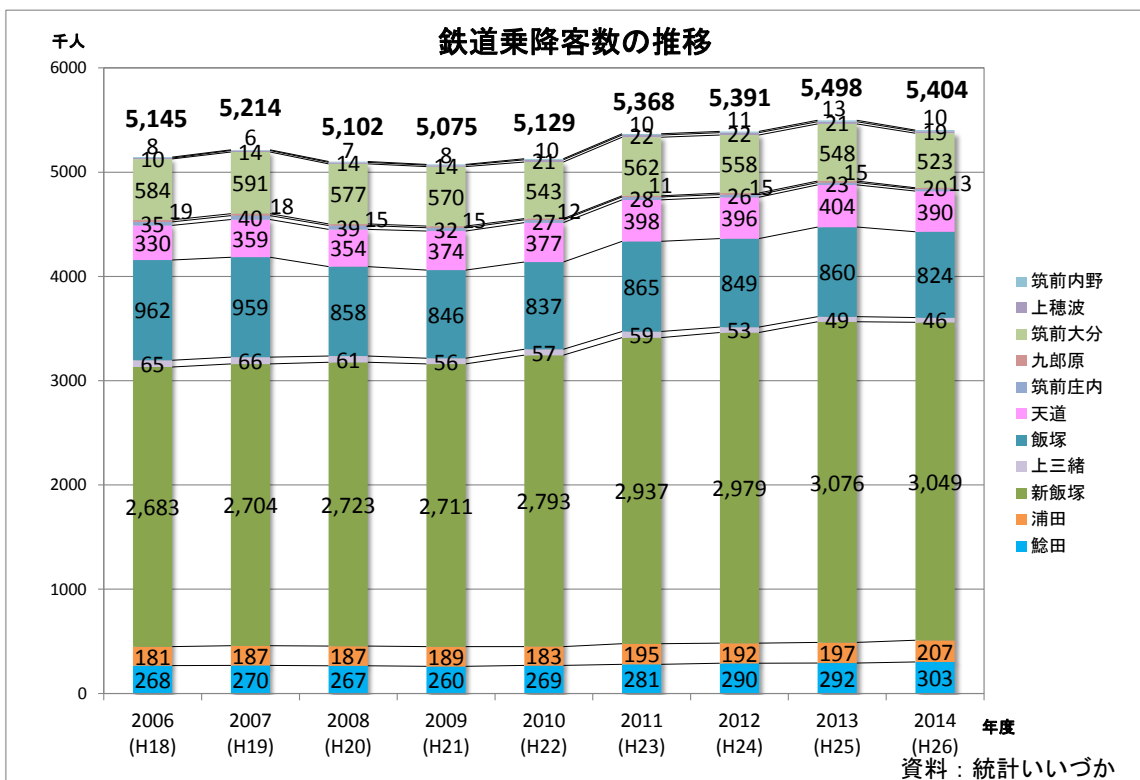
3-2 交通の動向と交通環境の将来見通し

(1) 交通の状況

鉄道乗降客数は、新飯塚駅での増加を主要因として増加傾向にあります。2006（平成18）年と比較し増加した駅と減少した駅の差が見られます。

バス利用者（民営バスの市内路線利用者）は、2007（平成19）年の1,000万人をピークに減少傾向にあり、減少幅は2割以上となっています。

民間路線を補完するコミュニティ交通の利用者は、本格運行開始時と比較し、増加しているものの民営バス利用者（2013（平成25）年）の1%に満たない状況となっています。

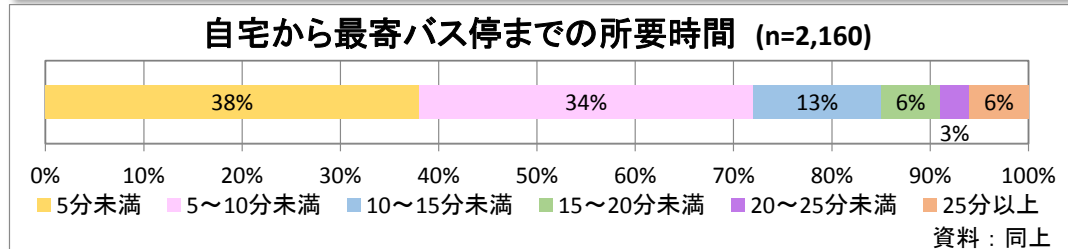
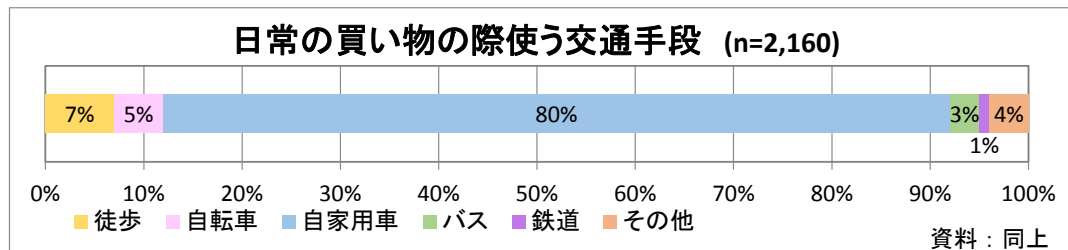
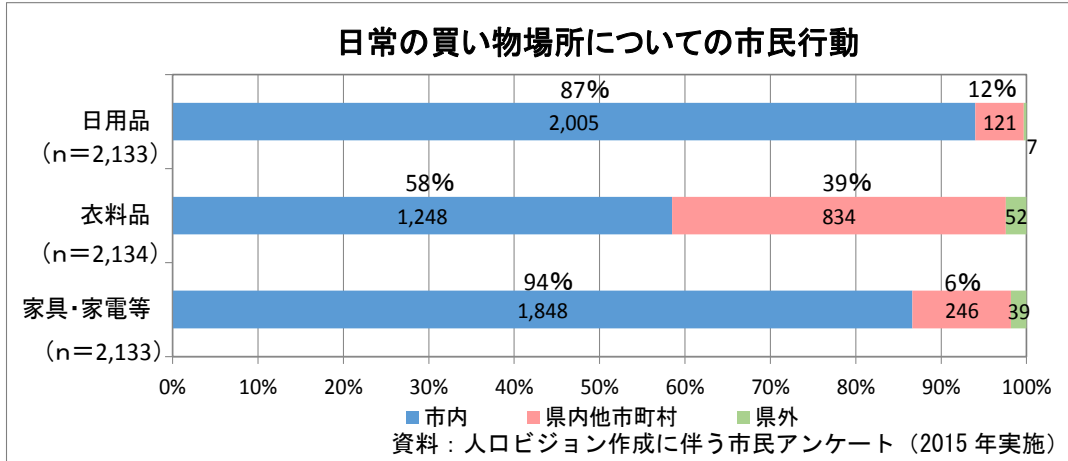


※西鉄バス…西鉄バス筑豊(株)の管轄のみ (特急・急行は含まず)

(2) 市民交通行動の状況

日常の買い物については、日用品の9割弱、衣料品の6割弱、家具・家電等の9割以上の市民が市内で買い物を行っており、その際の交通手段として、8割の方が自家用車を利用しています。

交通手段ごとの割合や運転免許の保有状況から高齢者にとっての徒歩圏や公共交通に関する重要性は高く、今後高齢者の増加に伴い、交通の便や買い物への不安も高まることが見込まれます。



▼車を持たない人の割合

	A 運転免許証は持っているが車は持たない	B 運転免許証も車も持たない	合計	A+B/n
全体 (n=2,215)	222	236	458	20.7%
70才以上 (n=240)	12	82	94	39.2%

資料：人口ビジョン作成に伴う市民アンケート

▼（参考）全国の運転免許保有者状況 (2010 (H22))

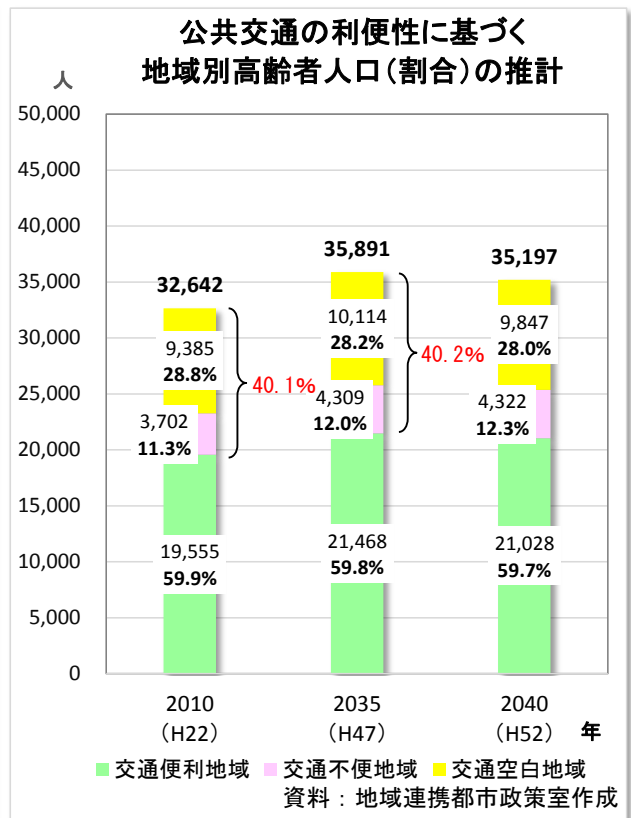
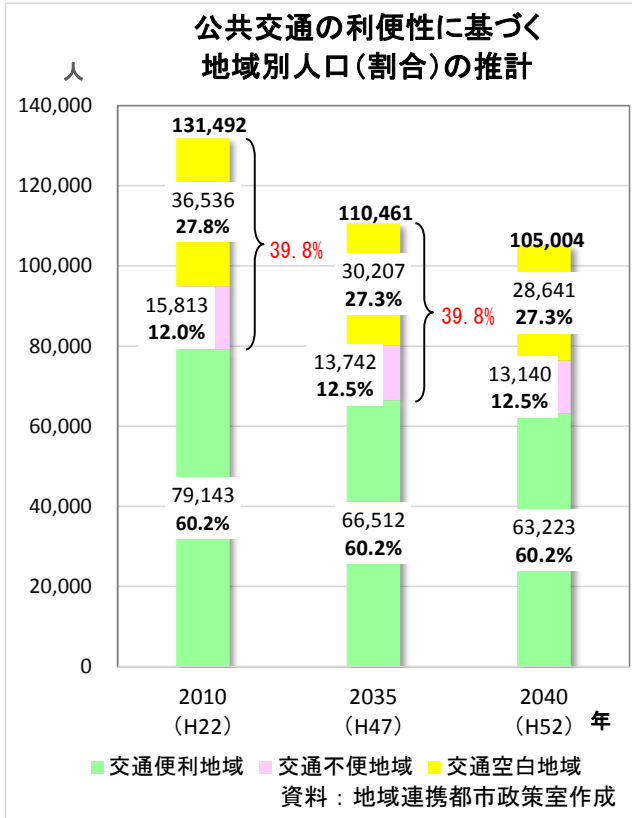
	運転免許保有者数	国勢調査人口	割合 (%)
人数 (千人)	81,010	109,059	74.3
うち65才以上 (千人)	12,754	29,246	43.6
割合 (%)	15.7	26.8	—

資料：運転免許統計、国勢調査

(3) 交通環境の将来見通し

交通便利地域においても交通不便地域や交通空白地域と同様に将来人口の減少、人口密度の低下が見込まれ、公共交通利用者数の減少とそれに伴う交通サービスの縮小が懸念されます。

2010（平成22）年時点においては、公共交通便利地域以外に居住する人の割合は全体の4割となっており、人口が減少する2035（平成47）年においてもこの割合は変わらず、高齢者の4割が公共交通不便地域又は公共交通空白地域に居住することが見込まれます。



▼公共交通の利便性に基づく地域別人口密度の推移

分類	単位: 人/ha		
	2010 (H22)	2035 (H47)	2040 (H52)
公共交通便利地域	18.7	15.7	15.0
公共交通不便地域	16.9	14.7	14.0
公共交通空白地域	2.2	1.9	1.8

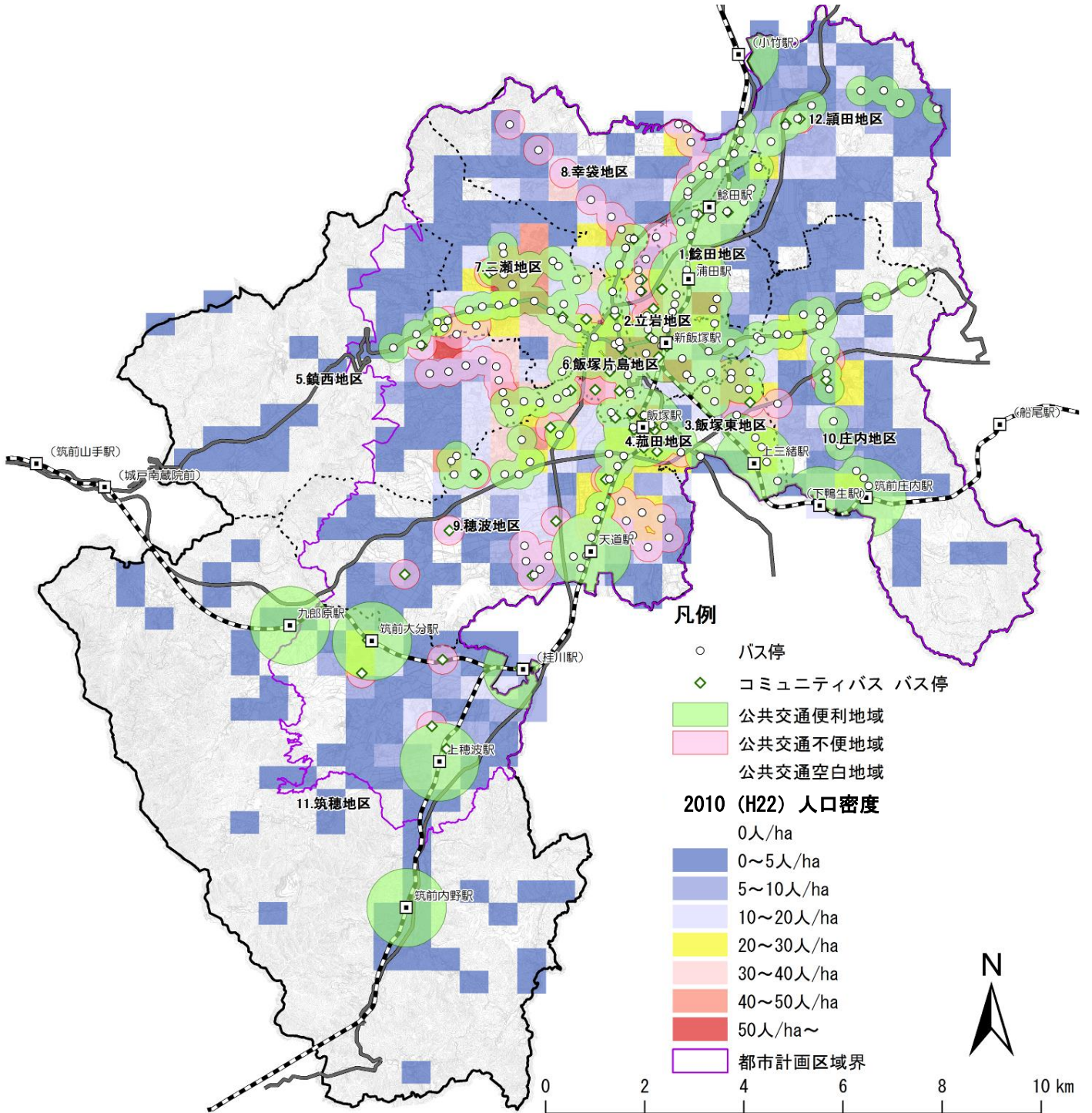
資料：国勢調査をもとに推計・加工

■公共交通の利便性に基づく地域（公共交通便利地域、不便地域、空白地域）

		バス		
		バス停から300m圏内		バス停から300m圏外
		運行本数15回/日(往復)以上	運行本数15回/日(往復)未満	
鉄道	駅から800m圏内	公共交通便利地域		
	駅から800m圏外	公共交通不便地域	公共交通空白地域	

資料：都市構造評価ハンドブックを参考に市作成

▼公共交通の利便性に基づく地域とメッシュ別人口密度の重ね合わせ



資料：国勢調査、国土数値情報、バス時刻表をもとに加工

3-3 都市機能の現状分析と将来見通し

(1) 都市機能施設（生活サービス関連施設）の立地状況

本市には様々な施設が立地していますが、このうち市民が生活する上で利用する施設（娯楽に関する施設を除く、いわゆる生活サービス関連施設（表中赤字）の総数は2,316件となっています。

市域全体でみると生鮮三品取扱店、子育て施設は徒歩圏人口カバー率8割未満で歩いて暮らせる施設の立地状況とはなっていないことが分かります。

▼生活サービス関連施設の立地件数（2015（H27））

都市機能	生活サービス関連施設		市内立地件数
商業	最寄品店 （日用品店）	生鮮三品 取扱店	スーパーマーケット 25 (12)
		個店	51 (0)
		小計	76 (12)
	（うち大規模小売店舗） （※1）	コンビニエンスストア	66 (0)
		ドラッグストア	15 (5)
		その他の最寄品店	41 (2)
	買回品店【家電量販店、ホームセンター、婦人服店等】		163 (21)
飲食店（外食店）		661	
医療	病院	一般病院（うち二次・三次救急医療機関）	12 (8)
		〃（うち内科）	(11)
		精神科病院	1
		結核療養所	0
	一般診療所（うち内科を有する診療所）		113 (69)
	歯科診療所		79
その他（急患センター）		1	
福祉 （高齢者）	通所系福祉施設	通所介護（デイサービス）	90
		通所リハビリテーション（デイケア）	8
		小計	98
	訪問系福祉施設	訪問介護（ホームヘルプサービス）	81
		訪問看護・訪問リハビリテーション等	14
	小規模多機能型福祉施設	小規模多機能型居宅介護	5
		短期入所生活介護（ショートステイ[特養・有料ホーム等]）	17
		短期入所療養介護（ショートステイ[老健・療養型]）	6
		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	20
		特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	7
		地域密着型特定施設入居者生活介護	4
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2
		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	14
介護老人保健施設・介護療養型医療施設	7		
福祉 （障がい者）	通所系福祉施設	自立訓練	5
		就労移行支援（一般型）	6
		就労継続支援（A型）	2
		就労継続支援（B型）	14
		生活介護	18
		保育所等訪問支援	2
		児童発達支援	9
		放課後等デイサービス	8
		小計（※2）	39
		訪問系福祉施設	居宅介護
	入所系福祉施設	施設入所支援	8
短期入所		10	
障がい児入所支援		1	

都市機能	生活サービス関連施設		市内立地件数
子育て	保育所（うち①認可外保育所、②認定こども園）		36 (①5・②4)
	幼稚園（うち認定こども園）		13 (4)
	子育て支援センター		5
	病後児保育施設		2
	合計		52
教育	小学校（うち小中一貫校）		23 (1)
	中学校（うち小中一貫校、中高一貫校）		12 (各1)
	高等学校		4
	大学		3
防災防犯	避難所		84
	消防署、消防分署		6
	警察署、交番		10
地域経済関連（上記以外部分）	郵便局		27
	金融機関	店舗	29
		ATMのみ	33
	ガソリンスタンド		40
行政	本庁・支所		5
	地区公民館		12
	図書館・図書室		16
	文化施設（文化会館・歴史資料館・観光文化施設）		6
	スポーツ施設		34
	都市公園（開設）		52
	その他		31
交通	鉄道駅		11
	バス停留所等	民営バスターミナル・停留所	201
		コミュニティバス停留所	48
	小計		249
生活サービス関連施設 合計			2,316

（医療機関は2014（平成26）年4月1日現在、その他の情報は2015（平成27）年9月1日現在の情報にて作成。）

（※1）大規模小売店舗：大規模小売店舗立地法による建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗。

（※2）福祉施設の合計：複数のサービスを実施している施設があるため、サービス毎の合計と施設数小計が合わない場合がある。

資料：【商業】大型小売店要覧、日本スーパー名鑑、iタウンページ、経済センサス【医療】健康・スポーツ課提供資料、【福祉】飯塚市内介護保険指定事業所一覧、指定障害福祉サービス事業所一覧、【子育て・教育】子育て支援課提供資料、【防災防犯】防災安全課提供資料、【地域経済関連】iタウンページ、施設HP、【行政】統計いろいろ、都市計画課提供資料、【交通】国土数値情報、各バス会社HP

▼生活利便施設（通所型）の徒歩圏人口カバー率（2010（H22））

	施設名	徒歩圏人口カバー率
商業施設	生鮮三品取扱店	78.0%
	コンビニエンスストア	87.9%
医療施設	一般病院（内科）、 一般診療所（内科）	81.8%
福祉施設	高齢者通所系福祉施設、 障がい者通所系福祉施設	92.5%
子育て施設	保育所、幼稚園、認定こども園、 子育て支援センター、病後児保育施設	77.8%
教育施設	小学校、中学校	99.9%

資料：地域連携都市政策室作成

■徒歩圏人口カバー率の計算方法：各施設の徒歩圏内人口／市全体人口×100%

* 徒歩圏人口カバー率の圏域設定の根拠

・教育施設以外は、「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」をもとに徒歩圏を「施設を中心に800mの範囲」に設定。

・教育施設は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（文部科学省）」をもとに徒歩圏を小学校は「学校を中心に4kmの範囲」、中学校は「学校を中心に6kmの範囲」に設定

・800mの徒歩所要時間は10分＝800m÷80m/分（速度は不動産の表示に関する公正競争規約施行規則引用）

■徒歩圏人口密度の計算方法：各施設の徒歩圏内人口／圏域面積（人/ha）

(2) 生活利便施設の徒歩圏人口密度の将来見通し

生活利便施設の徒歩圏人口カバー率の高い地区が複数存在するものの、徒歩圏人口密度は全体的に低く、立岩地区を除く全ての地区で生活利便施設の徒歩圏人口密度は低下が見込まれ、施設利用者数の減少が懸念されます。

▼地区別徒歩圏人口密度の推移・立地件数・徒歩圏人口カバー率（1/2）

施設種類	地区名	徒歩圏人口密度（人/ha）		立地件数 （2015（H27））	徒歩圏人口 カバー率 （2035（H47））
		2010 （H22）	2035 （H47）		
生鮮三品取扱店	鯉田地区	18.1	14.3	2	79.9%
	立岩地区	25.5	25.6	6	99.6%
	飯塚東地区	21.3	14.8	4	90.4%
	菰田地区	26.5	19.5	3	100.0%
	鎮西地区	14.4	13.9	5	64.2%
	飯塚片島地区	33.2	27.1	16	100.0%
	二瀬地区	29.1	25.4	12	88.8%
	幸袋地区	13.7	11.2	4	54.1%
	穂波地区	19.4	16.4	14	83.9%
	庄内地区	9.7	8.1	5	67.6%
	筑穂地区	9.5	7.5	4	62.0%
	穎田地区	8.9	6.9	1	29.6%
	計	18.0	15.3	76	78.0%
	コンビニエンスストア	鯉田地区	13.1	10.2	1
立岩地区		24.7	24.8	9	100.0%
飯塚東地区		23.0	16.1	3	100.0%
菰田地区		26.3	19.3	3	100.0%
鎮西地区		22.6	21.9	2	68.6%
飯塚片島地区		33.2	27.1	5	100.0%
二瀬地区		29.4	25.5	10	97.0%
幸袋地区		12.0	10.1	5	84.7%
穂波地区		17.1	14.5	15	91.4%
庄内地区		8.7	7.3	6	80.6%
筑穂地区		11.4	8.5	3	71.1%
穎田地区		8.2	6.5	4	66.9%
計		17.6	14.9	66	87.9%
一般病院・診療所 （内科）		鯉田地区	15.0	11.9	4
	立岩地区	25.4	25.6	8	99.1%
	飯塚東地区	22.3	15.5	3	99.3%
	菰田地区	26.3	19.3	7	100.0%
	鎮西地区	30.5	29.6	1	74.9%
	飯塚片島地区	33.2	27.1	13	100.0%
	二瀬地区	26.3	22.8	16	89.3%
	幸袋地区	13.7	11.5	5	77.1%
	穂波地区	15.9	13.3	12	82.5%
	庄内地区	11.3	9.4	3	54.3%
	筑穂地区	11.2	8.8	6	68.6%
	穎田地区	7.0	5.4	2	38.4%
	計	18.1	15.3	80	81.8%

資料：【生鮮三品取扱店】大型小売店要覧、日本スーパー名鑑、iタウンページ
【コンビニエンスストア】iタウンページ、店舗HP 【病院・診療所】健康・スポーツ課提供資料
【人口密度】国勢調査をもとに加工・推計 ※医療の常駐しない診療所を除く

▼地区別徒歩圏人口密度の推移・立地件数・徒歩圏人口カバー率（2/2）

施設種類	地区名	徒歩圏人口密度（人/ha）		立地件数 (2015(H27))	徒歩圏人口 カバー率 (2035(H47))
		2010 (H22)	2035 (H47)		
通所系福祉施設	鯉田地区	12.5	9.8	6	89.8%
	立岩地区	24.7	24.8	7	100.0%
	飯塚東地区	22.2	15.4	8	99.7%
	菰田地区	26.3	19.3	3	100.0%
	鎮西地区	9.0	8.5	13	93.9%
	飯塚片島地区	33.2	27.1	6	100.0%
	二瀬地区	20.0	17.5	16	97.4%
	幸袋地区	9.0	7.4	13	87.9%
	穂波地区	14.6	12.3	23	95.1%
	庄内地区	8.3	6.9	15	94.0%
	筑穂地区	5.2	4.0	12	64.2%
	穎田地区	5.4	4.2	15	86.6%
	計	12.2	10.3	137	92.9%
子育て施設	鯉田地区	16.4	13.2	2	73.7%
	立岩地区	26.0	26.1	4	99.7%
	飯塚東地区	27.4	19.1	2	90.2%
	菰田地区	27.6	20.2	4	98.7%
	鎮西地区	22.0	20.9	2	60.7%
	飯塚片島地区	33.2	27.1	4	100.0%
	二瀬地区	30.0	25.9	7	85.0%
	幸袋地区	15.3	13.0	3	71.0%
	穂波地区	16.6	14.0	14	91.4%
	庄内地区	9.6	7.8	4	65.5%
	筑穂地区	7.4	5.4	3	28.6%
	穎田地区	8.8	6.9	3	60.1%
	計	16.5	13.9	52	77.8%
教育施設	鯉田地区	15.5	12.3	1	100.0%
	立岩地区	24.8	24.8	5	100.0%
	飯塚東地区	21.3	14.8	1	100.0%
	菰田地区	26.3	19.3	1	100.0%
	鎮西地区	11.6	11.0	5	100.0%
	飯塚片島地区	34.2	28.0	2	100.0%
	二瀬地区	20.9	18.3	2	100.0%
	幸袋地区	10.1	8.3	3	100.0%
	穂波地区	15.8	13.3	7	100.0%
	庄内地区	8.1	6.7	2	100.0%
	筑穂地区	5.7	4.3	4	99.3%
	穎田地区	5.5	4.4	1	100.0%
	計	13.6	11.5	34	99.9%

（赤字：施設種類ごと、地区ごとの立地件数最大数、徒歩圏人口カバー率99%以上（教育施設を除く））

資料：【通所型福祉施設】飯塚市内介護保険指定事業所一覧、指定障害者福祉サービス事業所一覧
【子育て施設】子育て支援課提供資料 【教育施設】教育総務課提供資料
【人口密度】国勢調査をもとに加工・推計 ※医療の常駐しない診療所を除く

（3）生活利便施設の交通利便性の状況

生鮮三品取扱店、一般病院・診療所の交通便利地域に立地する割合は高く、それ以外の生活利便施設の4分の1以上は交通便利地域以外に立地しています。

通所系福祉施設の公共交通便利地域での立地割合は他の施設に比べて低く、相対的に公共交通空白地域における同施設の立地割合が高くなっています。

▼公共交通の利便性に基づく地域別施設立地件数（2015(H27)）

施設立地数 (割合)	公共交通 便利地域	公共交通 不便地域	公共交通 空白地域	計
生鮮三品取扱店	62 (81.6%)	7 (9.2%)	7 (9.2%)	76
コンビニエンスストア	48 (72.8%)	6 (9.1%)	12 (18.1%)	66
一般病院（内科） 診療所（内科）	69 (86.3%)	5 (6.2%)	6 (7.5%)	80
通所系福祉施設	82 (59.8%)	12 (8.8%)	43 (31.4%)	137
高齢者通所系福祉施設	61 (62.2%)	8 (8.2%)	29 (29.6%)	98
障がい者通所系福祉施設	21 (53.8%)	4 (10.3%)	14 (35.9%)	39
子育て施設	34 (65.4%)	6 (11.5%)	12 (23.1%)	52

資料：P31に同じ

▼公共交通の利便性に基づく地域（公共交通便利地域、不便地域、空白地域）の定義（再掲）

		バス		
		バス停から300m圏内		バス停から 300m圏外
		運行本数15回／日 (往復)以上	運行本数15回／日 (往復)未満	
鉄 道	駅から 800m圏内	公共交通便利地域		
	駅から 800m圏外	公共交通 不便地域		公共交通 空白地域

資料：都市構造評価ハンドブックを参考に市作成

（４）生活利便施設の立地の変遷

過去15年間における商業施設の立地の変遷を見ると、各地区でのスーパーマーケットの閉店が際立っています。商業施設数の変遷において、スーパーマーケットの開業数は9件、閉店数は32件と閉店数は開店数の3倍以上となっています。

2008（平成20）年以降の医療施設の立地の変遷を見ると、一般診療所において開業数が閉院数の3倍以上となっています。また、病院については、立地状況に変化はないものの、近年、病棟の建替や増築など施設の更新が図られています。

▼商業施設数の変遷

施設数	2000 (H12)	2015 (H27)	2000-2015 (H12-H27) 開業数	2000-2015 (H12-H27) 閉店数
スーパーマーケット	48	25	9	32
ドラッグストア (1,000㎡以上)	0	6	6	0
日用品店 (1,000㎡以上)	1	2	1	0
買回品店 (1,000㎡以上)	15	21	11	5

▼医療施設数の変遷

施設数	2008 (H20)	2014 (H26)	2008-2014 (H20-H26) 開業数	2008-2014 (H20-H26) 閉院数
病院	13	13	0	0
一般診療所	128	136	11	3
歯科	78	79	6	5

▼一般病院（内科・小児科）の更新状況

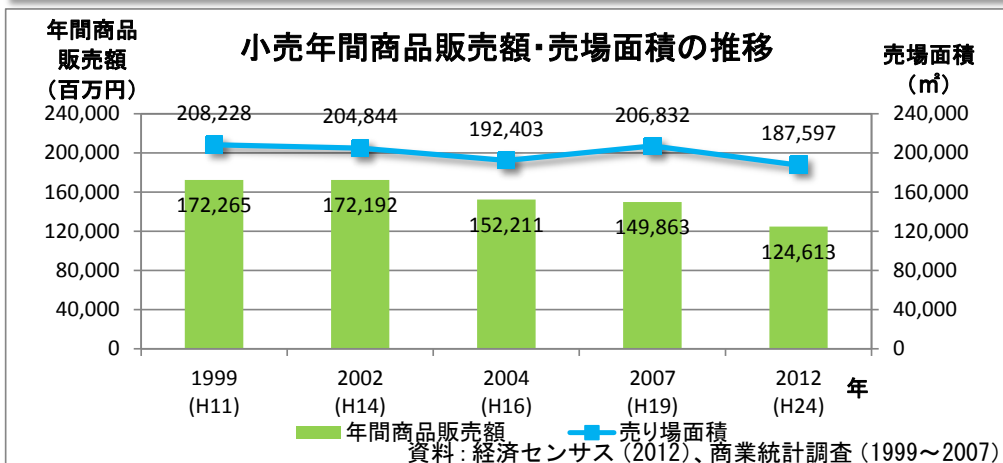
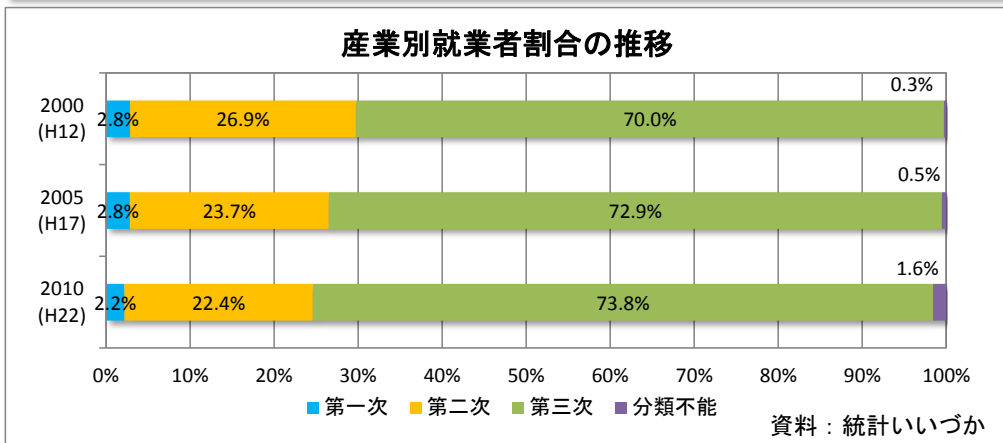
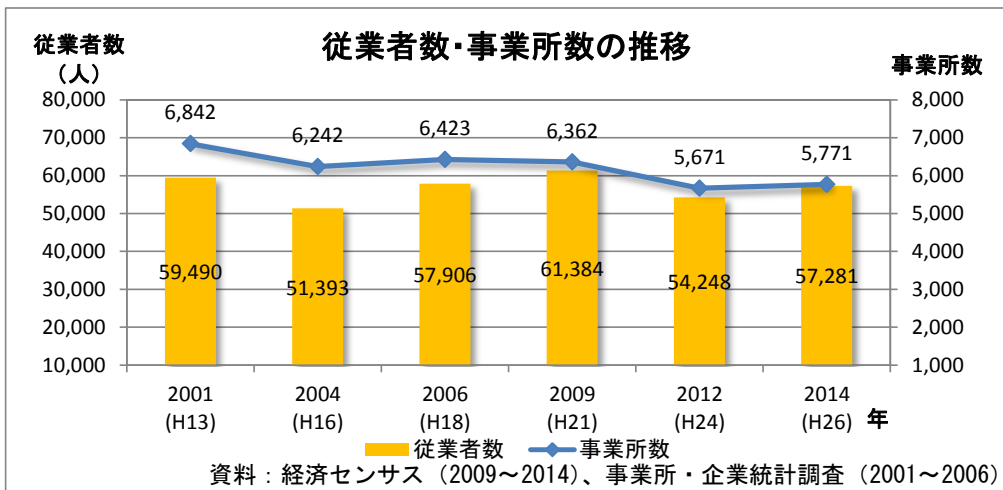
病院名	建替病棟	年度	救急医療体制
飯塚嘉穂病院 (福岡県済生会飯塚嘉穂病院)	新病棟	2011（平成23）年度	2次医療機関
穎田病院 (医療法人博愛会穎田病院)	新棟	2012（平成24）年度	—
総合せき損センター (独立行政法人労働者健康安全 機構総合せき損センター)	新病棟	2012（平成24）年度	2次医療機関
飯塚病院	新病棟	2012（平成24）年度	3次医療機関
飯塚市立病院	本館	2013（平成25）年度	2次医療機関

3-4 産業構造の状況

産業構造の状況について、事業所数、従業者数ともに減少傾向にあります。

産業別の就業者割合は、7割以上を第3次産業が占めています。第3次産業の就業者割合は年々増加しており、商業施設や医療・福祉施設等の撤退は雇用に大きく影響するものと考えられます。

小売店を取り巻く環境の推移を見ると、2007（平成19）年に比較し、2012（平成24）年の年間商品販売額、売場面積はともに大きく減少しており、厳しい商業環境にあります。

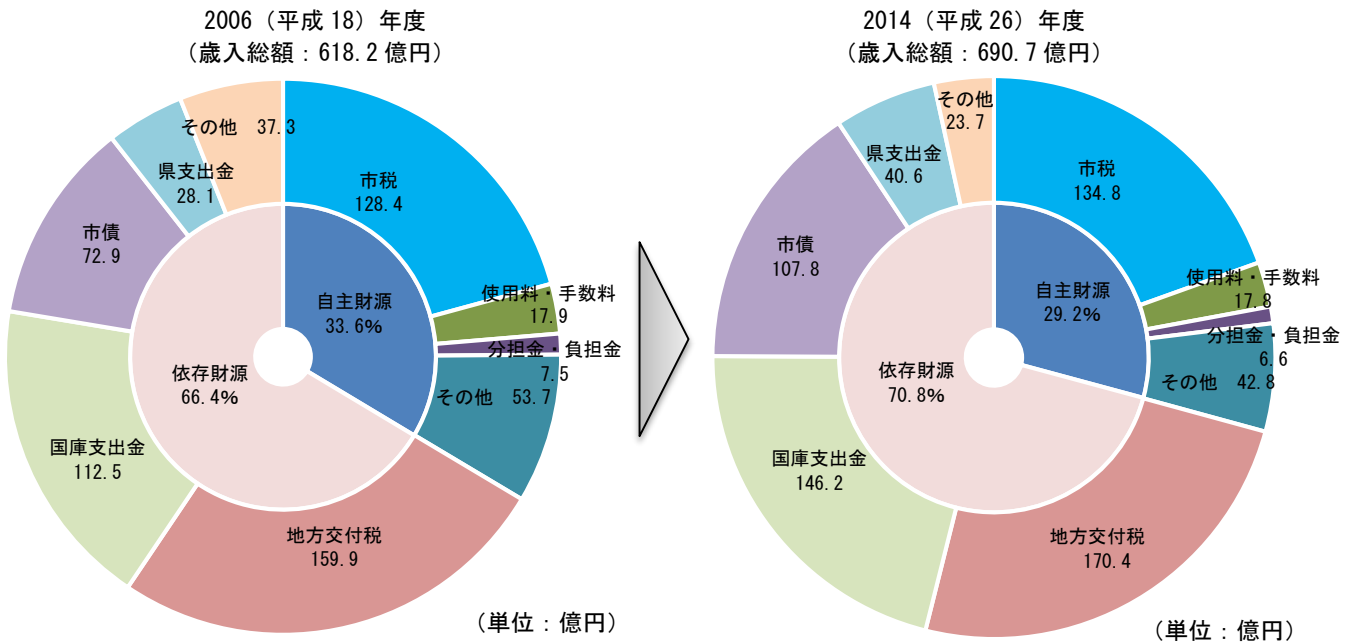


3-5 財政の状況と将来見通し

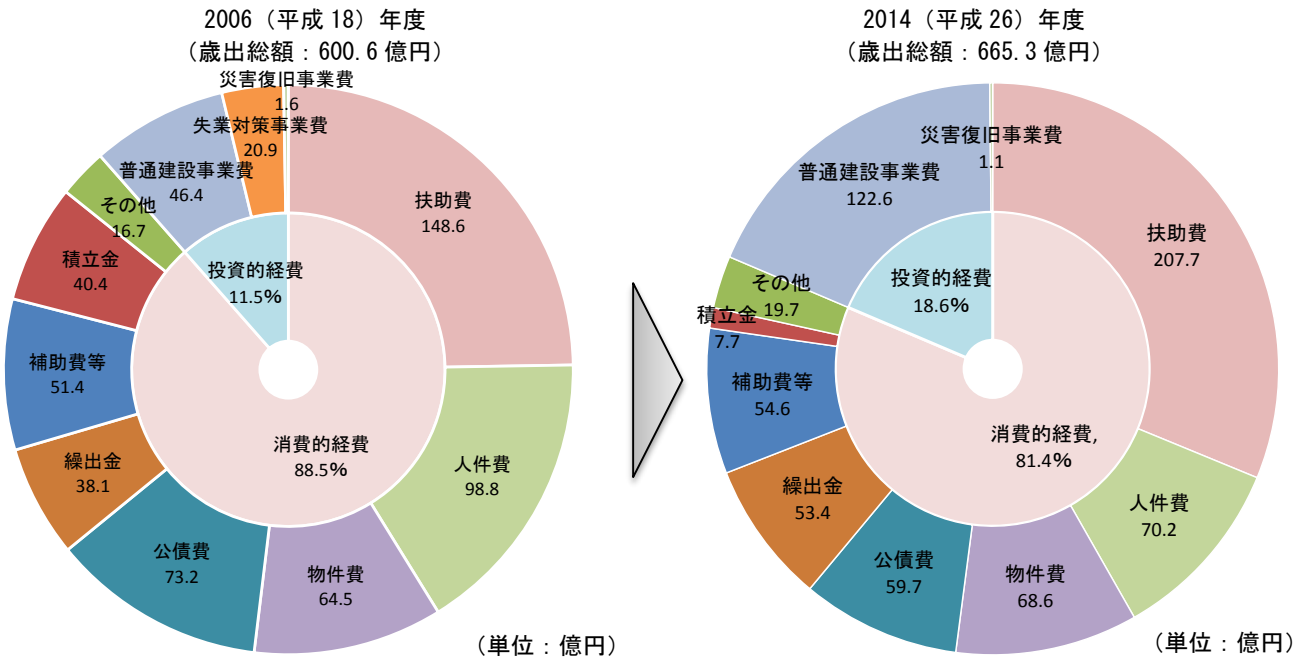
(1) 財政の状況

財政状況は、歳入、歳出ともに増加傾向にあり、その内訳を2006（平成18）年度と2014（平成26）年度で比較すると、歳入では市税などの自主財源の割合が減少し、地方交付税などの依存財源が増加しています。歳出では扶助費（社会保障に関する費用）と普通建設事業費（道路など社会資本を整備する費用）の支出が大きくなっています。

▼飯塚市歳入の年度比較（普通会計）



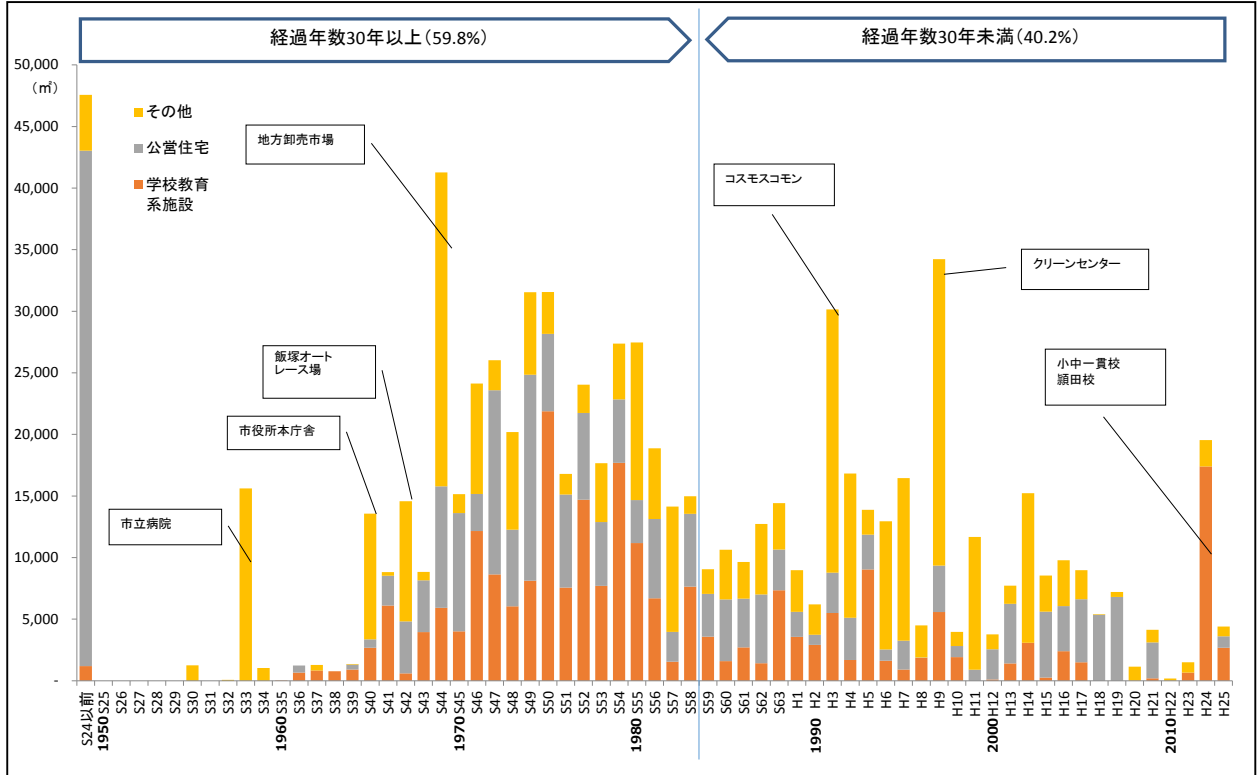
▼飯塚市歳出の年度比較（普通会計）



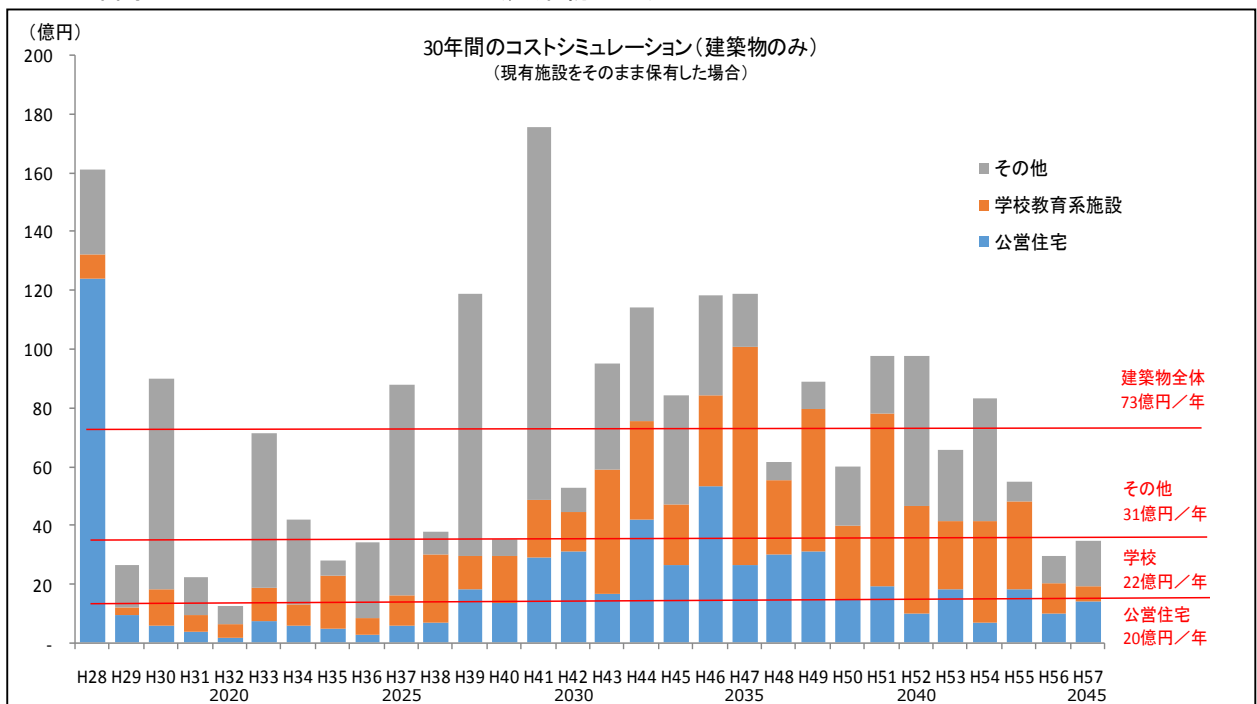
(2) 公共施設（建築物）のコストシミュレーション

本市が保有する建築物（延床面積）の約6割が建築後30年以上を経過しており、建築物（市立病院、卸売市場、オートレース場を除く）の今後30年間の更新費用は、年平均73億円が必要となる見込みです。公共施設の維持管理や更新が大きな課題となっています。

▼建築年別の公共施設延床面積



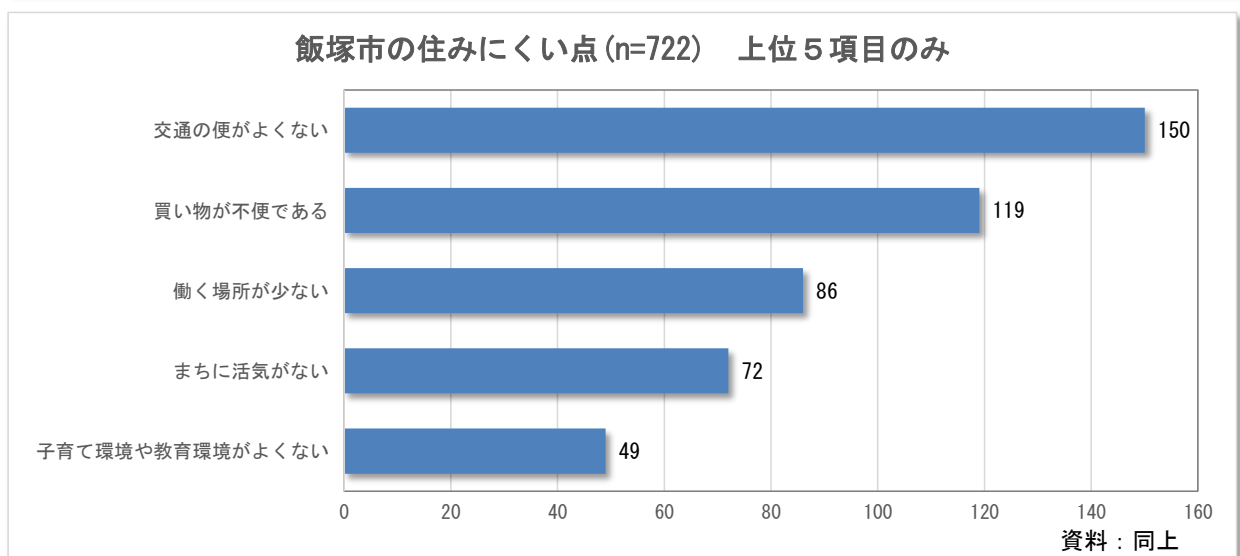
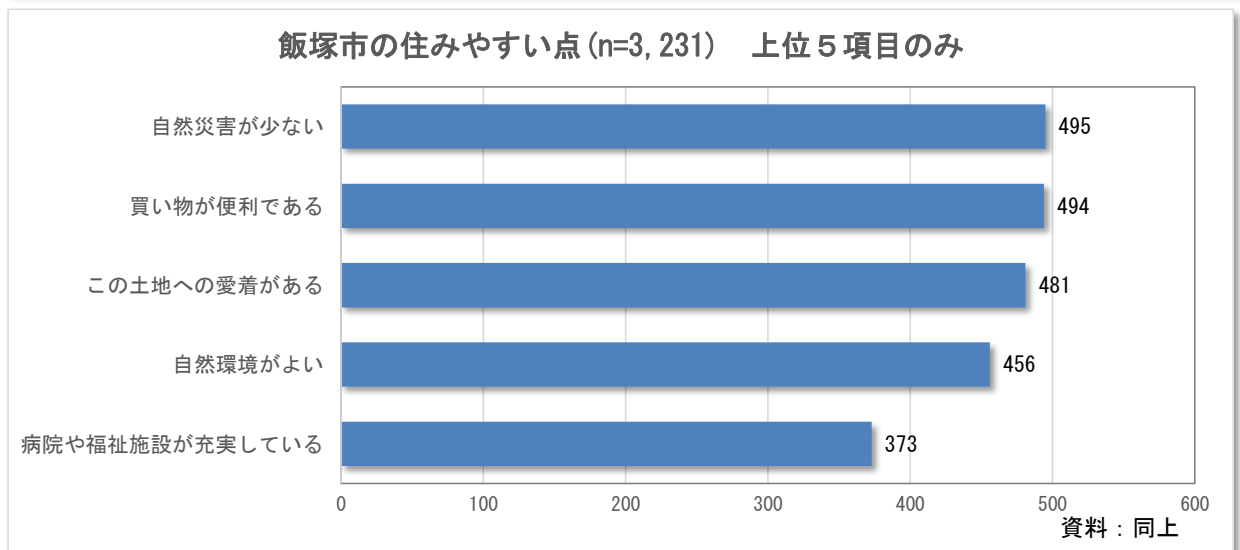
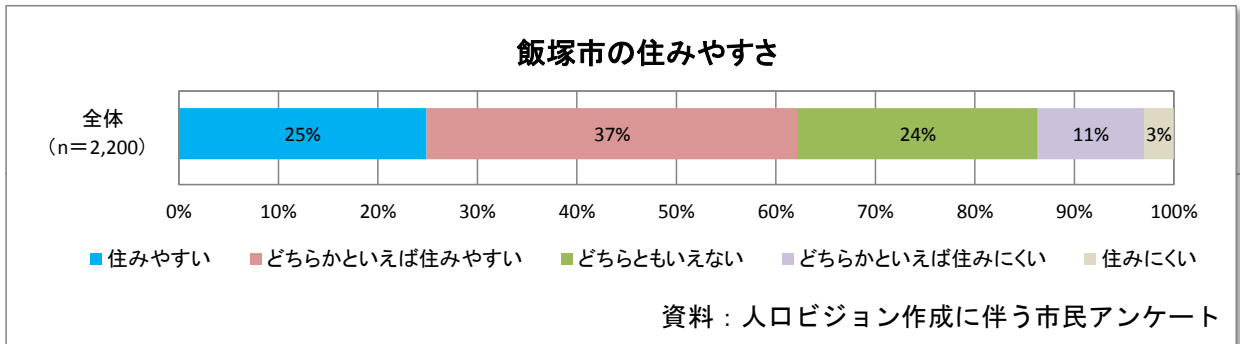
▼30年間のコストシミュレーション（建築物のみ）



資料：公共施設等総合管理計画

3-6 市民意識に関する事項

市民アンケート調査によると、「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」と感じている人の割合は全体の62%を占めており、住みやすい点の上位には「買い物が便利である」、「病院や福祉施設が充実している」といった項目があります。一方、全体の35%の人が回答した住みにくい点については、「交通の便がよくない」、「買い物が不便である」といった項目が多くなっています。



4. 都市構造上の課題と対応

飯塚市の現状分析と将来見通しから、以下のとおり本市の都市構造上の課題と求められる対応について整理しました。

（1）人口に関する課題と対応

課 題	対 応
<ul style="list-style-type: none"> 人口は 1995（平成 7）年から減少局面を迎えている 減少割合には地域差（▲7.1%－▲27.9%）があるものの全ての地区（12 地区）で人口が減少 高齢化率が上昇する一方で生産年齢人口、年少人口は減少 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少社会を前提とした対応 人口減少下での居住環境の確保 人口減少を緩やかにするための定住促進（都市圏への人口流出の抑制を含む） 高齢者が暮らしやすい都市構造（車に過度に頼らない・徒歩での暮らしを可能とする都市構造）の構築 人口減少下での地域コミュニティの維持・増進の仕組みづくり

（2）土地利用に関する課題と対応

課 題	対 応
<ul style="list-style-type: none"> 人口集中地区が拡大する一方、地区内の人口密度は低下（市街地の拡散・低密度化） 市域全体の土地利用においては、郊外型開発等により農地が減少する一方、建物用地が大幅に拡大 郊外での住宅系開発が進む一方で既存住宅の更新が進まず、空き家が増加（全国平均を大きく上回る空家率） 拡散型・均一化（画一化）の土地利用の中、地価は全ての地域で大幅に下落 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の拡散、低密度化の抑制（郊外型開発の抑制） 農地の保全と市街地等の高密度化等のメリハリのある土地利用 空家対策（利活用・撤去） 計画的な土地利用による地価下落の緩和

(3) 交通環境に関する課題と対応

課 題	対 応
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道利用者は増加する一方、民営バスの利用者数は減少 ・交通便利地域においても将来人口の減少が見込まれ、公共交通利用者数の減少を懸念 ・コミュニティバス（予約乗合タクシーを含む）の利用者数は増加しているものの利用者割合は他の公共交通に比べて低い ・高齢者の 4 割が公共交通不便地域又は公共交通空白地域に居住 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存交通を維持し、持続安定的な公共交通を確保するための利用促進、利便性向上 ・広域的な交通網を軸とした鉄道、民営バス、コミュニティバス等の効果的・効率的な交通ネットワークの構築 ・地区内の効果的・効率的な交通システムの検討

(4) 都市機能（生活便利施設（通所型））に関する課題と対応

課 題	対 応
<ul style="list-style-type: none"> ・市域全域でみると生鮮三品取扱店、子育て施設は徒歩圏人口カバー率 8 割未満で、歩いて暮らせる施設の立地状況とはなっていない ・立岩地区を除く全ての地区で生活便利施設の徒歩圏人口密度は低下が見込まれ、施設利用者数の減少を懸念 ・生鮮三品取扱店、一般病院・診療所の交通便利地域に立地する割合は高く、それ以外の生活便利施設の 4 分の 1 以上は交通便利地域以外に立地 ・スーパーマーケットの相次ぐ閉店により商業機能が低下（閉店数は開店数の 3 倍以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少下での生活便利施設の維持 ・生活便利施設の利用者数の確保 ・生活便利施設の利便性向上と地区の不足機能の補完のための交通ネットワークの検討

(5) 産業構造・財政に関する課題と対応

課 題	対 応
<ul style="list-style-type: none"> ・就業者数の 7 割以上は第 3 次産業が占めており、商業施設や医療・福祉施設等の撤退は雇用に大きく影響 ・人口減少は歳入の減少に直結し、財政規模が縮小 ・高齢化の進展等による社会保障費の増大 ・老朽化する公共施設の維持管理や更新、学校跡地等市有地（公有地）の低未利用地化 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の 7 割以上を支える第 3 次産業を中心とした地域経済の活性化 ・財政規模の縮小を前提とした行政対応の必要性 ・社会保障費の抑制への取り組み ・将来的な集積と補完のための公共施設の再配置、公的不動産を活用した民間活力の活用

5. 飯塚市が抱える課題への対応

（1）上位・関連計画等の整理

飯塚市の都市構造上の課題は、居住環境や交通環境などの「生活利便性の低下」と地域経済の停滞や財政規模の縮小、地域コミュニティの低下などの「地域活力の低下」に大別することができ、これらの課題は今後、継続的な人口減少が見込まれる中、負の連鎖となって更なる悪化を招くことが懸念されます。

また、これらの課題への対応については、市街地の拡散防止や低密度化の抑制、農地の保全等の計画的な土地利用によってのみ解消されるものではなく、まちづくりと都市計画の融合を促進する視点で「いづか健幸都市基本計画」や「飯塚市地域福祉計画」などの様々な関係施策との連携を図り、総合的に検討する必要があります。

さらに、将来にわたる都市環境の充実を図るためには、自然環境と調和した安全で安心して暮らせるまちづくりの視点が重要であり、都市計画が都市の課題に対応する上で、「飯塚市地域防災計画」及び「飯塚市環境基本計画」、「飯塚市緑の基本計画」に沿った都市環境づくりを推進する必要があります。

このようなことから、上位計画である「飯塚市総合計画」（飯塚市総合計画の重点戦略である「飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を含む）、関連計画である「飯塚市都市計画マスタープラン」及び公共施設等の見直しについて、インフラを含む全ての公共施設を対象にした「飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（飯塚市公共施設等総合管理計画）」等に沿って、本市が抱える課題への対応を整理します。

<上位計画>

飯塚市のまちづくりの方向性を示す最上位計画

■第2次飯塚市総合計画（2017（平成29）年3月策定予定）

【都市目標像】

人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち
～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いづか～

【基本理念】

- 人権を大切にする市民協働のまち
- 共に支えあい健やかに暮らせるまち
- 活力とうるおいのあるまち
- やさしさと豊かな心が育つまち
- 水と緑豊かな快適で住みよいまち

（第2次飯塚市総合計画の重点戦略）

■飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略（飯塚市総合戦略）（2015（平成27）年10月）

【目指すべき将来の方向】

- ・若年世代の就労と子どもを産み育てやすい環境を整備する
- ・教育の充実、地域特性にあった就業機会の拡大を図り、人口流出に歯止めをかける
- ・人口減少・高齢化社会に対応した魅力ある都市を構築する

【基本目標】

- 1 大学力と連携し、地域経済を牽引するまちづくり
医工学連携をはじめとした新産業の創出／地場企業の育成・企業立地の促進／創業の支援／大学との連携推進
- 2 安心して出産・子育てができるまちづくり
婚活支援／妊娠・出産・子育ての一貫した支援／子育てしやすい環境の充実／仕事と生活の調和に向けた支援
- 3 次代を担うひとを育てる学びのまちづくり
特色ある学校教育の推進／学力レベルの向上／国際交流を通じたひとづくり／高等教育支援
- 4 健幸で魅力あふれるまちづくり
健幸都市いづかの実現／拠点連携型の都市づくりの推進／観光の振興、地域資源の活用／新しい時代を担う地域づくりの推進（まちづくり協議会支援・定住促進等）

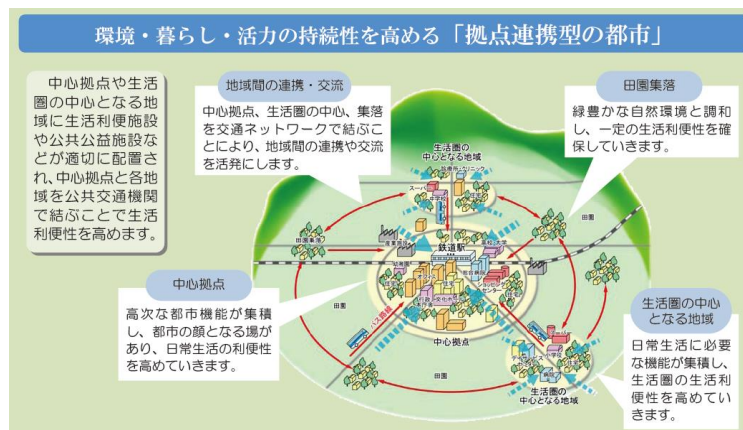
＜関連計画＞

都市計画を進める上での基本方針及び一体となって取組を図るべき計画

■飯塚市都市計画マスタープラン（2010（平成22）年4月）

【都市づくりの基本理念】 『健やかな魅力と活力に満ちたまち』

【都市目標像】 環境・暮らし・活力の持続性を高める「拠点連携型の都市」



図：飯塚市都市計画マスタープラン

■飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（2016（平成28）年1月）

【基本方針】

- ・市民参画による公共施設等の見直しを推進
- ・公共施設等の総量の最適化を推進（*1）
- ・公共施設等の効率的で効果的な配置を推進（*2）
- ・公共施設等の運営の最適化を推進
- ・公共施設等の長寿命化を推進
- ・公共施設等の耐震化を推進
- ・公共施設等の適正な維持管理を推進
- ・広域的な連携を推進
- ・民間活力および、市民との協働により有効利活用を推進
- ・PPP・PFI等などの活用を推進

（*1）公共施設等の総量の最適化を推進

最適化により廃止となった公共施設の跡地、跡施設で、市として利活用策がない場合は、現状有姿による民間への譲渡（売却）を原則とします。民間への譲渡（売却）にあたっては、都市計画の方針に沿うことはもちろんのこと、今後本市の大きな課題である人口減少、財政縮小に効果がある利活用策を検討している民間事業者等への譲渡とします。

（*2）公共施設等の効率的で効果的な配置を推進

今後人口が減少する中で公共施設等の縮減は避けて通ることは出来ませんが、地域コミュニティ維持のため、地域拠点施設は多機能化するとともに、各地域に配置し、一方高機能、大規模な公共施設等は交通の利便性を考慮し配置するなど、公共施設等の減少に伴う著しい市民サービスの低下を招かぬよう、公共施設等の役割機能に応じた効率的で効果的な配置を進めます。

■飯塚市地域公共交通網形成計画（（2017（平成29）年3月策定予定）

【公共交通の基本方針】

飯塚市では、鉄道、バス、コミュニティバス、予約乗合タクシーなど、複層的に形成された公共交通網を活かし、誰もが移動手段として気軽に利用でき、特に高齢者や交通不便地域居住者などの交通弱者の生活を支え、外出機会（社会参加）の増加を促進する公共交通体系の構築を目指す。

- ・地区間の連携強化
- ・運行状況のモニタリング（見直し体制の構築）
- ・関係者との相互連携の構築
- ・持続可能な公共交通システムの構築

（下線部分：本計画に密接に関連する事項）

<連携計画>

人口減少、少子高齢化が進展する中、今後の都市計画が積極的に連携を図るべき計画

■いづか健幸都市基本計画（2014（平成26）年3月）

【将来像】 「すべての人が健康でいきいきと笑顔で暮らせるまち」

【健幸都市実現に向けた方針】

- ・拠点・コミュニティづくり
～予防医療の推進とまちづくり協議会などとの連携
- ・健幸づくり～歩いて暮らせるまちづくりと健康施策（*3）
- ・公共交通ネットワークづくり～人と人とのつながりが生み出す健康



（*3）都市環境整備による医療費抑制

筑波大学の試算によると、歩行1歩につき0.061円の医療費抑制につながることを示されています。この試算に基づき、歩行環境の整備や車移動からの転換などにより市民一人あたりの日常歩数が1日あたり2,000歩増加することで、年間365日の積算により、一人あたり年間約4万5千円の抑制が見込まれます。飯塚市における40歳～74歳の人口約26,500人のうち、30%（約8,000人）の市民に上記の行動変容が生じることにより、年間約3.6億円の抑制が期待されます。

健幸都市まちづくりにより人口3割程度が歩数増加
 $0.061 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 歩} \times 365 \text{ 日} \times 8,000 \text{ 人} = \text{約 } 3.6 \text{ 億円} / \text{年}$

■第2期飯塚市地域福祉計画（2013（平成25）年3月）

【基本理念】 「お互いを尊重し、支えあい、助け合う 協働の地域づくり
～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～」

【基本目標】

- ・お互いを大切にしようひとづくり
- ・支えあう地域づくり
- ・つながるしくみづくり

■第3期飯塚市障がい者計画（2014（平成26）年3月）

【基本理念】 「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり」

【基本目標】

- ・障がい者に関する正しい理解の促進
- ・障がい者の権利の擁護
- ・障がい者の自立と社会参加の促進
- ・生活環境におけるバリアフリー化の推進

■飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（2015（平成27）年3月）

【基本理念】 「高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現
～健康で安心して暮らせる長寿社会を目指して～」

【基本目標】

- ・健康づくりの推進
- ・暮らしを支えるサービスの推進
- ・生きがい活動と社会参加の促進
- ・人と人とのつながりのある地域づくりの推進

■飯塚市子ども・子育て支援事業計画（2015（平成27）年3月）

【基本理念】 「みんなでつくる すべての子どもが笑顔で暮らせるまち いいづか」

【基本的視点】

- ・子どもの人権を尊重し、その「最善の利益」の実現をめざします
- ・すべての子ども・子育て家庭を支援します
- ・社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援を提供していきます
- ・「仕事と生活の調和」の実現に向けて取り組みます

<推進計画>

都市計画が都市の課題に対応する上で、推進を図るべき計画

■飯塚市地域防災計画（2014（平成26）年6月）

【理念】 「安全で安心して暮らせるまちづくり」

【基本方針】

- ・災害に強い組織・ひとづくり（防災行動力の向上）
- ・災害に強いまちづくり（都市の防災機能の強化）（*4）
- ・災害に備えた防災体制づくり（災害応急対策・復旧対策への備え）

（*4）都市構造の防災化（一部抜粋）

市は、快適で安全な市民生活を確立するため、災害に強い都市空間の形成を図り、風水害、火災、震災等の災害に強いまちづくりを推進する。また、まちづくりの諸計画の防災に関する事項に関して、地域防災計画との整合を図る。

① 安全な市街地の形成

災害時には被害が市街地全体に広がるおそれがあるため、市街地の都市計画にあたっては、公共空地等の設置、建物の不燃化や宅地の緑化、密集市街地の整備、狭隘な道路の改善を図るとともに、必要に応じて市街地再開発事業や土地区画整理事業等を推進し、防災機能を強化する。また、広域避難地等の選定・整備、避難路の安全確保及び誘導標識の充実整備に努める。

② 公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター一時的発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有している。

市は、公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の整備においては、その適正な配置に努める

③ 宅地開発の指導

市は、無秩序な開発防止や防災都市づくりの観点から、適正な土地利用のあり方を検討するとともに、県の災害防止に協力する

■第2次飯塚市環境基本計画（2012（平成24）年3月）

【目指すべき将来像】 「人＋自然＋やさしいまち＝いいづか」

【基本目標】

- ・循環型社会の形成：限りある資源をしっかりと循環させる、ごみゼロの社会づくり
- ・自然との共生：命の源である森や水を守り、自然とともに暮らす、うるおいのある環境づくり
- ・低炭素社会の構築：次世代に誇って継ぐことのできる、自然エネルギーを無駄なく使う低炭素の環境づくり
- ・人の環（わ）づくりと活動実践：豊かな資源（自然・人材等）や地域コミュニティを活かした人づくり

■飯塚市緑の基本計画（2011（平成23）年3月）

【緑の将来像】 「美しい水と緑のオアシス 飯塚

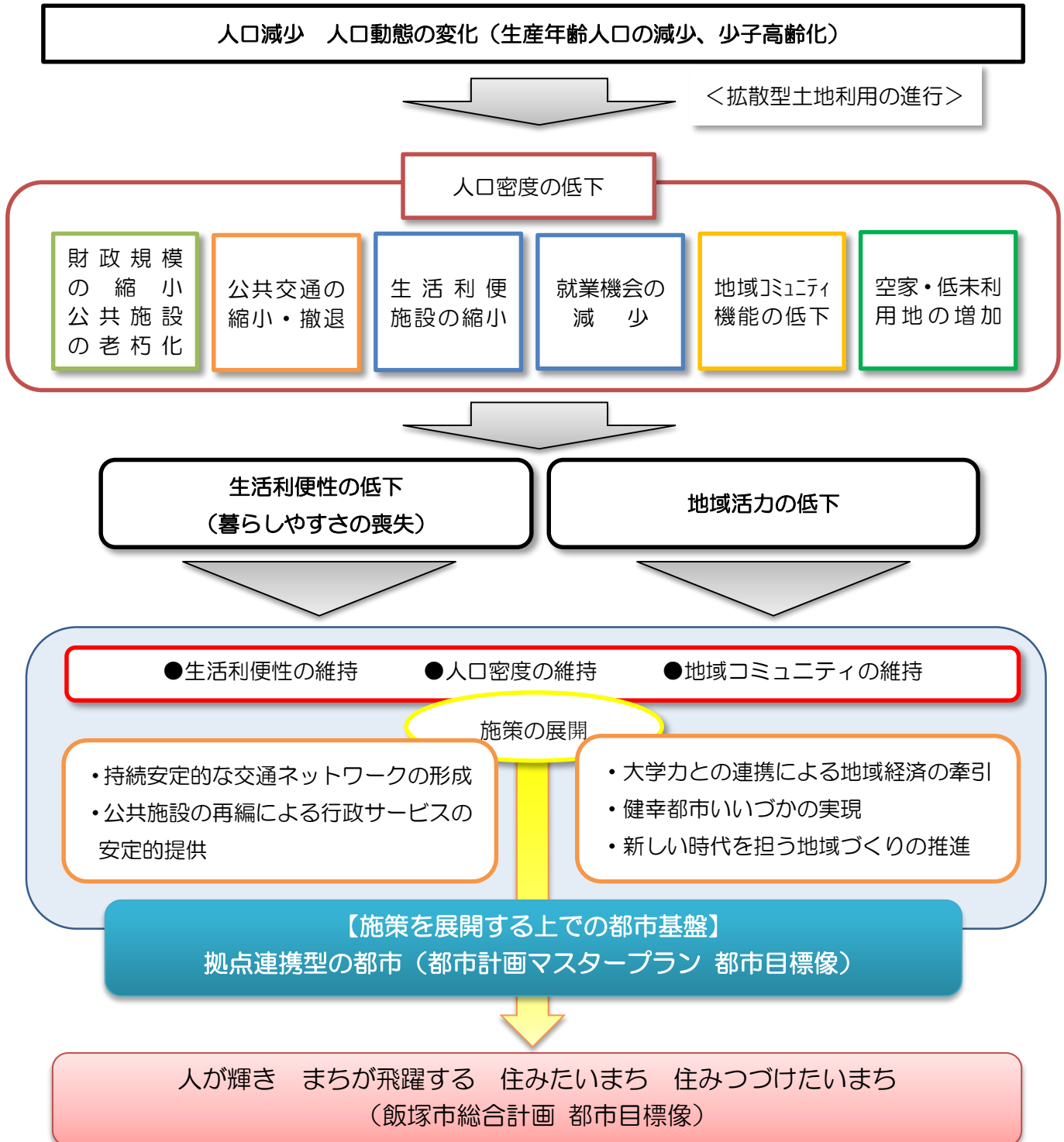
－未来の子どもたちに引き継ぐ 水と緑のふるさとづくり－」

【基本目標】

- ・豊かな自然を有する森林、水辺、農地を保全し、活用する
- ・既存の公園を有効活用し、効率的・効果的な公園づくりを進める
- ・防災性を高めるための緑やオープンスペースを確保する。
- ・地域らしさを醸し出す緑を育てる
- ・市民や地域とともに水、緑豊かなまちづくりを進める

（2）飯塚市が抱える課題への対応

人口減少及び人口動態の変化（生産年齢人口の減少、少子高齢化）による様々な影響を課題と捉えつつも、人口減少等を前提とした中で「人口減少・高齢化社会に対応した魅力ある都市の構築」（飯塚市総合戦略）を目指し施策を展開する必要があります。これらの施策を展開する上で飯塚市の都市基盤として「拠点連携型の都市」を構築し、「住みたいまち、住みつづけたいまち」を実現することが本計画における本市の課題への対応と位置づけます。



第2章 立地の適正化に関する基本的な方針

1. 目指す都市像（まちづくりの方針）

（1）飯塚市立地適正化計画策定の方向性（拠点連携型の都市づくりとは）

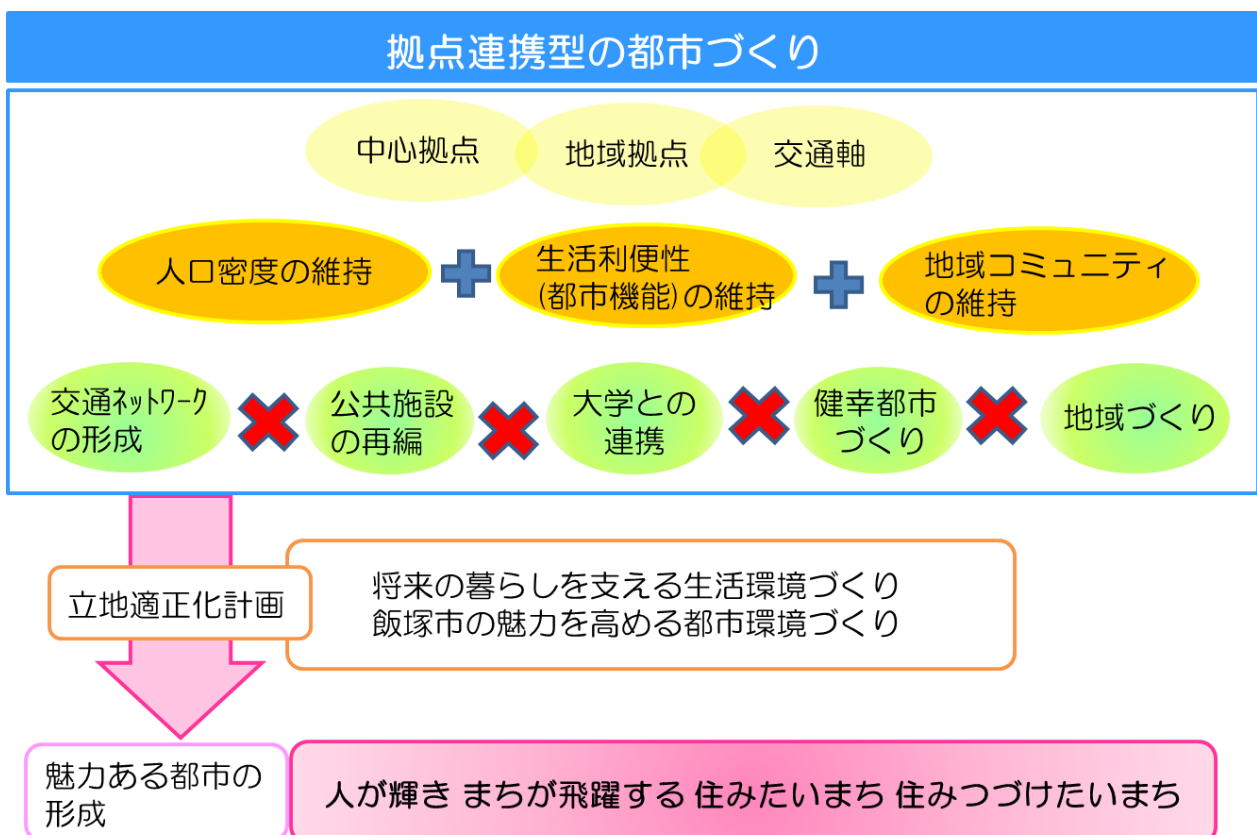
拠点連携型都市とは、「豊かな森林・田園の広がる環境の中で、中心拠点や生活圏の中心となる地域に生活利便施設や公共施設などが適切に配置され、中心拠点と各地域を公共交通機関で結ぶことにより、都市的サービスの提供を補い合うことで、生活利便性を高める」都市のことをいいます。

（飯塚市都市計画マスタープラン抜粋）

本計画策定の方向性は、将来にわたり飯塚市での暮らしを支え、地域活力を維持することが可能となるようなまちづくりを進めるために拠点連携型の都市を構築するもので、拠点の形成と拠点間の連携により、人口密度の維持、生活利便性（都市機能）の維持、地域コミュニティの維持を図ります。

さらに、この取り組みにあたっては、交通ネットワークの形成、公共施設の再編、大学との連携、健幸都市の実現、地域づくりの推進などの様々な施策と連動させながら暮らしやすさの確保とともに地域の魅力づくりを一体的に推進します。

■拠点連携型都市づくり 整理図（ポンチ絵）



（2）飯塚市立地適正化計画におけるまちづくりの基本的な方針

拠点連携型の都市を基盤とした本計画におけるこれからのまちづくりは、既存の都市基盤や地域資源を有効に活用しながら、生活の質を高めるとともに、地域の魅力を高め、地域の活力を維持・増進させていく取り組みが求められます、

そこで、本計画におけるまちづくりの基本的な方針を以下のように設定します。

【まちづくりの基本的な方針】

1 将来の暮らしを支える生活環境づくり

拠点性を有するエリア（*1）において、暮らしに必要なサービスの維持・増進を図るとともに、それらの生活サービス施設周辺の人口密度を維持することで、暮らしやすさの確保された生活環境づくりに努めます。

また、子どもから高齢者にいたるまでのあらゆる世代の人々の交流が図られ、様々な地域コミュニティ活動がより活発に行われるようコミュニティ機能の維持・増進を図ります。

あわせて、複数の拠点間を結ぶ交通ネットワークの形成で、公共交通による移動を可能とする、車に過度に頼らなくとも生活できる、自立的な暮らしの実現に取り組みます。

（*1）「拠点性を有するエリア」とは（本計画3頁参照）

- ・暮らしに必要な施設がある程度まとまっているエリア
- ・古くから住民の交流の場であり、活動の中心となっているエリア
- ・地域住民が公共交通によりアクセスできるエリア

2 飯塚市の魅力を高める都市環境づくり

飯塚市には3つの大学が立地し、本市の強みともなっています。大学の有する教育・研究・開発機能や交流・情報発信機能と連携した地域経済の活性化を図るとともに、すべての人がいきいきと笑顔で暮らせる健幸都市の実現を図ることで、本市の魅力を高め、都市の活力の維持・増進に取り組みます。

行政区域を越えて広範囲からの交流（交流人口）が見込める都市機能については、近隣市町との広域的な連携を視野に入れた取り組みを進めます。

人口減少を緩やかなものとするため、交通利便性の高いエリア内等の土地の有効利活用を進め、定住の促進を図ります。

【目指す都市像】

上記の方針に沿って、将来にわたる暮らしやすさの確保と地域の魅力づくりを進めることで地域のつながりと豊かなコミュニティをはぐくみ、飯塚市総合計画の都市目標像である『人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち』の実現を目指します。

人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち

目指す都市像を実現するために、本計画が担うまちづくりを分かりやすく、端的に表すために、目指す都市像の本文を引用し、「地域のつながりと豊かなコミュニティをはぐくむまちづくり」を目指す都市像の副題とします。

■「地域のつながりと豊かなコミュニティをはぐくむ IIZUKA ロゴ」



・このロゴは九州大学 大学院生（当時）が「笑顔あふれるコミュニケーションタウン IIZUKA」のイメージロゴとして作成したもので、親子のふれあいと住民の交流をイメージし、ベンチや木々の中（公園、遊歩道）を散策する風景を表現しています。

このロゴを「地域のつながりと豊かなコミュニティをはぐくむ IIZUKA」のシンボルとして本計画のロゴに使用します。

■本計画における人口減少に関する捉え方

本計画においては、人口減少下で想定される影響を将来の重圧と捉えるのではなく、都市づくりの機会と捉えて計画の策定に努めています。

（都市づくりの機会）

人口減少	⇒	人口増加局面での市街地の拡大や農地の宅地化を見直し、将来の人口規模に応じた適切な土地利用の機会
高齢化	⇒	高齢化社会は豊富な経験と知識を有する人材の集積であり、そのような人材をまちづくりにおいて活用できる機会
少子化	⇒	子ども一人ひとりの個性を大切にしながら成長を育むことのできる社会の到来であり、都市全体の中でそのような社会づくりを進める機会
コミュニティの低下	⇒	従来のコミュニティを核としつつ、多様な主体が参画できる新たなコミュニティ形成の機会

2. 計画を実現するための施策の考え方

（1）計画を実現するための施策の考え方

将来にわたる暮らしやすさの確保と地域の魅力づくりを市民や民間事業者等とともに一体的に進めるためには、まちづくりの基本的な方針に沿って、計画的な時間軸の中で施策を展開する必要があります。

本計画において、計画を実現するために実施する施策の考え方（施策の方向性）を以下に示します。

飯塚市が人口減少を迎えた中であっても、市民の暮らしを支え、地域活力を維持できる都市であるためには、まちづくりと都市計画との連動により都市を「マネジメント」しながら本市の魅力を引き出し、生活の質を高めることのできるまちづくりが求められます。

さらに、将来にわたり計画を実現するための施策を展開していくためには、民間活力の活用を基本としつつ、効率的・効果的な行政運営を進めるとともに、市民と行政の協働によるまちづくりや安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組み、持続可能な都市経営を図る必要があります。

本市では、本計画を策定し、関係施策等と一体的な取り組みを図ることによって、以下のまちづくりを進めることができる（施策の効果）と考えます。

- ① 人口減少下での生活利便性の維持
- ② 人口減少下での生活利便施設周辺における人口密度の維持
- ③ 市民との協働によるまちづくりの推進
- ④ 過度に自動車に頼らない暮らしの実現
- ⑤ 大学力を活かした都市の活力の維持・増進
- ⑥ 健幸都市の実現による都市の活力の維持・増進
- ⑦ 広域的視点での定住の促進と圏域の都市活力の維持・増進
- ⑧ 計画的な土地利用による快適な都市空間の形成

これらのまちづくりの実現のために、次の観点から施策を展開していきます。

【まちづくりの方針 1】 将来の暮らしを支える生活環境づくり**① 拠点における生活利便施設等の確保**

暮らしに必要な施設がある程度まとまっているエリアなど拠点性を有するエリアを「拠点」として設定し、これらの区域及びその周辺に居住を促進することで生活利便施設の維持を図ります。

また、暮らしに身近な行政機能（行政窓口機能等）を有する公共施設等については、再編および総量の適正化を図りながら、拠点等への立地誘導に取り組み、拠点を中心とした生活環境づくりを図ります。

② 拠点およびその周辺における良好な居住環境の確保

生活利便施設等が維持されるためには、その施設を利用する一定の人口規模が必要となります。地域内の交通アクセスが確保された拠点に集積する生活利便施設等を維持していくことは、将来において地域全体の暮らしを確保することにつながります。さらに、地域のつながりや交流を守り、ひいてはコミュニティの維持・増進につなげることができるよう、生活利便施設等が集積した拠点およびその周辺において、居住環境を確保し、人口密度の維持を図ります。

③ 地域コミュニティの活性化

本市においては地域に根差した具体的な事業や施策を推進する上で、まちづくり協議会が最も重要な役割を担っており、その活動拠点として地区公民館を位置づけています。今後、子育てや防犯活動など多様なまちづくりの推進を図るための市民の活動拠点として、地区公民館のコミュニティセンター化を推進するとともに、交通の利便性を確保することで市民が気軽に集うことができ、多様な世代の交流・ふれ合いにより生きがいづくりや健康増進等を図ることのできるよう地域コミュニティ拠点施設の機能強化に取り組み、拠点を中心とした地域コミュニティの活性化を図ります。

④ 持続安定的な交通ネットワークの構築

拠点およびその周辺の居住環境を確保することで人口規模を維持し、主要交通施設の利用圏人口の確保に取り組みます。また、交通事業者等との連携のもと交通結節点（JRと路線バスとの連結点等）の機能強化や効果的、効率的な交通システムの検討を進め、利便性の向上と利用の促進に取り組み、将来にわたり持続安定的な交通ネットワークの構築を図ります。

【まちづくりの方針 2】飯塚市の魅力を高める都市環境づくり

⑤ 飯塚市の魅力を高める学園都市づくり

本市には、近畿大学産業理工学部、九州工業大学情報工学部、近畿大学九州短期大学といった3つの大学が中心部を囲むように立地しています。この3つの大学を飯塚市の重要な地域資源と位置づけ、大学の有する教育・研究・開発機能や交流、情報発信機能を活用した大学と地域との交流、地域経済との連携を強化し、地域経済の活性化に取り組み、学園都市としての魅力向上を図ります。

⑥ 誰もが実感できる健幸都市づくり

少子高齢化が進み、社会保障費の増加による行財政への影響も懸念される中、公共交通の利便性向上と利用の促進により歩いて暮らせるまちづくりを進め、併せて、本市の特色である充実した医療環境のもと、医療や福祉関係者などの多様な主体の参画による笑顔で暮らせる健幸都市づくりを推進します。

⑦ 都市の魅力向上による定住の促進

九州の2大都市圏である福岡都市圏および北九州都市圏との恵まれたアクセスを活かして、主要な鉄道駅周辺の再生等、まちの魅力の再構築による人口流出の抑制と都市圏からの移住・定住の促進を図ります。また、周辺自治体と連携を図り、広域拠点としての機能強化に努めます。

⑧ 自然環境の保全と災害に強いまちづくり

本市の農業は主要産業の一つであるにもかかわらず、耕地面積は徐々に減少しています。農地は新鮮で安全な農産物の生産・供給の機能に加え、防災機能や交流・レクリエーション、教育・学習・体験の場の提供、自然環境保全の機能など多面的役割を果たしています。

このため、守るべき農地を保全し、良好な都市環境を形成する観点から、一定の開発等の届出制度を創設（本計画 105 頁参照）し、無秩序な開発の抑制に努めます。

また、自然環境の保全とともに防災性を高めるための公園の活用等に取り組み、災害に強いまちづくりを図ります。

（2）住宅および都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針

飯塚市が具体的な施策を展開するうえで、公的不動産の活用を含む住宅および都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針を定めます。

① 住宅および都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針

商業や医療などの都市機能増進施設の立地の適正化を図るため、拠点連携型の都市づくりにおける拠点の区域を定めます。これらの拠点の区域と拠点連携を促進する交通ネットワークを基本として都市機能増進施設を維持・誘導する都市機能誘導区域を設定するとともに、都市機能誘導区域内およびその周辺に都市の居住者の居住を誘導する居住誘導区域を設定し、当該区域内に住宅及び都市機能増進施設の維持・誘導を進め、立地の適正化を図ります。

② 都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用方針

飯塚市が所有する土地または建築物等の公的不動産については、拠点連携型都市づくりや地域コミュニティをはぐくむための取り組み等のまちづくりとの連携を進めます。

また、公的不動産の維持・管理・運営を行うためには、人口減少などの理由から公共施設の縮減や民間活力の活用および広域的な連携が必要であり、将来の本市のあり方を見据えた取り組みを図ります。

具体的には、都市機能誘導区域内の公共施設等について、その施設等に空き（余裕）スペース等が生じた場合には、都市機能誘導区域外の施設との複合化等、可能な限り集約を進めます。その際、拠点性を有する公共施設等については、当該施設を基点とした交通ネットワークの確保を図ります。

公共施設の最適化（複合化・多機能化・統廃合等）により廃止となった公共施設の跡地は、現状有姿による民間への譲渡（売却）を原則とします。特に、都市機能誘導区域内および居住誘導区域内の公共施設跡地については、都市に必要な医療・福祉・商業等の民間都市機能の整備および定住促進のための利活用を進めます。

飯塚市の居住環境の重要な機能である市営住宅や都市の貴重な環境基盤である都市公園については、人口減少などの時代の変化や多様なニーズに対応するため、本市全体を見渡し、暮らしやすさの視点から計画的、段階的に居住誘導区域内への誘導や再編を進めます。

（3）近隣市町との広域連携の推進

飯塚市に近接する嘉麻市、桂川町は経済、社会、文化をはじめ住民生活において密接なつながりを有し、市町の行政区域を超えた一体的な日常生活圏域を形成しています。

鉄道などの公共交通や商業、医療などの都市機能は、広域的にサービスが提供されており、今後、人口減少、少子高齢化が進展し、交通サービスや商業などの都市機能の縮小が課題となる中、近隣市町が相互に連携・協力し、暮らしに必要な都市機能を確保するとともに圏域全体の魅力を向上させ、安心して暮らせる生活圏の形成を図る必要があります。

今後は、従来から実施している福祉や医療の連携事業はもとより、公共施設の利活用やJR桂川駅（*2）を含む主要鉄道沿線のまちづくりにおいて相互に連携を図り、将来にわたる圏域の暮らしを確保し、圏域全体が都市圏からの定住の受け皿となりえるよう嘉麻市・桂川町との広域連携を推進します。

また、広域連携の取り組みを持続的かつ効果的に実施するためには、民間活力の活用が必要であり、嘉飯地区内において生活サービスの提供等の事業を展開する民間事業者等と包括的な連携を進めることが重要です。

（*2）桂川町ではJR桂川駅を中心とした都市再生整備計画事業を推進しており、主要鉄道駅周辺の再生は広域連携の基盤になるとともに公共交通の機能強化につながります。

3. 都市の骨格構造についての基本的な考え方

本計画において、目指すまちづくりを実現するためには、拠点に集まる都市機能を周辺地域だけでなく飯塚市全体で将来にわたり効率的に利用できるよう、更には地域間の交流が活発化されるよう各拠点間を交通ネットワークで結び、連携を強化する必要があります。そのため、本計画における都市（飯塚市）の骨格構造として拠点および公共交通連携軸を設定し、この骨格構造を基本として、拠点連携型の都市の実現を図ります。

（1）都市の骨格構造を形成する拠点および拠点連携の考え方

拠点とは、多年にわたる投資の蓄積により生活サービスや行政サービスが一定程度集積し、古くから地域住民の暮らしや交流を支えてきた地域で、将来にわたり生活圏の中心となることが見込まれる地域です。

本計画における「拠点」とは、飯塚市都市計画マスタープランに示す中心拠点と地域拠点を基本とし、地域コミュニティの活動拠点として、コミュニティ拠点を新たに設定します。

拠点連携とは、生活に必要な都市機能の提供を補い合うとともに、地域の交流を活発化するため、地域間で連携しあうことを言い、相互に連携するための地域間の移動においては拠点間・地区内を結ぶ交通ネットワークが必要になります。

本計画では、車に過度に頼らなくとも生活できる、自立的な暮らしを図る観点から公共交通網を連携の手段（連携軸）として設定します。

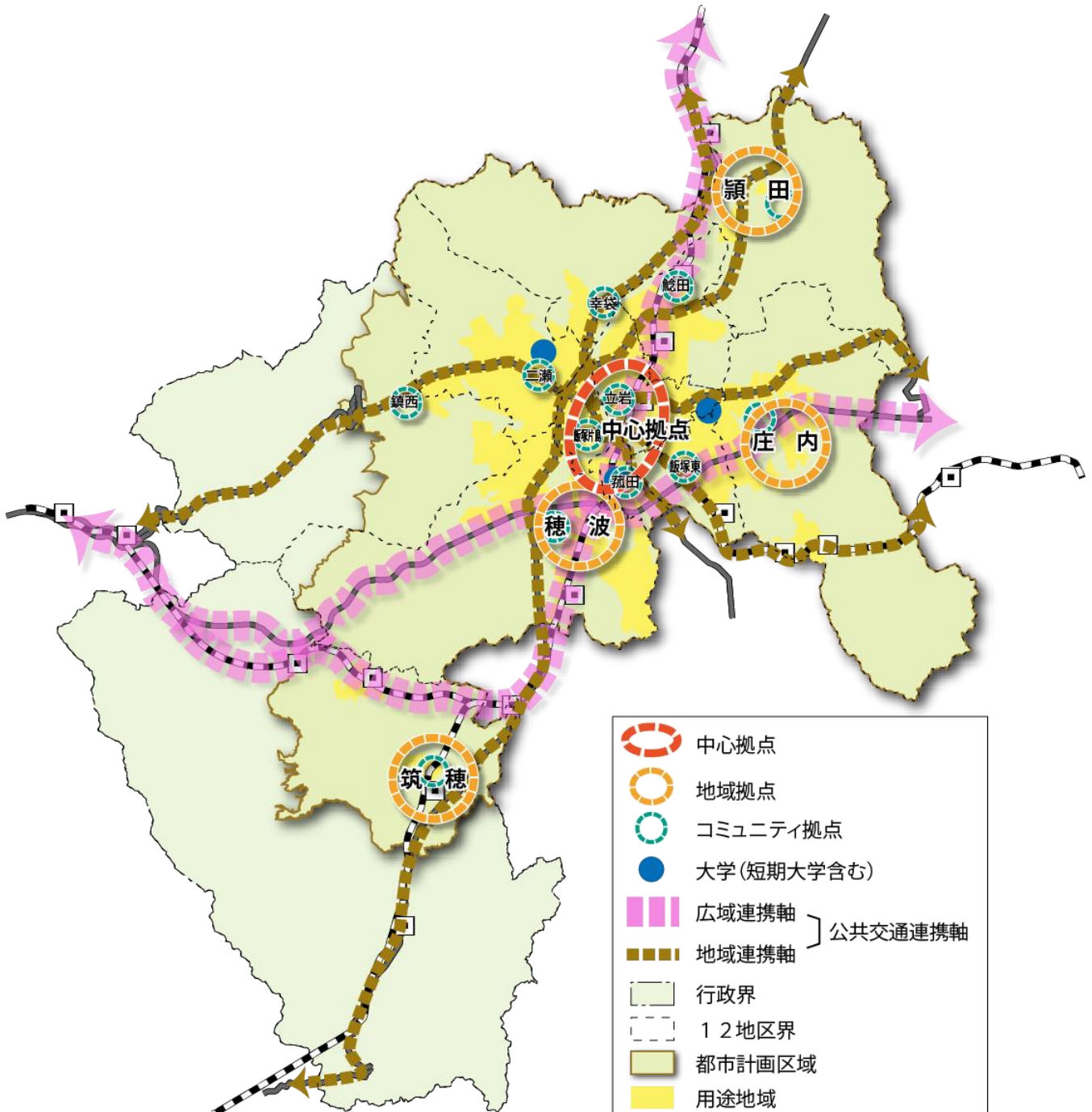
（2）拠点および拠点連携の設定

本計画における拠点および拠点連携の考え方について、以下に示します。

拠 点		拠点連携
中心拠点	本市の顔として、中枢的な都市機能（広域的な都市機能、主要交通結節点）が集積する区域およびその周辺 JR新飯塚駅、JR飯塚駅、飯塚バスターミナルとその周辺	○広域連携軸 福岡都市圏・北九州都市圏を結ぶ鉄道、バス
地域拠点	まちの成り立ちにおいて歴史的に地区の中心的な役割を担ってきた地域で公共公益施設の機能集積がある各支所周辺 穂波支所、庄内支所、筑穂支所および穎田支所とその周辺	
コミュニティ拠点	地域住民の交流やまちづくり活動の拠点となる区域であって、コミュニティ形成のための拠点施設周辺 12 地区の地区公民館とその周辺	○地域連携軸 生活に必要な都市機能と拠点、拠点間（地域間）を結ぶ鉄道やバス等の地域交通

- 中心拠点および地域拠点の区域は、まちの成り立ちや一定程度の都市機能の集積状況、交通利便性の状況から飯塚市都市計画マスタープランに位置づけているエリアを踏襲しています。

■目指す拠点連携型の都市構造について【イメージ図】



■コミュニティ拠点の必要性

飯塚市のまちの成り立ちや現状、人口の分布状況などを見ると中心拠点や地域拠点以外の地区にも、古くから地域住民の暮らしや交流を支えてきた日常生活圏域が存在しています。

本市のまちづくりの方向性として、市民と行政が協働で創るまちづくりを掲げており、12地区でのまちづくり協議会を中心としたコミュニティの活性化を図っています。

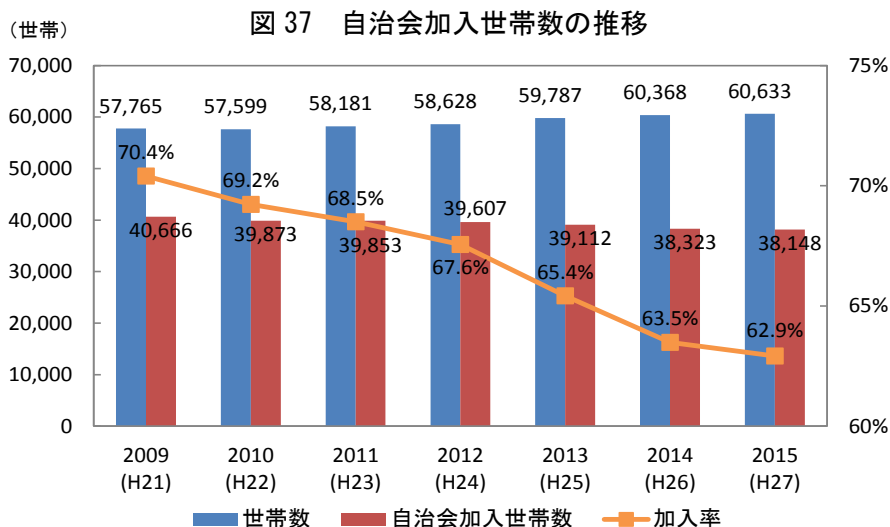
一方で、人口減少がもたらす影響として、生活利便性の低下とともに、コミュニティ活動の維持が困難となることが懸念されます。

このような中、策定する本計画は、人口密度の維持、生活利便性（都市機能）の維持、そして地域コミュニティの維持の視点をもって人口減少の中でも暮らしやすいまちの実現を図るものであり、この地域コミュニティの維持の観点から、コミュニティ拠点を設定し、市民との協働によるまちづくりの推進を図るものです。

さらに、各地区公民館をコミュニティ拠点施設として位置付け、コミュニティセンター化を図り、様々な都市機能の場として機能強化を進め、あるいは地区公民館と拠点との交通ネットワークを確保することで、地域活動の多様な主体の参画や多世代の交流促進、地域間連携の促進につながるものと考えています。

<地域コミュニティの維持について（飯塚市総合戦略抜粋）>

自治会加入世帯数は、減少傾向にあり、2009（平成21）年の40,666世帯から2015（平成27）年には約6%減少し38,148世帯となっています。世帯数は増加する一方で、自治会加入世帯数は減少傾向にあります。今後、さらに自治会加入世帯数の減少が続けば、自治会役員の担い手不足や自治会を運営する費用の不足等が生じ、地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されます。



■都市の骨格構造を考える上での「大学」の位置づけ

飯塚市には3つの大学・短期大学（以下、「大学」といいます。）が存在しており、飯塚市都市計画マスタープランにおいて、大学等は先進的な学術活動、研究開発活動などの場として「学術・研究開発拠点」に位置づけられています。

大学は、高度な教育と研究の中核を担う機関であり、教育や研究を通じて様々な交流や賑わいが生まれる場所でもあります。

次の世代の人材を育成するとともに様々な人々との交流を可能にする機能を持つ大学を本市の貴重な地域資源として維持していくことは、人口減少の中においても本市の交流人口・流入人口の拡大や産業界の新たな人材の確保の観点から非常に重要なことと考えます。

さらに、大学は、教育研究の成果を広く社会へ提供していく役割があり、本市においても地域や産業界との連携を通じて、地域活性化のための課題解決を図る取り組みが多く見られています。

このように、大学は、本市にとって多くの人をひきつける役割を担うだけでなく、大学との連携による地域課題の解決によって、暮らしやすさや地域経済の活性化を図り、まちの魅力を高めていく大きな可能性を有しています。

そして、これら3つの大学の立地は、中心拠点を囲んで三角形を形成しており、中心拠点を介して相互に近接性を有していることが、本市の都市構造の大きな特徴と捉えています。

このため、本計画において、改めて大学を本市の魅力を高める学園都市の中心的な機能として、都市の骨格構造を形成する上での重要な要素と位置づけます。

<多極ネットワーク型コンパクトシティと広域拠点について>

多極ネットワーク型コンパクトシティとは、一定区域内の人口密度を維持するとともに、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まい等の身近に存在する都市構造のことで人口の急激な減少と高齢化の中で、都市の基本的構造のあり方とされています。（都市再生基本方針）

本計画においては、中心拠点と地域拠点、拠点連携軸の形成を拠点連携型都市の基盤と位置づけ、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指します。

また、近隣市町をはじめ広域的な都市連携において、将来にわたり拠点性を確保できるよう、多極ネットワーク型コンパクトシティの考え方のもと、広域拠点（*3）の形成を図ります。

（*3）広域拠点

広域的視点から圏域の都市計画の基本的な方針を示す「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（筑豊広域都市計画区域）」（福岡県策定）において、JR新飯塚駅周辺を広域拠頭に位置づけています。

第3章 都市機能の維持・増進

1. 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

医療・福祉・子育て支援・商業といった民間の生活サービス施設の立地に焦点が当てられる中では、これらの施設をいかに誘導するかが重要となります。このような観点から都市機能誘導区域は、都市の居住者の共同の福祉又は利便を図るために必要な機能を民間投資等により将来確保するため、誘導したい機能や誘導するために講ずべき施策を明示する区域であり、当該区域内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るものです。

（都市計画運用指針（国土交通省）引用）

2. 都市機能誘導区域の設定

（1）区域設定の基本的な考え方（立地適正化計画制度の考え方）

都市機能誘導区域は、区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して、市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましいとされています。

また、都市機能誘導区域は、例えば、

- ・ 鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
 - ・ 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- を設定することが考えられます。

都市機能誘導区域の規模は、

一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられます。

（都市計画運用指針（国土交通省作成）引用）

（2）飯塚市における区域設定の考え方

将来において、飯塚市の都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち、住みつけたいまち」を実現するためには、市民との協働によるまちづくりを推進するとともに本市の魅力を高め、都市の活力の維持・増進を図る必要があります。このため都市機能誘導区域は、立地適正化計画制度の考え方とともにコミュニティの充実と本市の特色である大学との連携や健幸都市づくりなどの視点ももって設定します。

都市機能誘導区域の設定は、都市機能誘導区域外の日常生活を低下させるものではなく、急速な人口減少局面を迎える場合でも、郊外部を含む広域的な地域生活圏の暮らしを守るために、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性の高い、拠点性を有する区域に日常生活に必要なサービス機能を維持することで、区域内外の市民の暮らしやすさを確保しようとするもので、以下に示す視点によって検討します。

なお、以下に示す視点によって設定する区域であっても災害リスクの高い区域（*1）は除きます。また、良好な都市環境の形成のために設定している都市計画に基づく用途地域（*2）を尊重し、用途地域の指定のない区域は都市的土地利用の方針が定まっていないことから、都市機能誘導区域から除きます。

ア 拠点における都市機能の維持・増進

徒歩圏域において一定程度の生活利便施設（通所型）が集積しており、拠点性を有する区域。

【区域】中心拠点、地域拠点およびその周辺の都市機能が一定程度集積する区域。

イ 地域コミュニティの活性化

地域コミュニティの拠点性を有している区域。

【区域】地域コミュニティ形成のための拠点施設（地区公民館）およびその周辺の都市機能が一定程度集積する区域。

ウ 都市機能を相互に補完するための拠点間の連携促進

拠点間の交通ネットワークによる連携が図れるような交通利便性の高い区域（公共交通便利地域）や広域連携軸沿線の主要鉄道駅周辺において定住の促進を図るため都市機能の誘導を図る区域。

【区域】主要交通施設周辺の都市機能が一定程度集積する区域。

エ 地域の魅力づくり

飯塚市を特徴づける広域性の高い都市機能である大学（短期大学を含む）や健幸都市づくりとの連携が図れる区域。

【区域】大学、短期大学およびその周辺の区域等。

オ 上記の項目が将来的に（時間軸を持って段階的に）形成されうる区域

人口密度が一定程度集積している区域や将来的な土地利用の変化等によりアからエの項目が形成されうる区域。また、公共施設の効率的で効果的な配置や公共施設跡地等の遊休地で将来的に都市機能の集積が期待される区域。

【区域】飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針（飯塚市公共施設等総合管理計画）に基づく個別計画に沿って検討する区域等。

（＊1）飯塚市における「災害リスクの高い区域」とは、都市計画運用指針および本市の防災の状況を踏まえ下記に該当する区域とする。

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域
- ・地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

【参考】災害リスクの高い区域（都市計画運用指針）

■原則、居住誘導区域に含まないこととされている区域

- ・土砂災害特別警戒区域
- ・津波災害特別警戒区域
- ・災害危険区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

■災害リスクや整備状況（見込み）等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則、居住誘導区域に含まないこととされている区域

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- ・津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域
- ・水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する浸水想定区域
- ・特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項に規定する都市洪水想定区域及び同条第2項に規定する都市浸水想定区域
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

なお、水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域については、河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進するとともに、浸水リスクの周知啓発等によってリスクを軽減することができると考えられることから、浸水想定区域を『災害リスクの高い区域』に位置づけない。

また、本市の西部には西山断層（西山活断層・西山地区）が存在しているが、発生する確率は不明であるため立地適正化計画においては、断層帯を『災害リスクの高い区域』に位置づけない。

（＊2）用途地域とは、

良好な都市環境の形成や住居・商業・工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的に建築物の用途や形態を規制する制度として、都市計画法第8条第1項に規定する第一種住居地域、商業地域、準工業地域など、都市計画区域および準都市計画区域において定めることができる都市計画上の地域の総称のこと。

（3）都市機能誘導区域の類型

都市機能誘導区域については、区域設定の考え方に沿って、拠点（中心拠点・地域拠点・コミュニティ拠点）のそれぞれの類型に加え、暮らし維持型・学園都市型を設定し、それぞれの区域の役割分担のもと相互に連携することで飯塚市全体の暮らしを確保し、魅力を高めるものであり、それぞれの区域の類型、役割とその区域に求められる都市機能について以下に整理します。

都市機能誘導区域の類型	区域の役割	求められる都市機能				
		総合行政機能 広域文化芸術機能 商店街機能 総合金融機能 高度医療機能(3次医療機関) 広域交通結節点	身近な行政機能 金融機能(ATM除く) 医療機能(2次医療機関) 拠点間の交通ネットワーク	コミュニティ増進機能 拠点までの交通アクセス	身近な商業機能(日用品の購入) 医療機能(1次医療機関) 拠点までの交通アクセス	教育・研究・開発機能 学園都市交流・情報発信機能
中心拠点型	市域全体の中心的な役割	◎	○	○	○	○
地域拠点型	地区の中心的な役割	—	◎	○	○	—
コミュニティ拠点型	地域コミュニティの活性化	—	—	◎	○	—
暮らし維持型	周辺地域を含めた暮らしの確保	—	—	—	◎	—
学園都市型	研究・交流による地域経済の活性化	—	—	—	—	◎

・中心拠点、地域拠点はそれぞれにコミュニティ拠点を含まます。

■暮らし維持型都市機能誘導区域の必要性

飯塚市には中心拠点や地域拠点以外にも生活利便施設が一定程度集積し、かつ、それらの施設周辺において人口密度の高いエリアが存在します。また、公共施設跡地に用途地域を設定した区域は都市的土地利用の促進を図る必要があります。これらのエリアは公共交通の利便性も高いことから、エリア内の生活利便施設を維持することで周辺の暮らしを確保し、ひいては飯塚市全体の暮らしの確保を図るために暮らし維持型の都市機能誘導区域を設定します。

（４）区域設定における距離に関する事項

区域は、市役所や支所などの一定の施設を中心点とした距離（半径）を基本に設定します。

中心点からの距離は高齢者の歩いていける範囲（500m）と生活利便施設の徒歩圏（800m）を基本に検討します。

■関連資料における距離に関する内容と出典一覧

項目	内容	出典
生活利便施設の徒歩圏	施設を中心に800mの範囲（一般的な徒歩圏である半径800mを採用）	平成26年国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」
歩いていける範囲 ＝歩いて暮らせる範囲	「500m」：70歳以上が最も多く回答した範囲 *20～69歳では「501m～1,000m」が最も多い回答	平成21年度内閣府「歩いて暮らせるまちづくりに関する世論調査」（N=3,157人）
高齢者の歩行継続距離	高齢者が休憩をしないで歩ける歩行継続距離は500mから700m（平成22年自治体アンケート調査 N=631人）から設定	平成26年国土交通省「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」（技術的助言）
徒歩の限界距離	鉄道駅から徒歩20分（直線距離で1km）、バス停から徒歩10分（直線距離で500m）の距離がアクセシビリティ指標算出上の徒歩限界	平成26年国土技術政策総合研究所「アクセシビリティ指標活用の手引き」
中心拠点の定義 （距離に関する事項）	・人口集中地区（DID地区） ・鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内、又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内（いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすもの）	平成26年度国土交通省「都市機能立地支援事業制度要綱」
生活拠点の定義 （距離に関する事項）	次の全ての区域を満たす区域 イ 中心拠点区域に接続するバス・鉄軌道の停留所・停車場から半径100mの範囲内 ロ 中心拠点区域の中心から半径5kmの範囲内 ハ 市街化区域内、又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内	平成26年度国土交通省「都市機能立地支援事業制度要綱」

<徒歩所要時間>

項目	徒歩所要時間	
	女性 （分速80m）	高齢者 （分速50m）
800mの範囲（生活利便施設の徒歩圏）	10分	16分
500mの範囲（歩いて暮らせる範囲）	6分15秒	10分
100mの範囲内（生活拠点の定義）	1分15秒	2分

（5）都市機能誘導区域の具体的な設定方法

都市機能誘導区域の具体的な検討にあたっては、各区域の類型ごとに都市機能誘導区域の設定の考え方に沿って、客観的な指標により区域を抽出します。それぞれの区域設定の検討フローとそれによって導き出されたエリアを次ページ以降に示します。

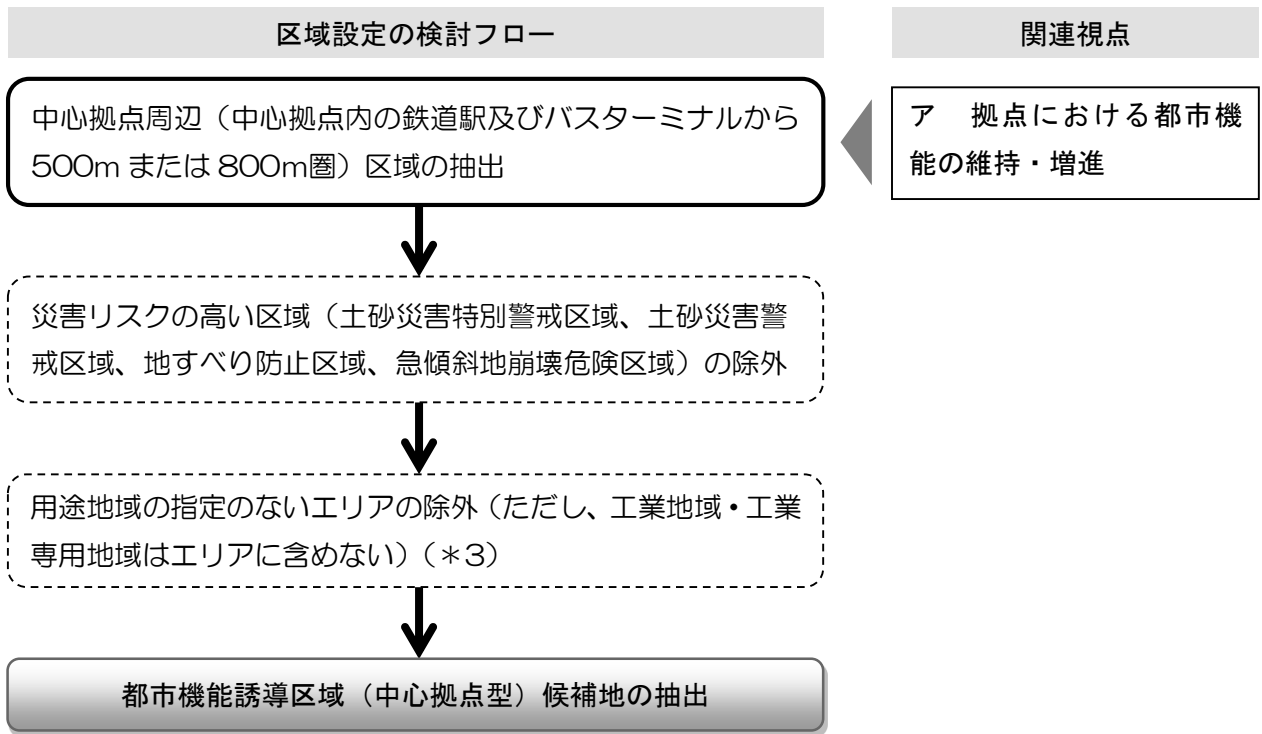
区域における中心点からの距離については、上記のフローから導き出されたエリアごとに、高齢者の歩いて暮らせる範囲（500m）と生活利便施設の徒歩圏（800m）のそれぞれから人口密度の状況や施設の立地状況等を勘案の上、それぞれの区域の役割に応じて判断（決定）します。

なお、区域設定の中心点は、拠点への移動、拠点間への移動は公共交通の利用を前提としていることから、交通便利地域の指標である「鉄道駅及び運行本数が1日15回（往復）以上のバス停（最寄交通施設）」とします。ただし、コミュニティ交通のみの運行エリアである場合は、中心点をコミュニティバスのバス停とします。

また、中心点の設定に当たり、最寄交通施設が複数存在する場合は、以下のとおり周辺の人口密度によって最寄交通施設を選定します。

- ① 拠点とする施設（支所・公民館等）から同距離にある鉄道駅、あるいはバス停においては、その周辺の人口密度が高い方の駅・バス停を選定。
- ② 人口密度の高いエリアに複数存在する駅・バス停では、その中で周辺の人口密度が最も高い駅・バス停を選定。

1. 中心拠点型



■抽出結果

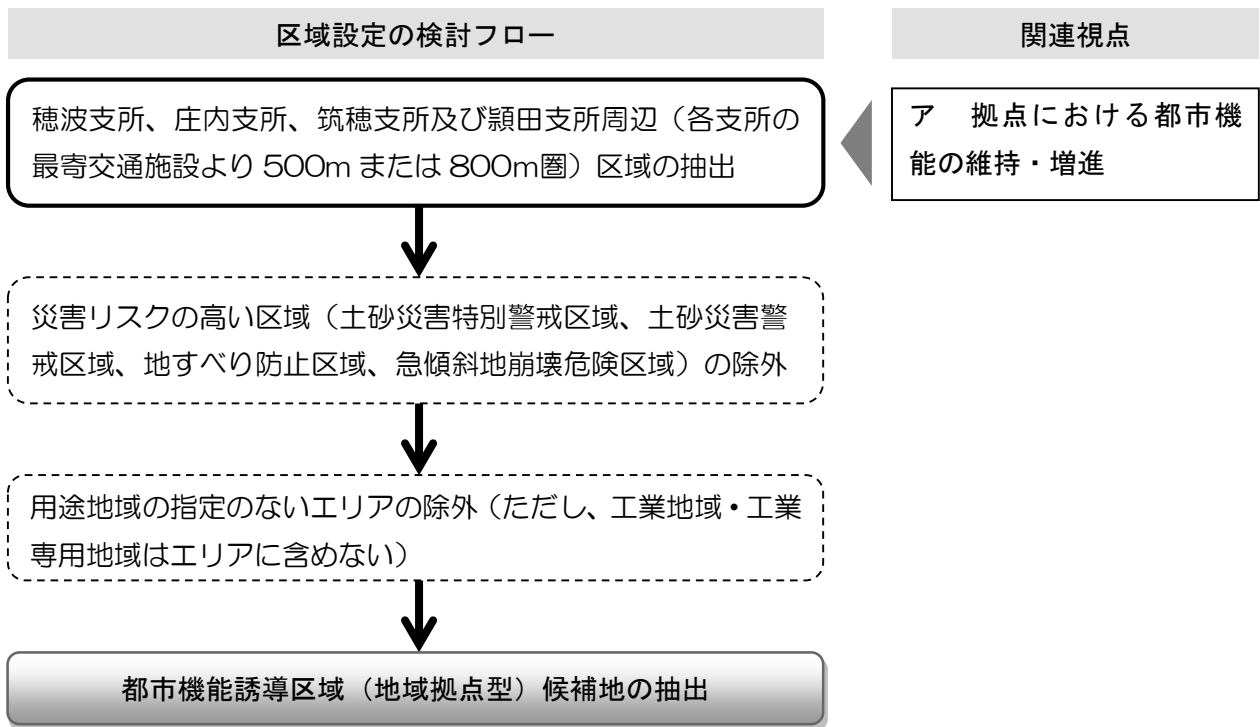
候補地名	最寄交通施設名	距離圏 (m)	生活利便施設数							面積・人口・人口密度				
			商業	医療	子育て	福祉	教育	要素数	施設数	面積 (ha)	H22人口 (人)	H47人口 (人)	H22人口密度 (人/ha)	H47人口密度 (人/ha)
中心拠点周辺	・飯塚バスターミナル ・JR新飯塚駅 ・JR飯塚駅	500	25	44	8	11	3	5	97	222.9	9,572	8,563	42.9	38.4
		800	36	57	11	14	7	5	125	444.3	16,057	14,176	36.1	31.9

■距離圏の判断理由

候補地名	距離圏 (m)	判断理由
中心拠点周辺	800	800mの範囲内で中心市街地活性化基本計画（H24～H28）の事業計画エリアを含むとともに、立岩、飯塚、菰田地区のコミュニティ拠点を含む一体的なエリアとして設定できる。

（*3）専用住宅地域（住居専用地域）は、都市機能増進施設が立地している場合に限り、当該都市機能増進施設周辺を区域に含める。

2. 地域拠点型



■抽出結果

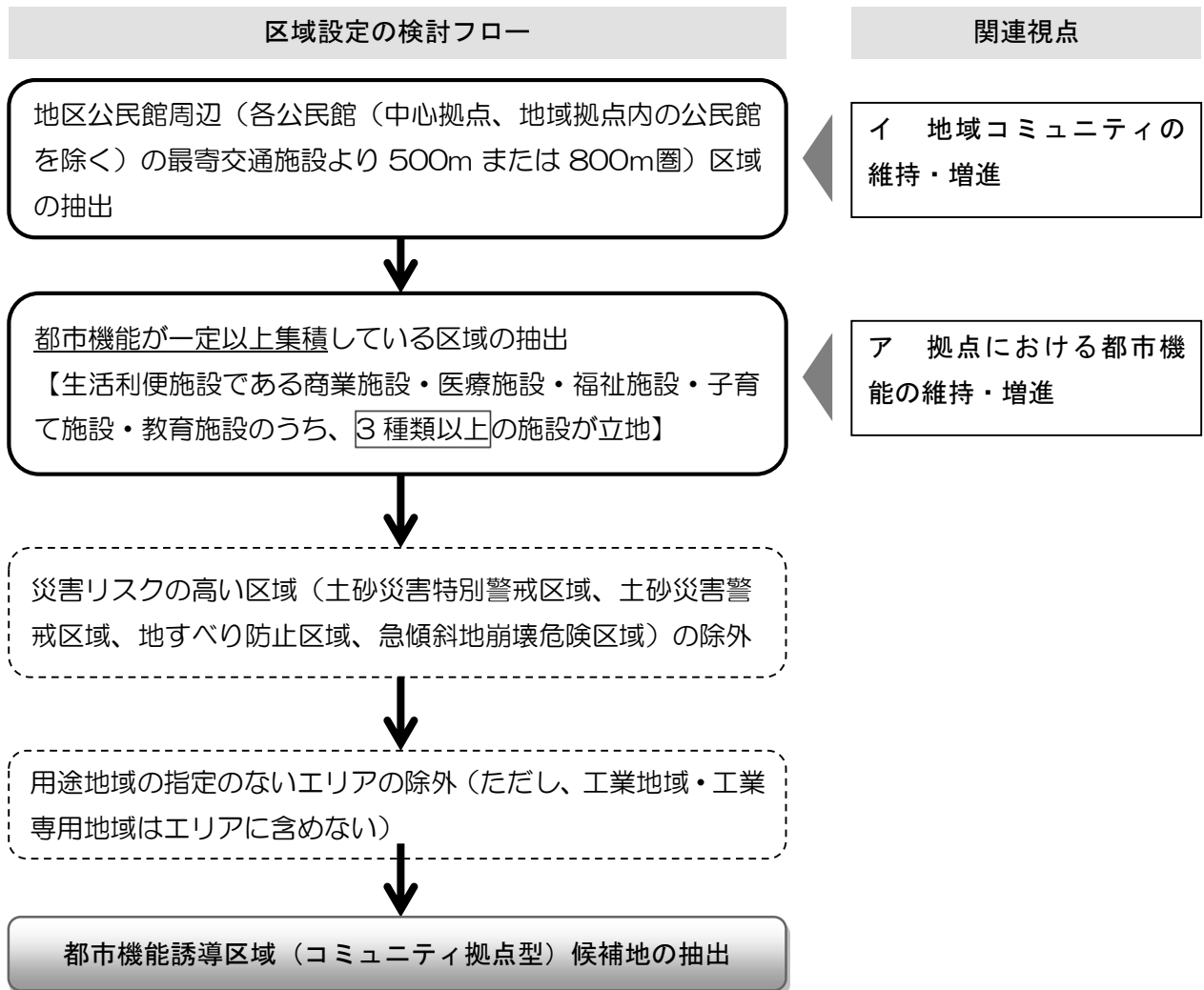
候補地名	最寄交通施設名	距離圏 (m)	生活利便施設数							面積・人口・人口密度				
			商業	医療	子育て	福祉	教育	要素数	施設数	面積 (ha)	H22人口 (人)	H47人口 (人)	H22人口密度 (人/ha)	H47人口密度 (人/ha)
穂波支所 周辺	・穂波農協バス停	500	4	3	2	2	1	5	12	72.6	1,874	1,576	25.8	21.7
		800	8	5	2	3	2	5	20	133.8	3,825	3,177	28.6	23.7
庄内支所 周辺	・綱分バス停	500	1	3	1	1	1	5	7	40.1	1,259	1,046	31.4	26.1
		800	2	3	2	3	2	5	12	75.0	1,962	1,622	26.2	21.6
筑穂支所 周辺	・筑穂支所コミュニティバス停	500	0	2	0	4	1	3	7	34.0	705	493	20.8	14.5
		800	2	2	0	4	2	4	10	49.7	893	614	18.0	12.4
穎田支所 周辺	・穎田小学校バス停	500	1	2	0	0	0	2	3	11.0	318	207	28.8	18.7
		800	2	2	0	0	0	2	4	18.3	478	342	26.2	18.7

■距離圏の判断理由

候補地名	距離圏 (m)	判断理由
穂波支所周辺	800	800m の範囲内で人口密度も高く、学校跡地を含む一体のエリアとして設定できる。（拠点性の向上を図ることができる）
庄内支所周辺	800	800m の範囲内で庄内公民館を含む一体のエリアとして設定でき、将来の都市的土地利用を進めることができる。（拠点性の向上を図ることができる）

筑穂支所周辺	800	800m の範囲内で商業機能を含むとともに、JR上穂波駅南側までを含む一体のエリアとして設定できる。（拠点性の向上を図ることができる）
潁田支所周辺	800	800m の範囲内で潁田公民館を含む一体のエリアとして設定でき、将来の都市的土地利用を進めることができる。（拠点性の向上を図ることができる）

3. コミュニティ拠点型



■抽出結果

候補地名	最寄交通施設名	距離圏(m)	生活利便施設数							面積・人口・人口密度				
			商業	医療	子育て	福祉	教育	要素数	施設計	面積(ha)	H22人口(人)	H47人口(人)	H22人口密度(人/ha)	H47人口密度(人/ha)
二瀬公民館周辺	・九工大入口	500	7	4	2	2	0	4	15	78.5	2,673	2,312	34.0	29.4
	バス停	800	14	13	3	3	2	5	35	193.5	5,591	4,815	28.9	24.9
飯塚東公民館周辺	・東小学校バス停	500	1	0	0	2	1	3	4	55.3	2,071	1,489	37.4	26.9
		800	4	4	2	6	2	5	18	194.2	6,427	4,782	33.1	24.6
幸袋公民館周辺	・幸袋公民館	500	3	2	0	2	0	3	7	40.6	1,371	1,166	33.7	28.7
	バス停	800	4	4	2	2	2	5	14	112.3	2,830	2,369	25.2	21.1
飯塚第三中学校跡地周辺	・世尊寺	500	2	1	1	0	0	3	4	71.0	1,502	1,161	21.1	16.3
	バス停	800	3	4	1	3	1	5	12	150.1	2,937	2,304	19.6	15.3

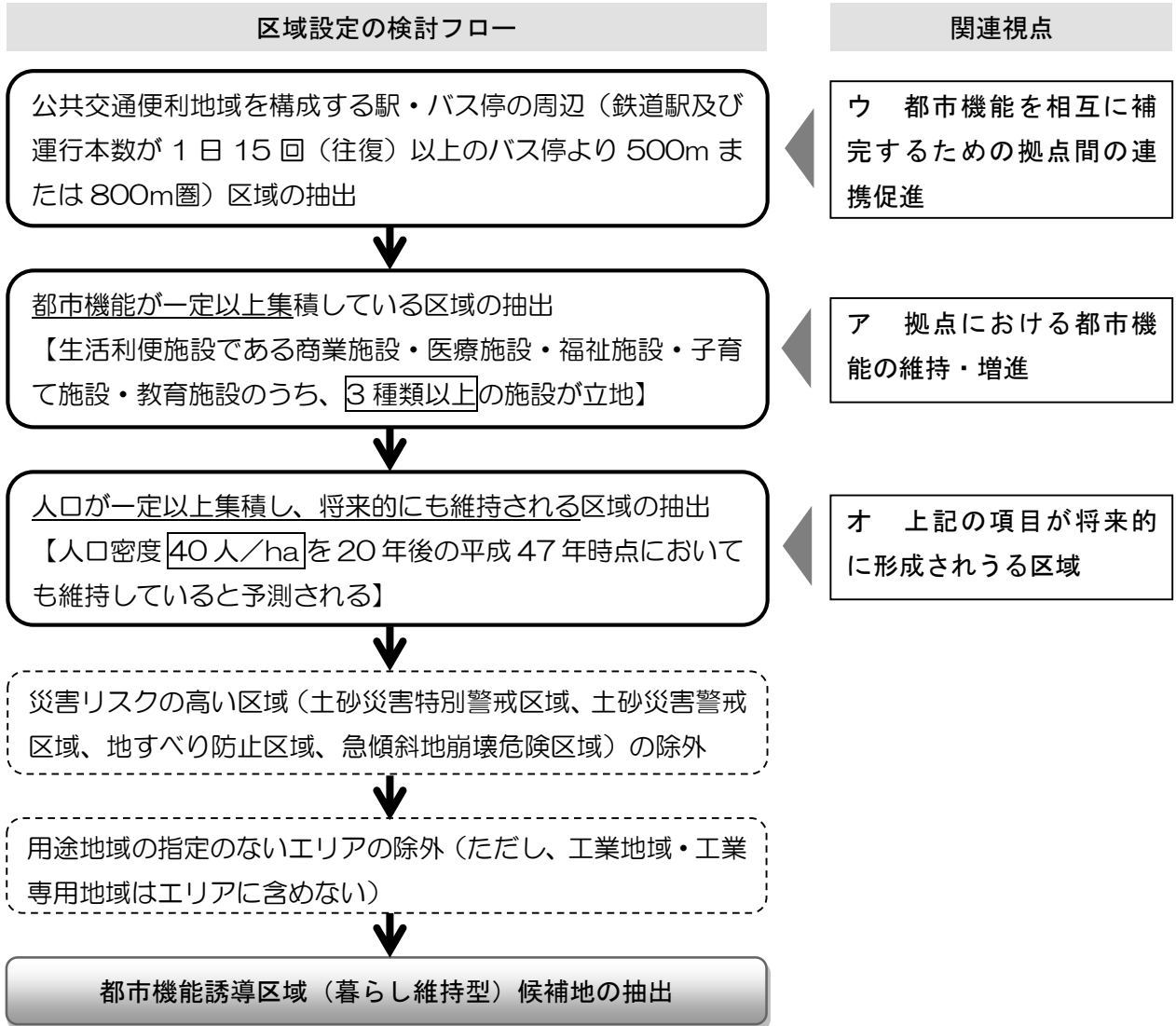
■距離圏の判断理由

候補地名	距離圏 (m)	判断理由
二瀬公民館 周辺	500	500mの範囲内で、基本的な都市機能は確保できている。地域住民の交流促進等による地域コミュニティの増進を図るエリアであり、将来の高齢化を見据え、高齢者の歩いて暮らせる範囲である500mとする。
飯塚東公民館 周辺	500	500mの範囲内で、基本的な都市機能は確保できている。地域住民の交流促進等による地域コミュニティの増進を図るエリアであり、将来の高齢化を見据え、高齢者の歩いて暮らせる範囲である500mとする。
幸袋公民館 周辺	500	500mの範囲内で、基本的な都市機能は確保でき、人口密度も高い。地域住民の交流促進等による地域コミュニティの増進を図るエリアであり、将来の高齢化を見据え、高齢者の歩いて暮らせる範囲である500mとする。
鯉田公民館 (予定地)周辺	500	500mの範囲内で、基本的な都市機能は確保できている。地域住民の交流促進等による地域コミュニティの増進を図るエリアであり、将来の高齢化を見据え、高齢者の歩いて暮らせる範囲である500mとする。

4. 暮らし維持型

中心拠点型、地域拠点型、コミュニティ拠点型以外の区域で都市機能が集積している区域を「暮らし維持型」とし、その区域の抽出にあたっては、交通利便性の高い区域の中から、以下の異なる3つの観点（将来的な人口維持の観点、コミュニティ交通結節点機能の観点、公共施設跡地の利活用の観点）をもって抽出します。

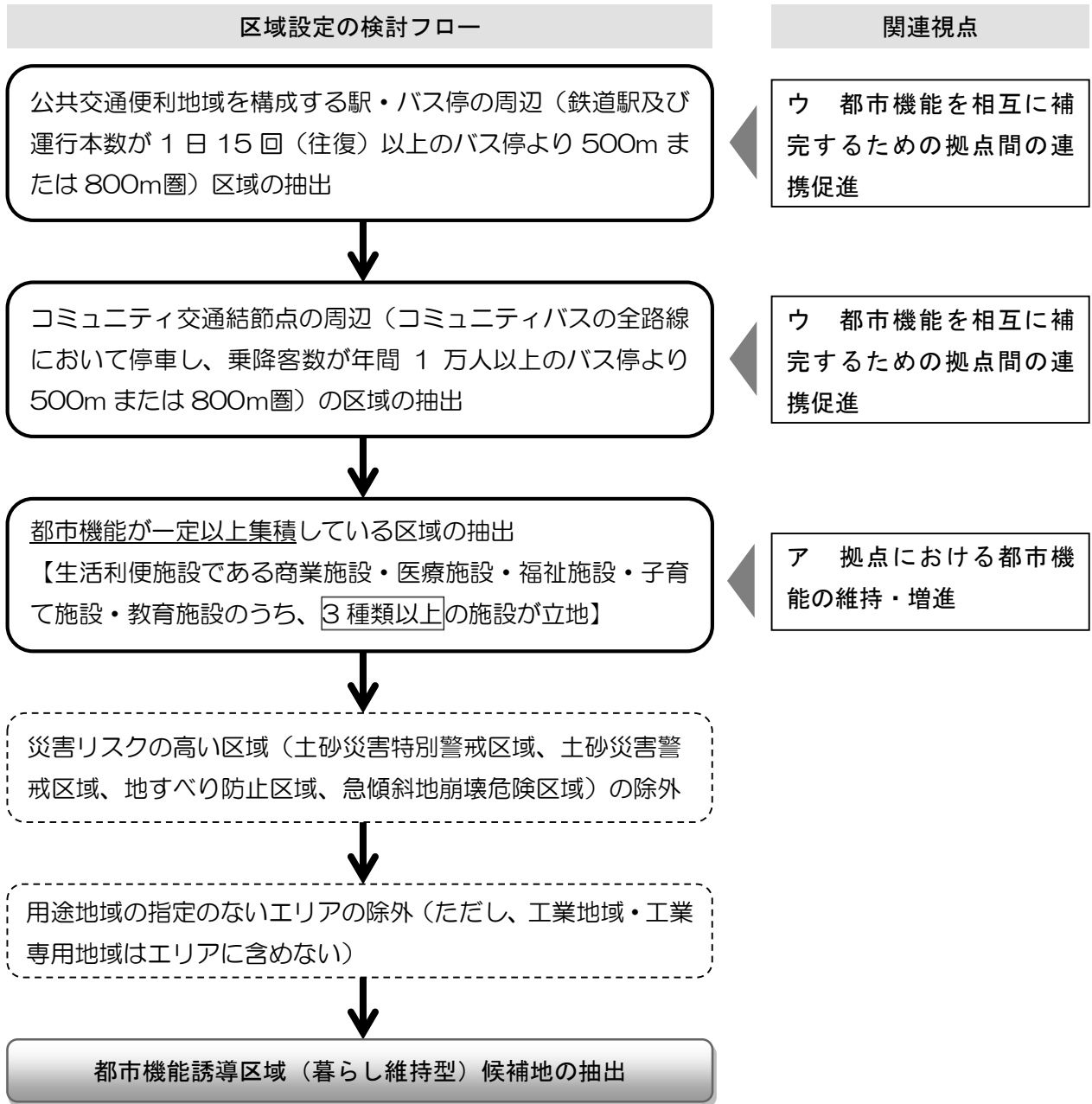
< i. 将来的な人口維持の観点から >



■ 抽出結果

候補地名	最寄交通施設名	距離圏(m)	生活利便施設数							面積・人口・人口密度				
			商業	医療	子育て	福祉	教育	要素数	施設計	面積(ha)	H22人口(人)	H47人口(人)	H22人口密度(人/ha)	H47人口密度(人/ha)
清水谷 周辺	・清水谷 バス停	500	3	4	1	3	2	5	13	71.6	3,936	3,328	55.0	46.5
		800	9	9	3	4	2	5	27	186.9	8,230	6,878	44.0	36.8
柏の森 周辺	・柏の森 バス停	500	5	9	1	2	2	4	19	74.8	3,053	3,173	40.8	42.4
		800	18	27	3	7	7	5	62	201.0	10,264	10,274	51.1	51.1

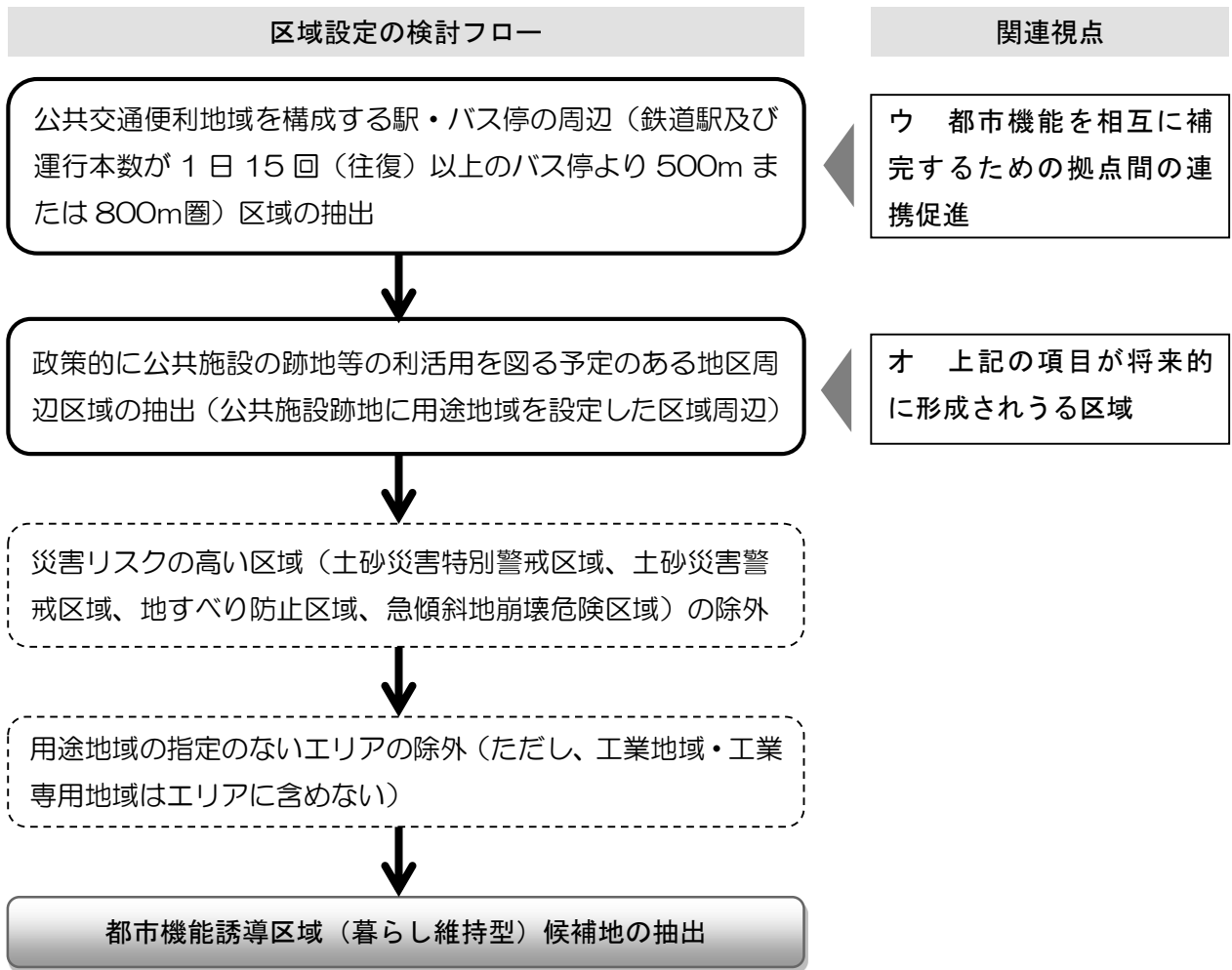
< ii. コミュニティ交通結節点機能の観点から >



■ 抽出結果

候補地名	最寄交通施設名	距離圏 (m)	生活利便施設数							面積・人口・人口密度				
			商業	医療	子育て	福祉	教育	要素数	施設計	面積 (ha)	H22人口 (人)	H47人口 (人)	H22人口密度 (人/ha)	H47人口密度 (人/ha)
イオン穂波店周辺	・イオン穂波ショッピングセンター前	500	8	3	1	1	0	4	13	77.1	2,874	2,393	37.3	31.0
		800	14	18	3	1	1	5	37	198.9	7,470	6,284	37.5	31.6

< iii. 公共施設跡地の利活用の観点から >



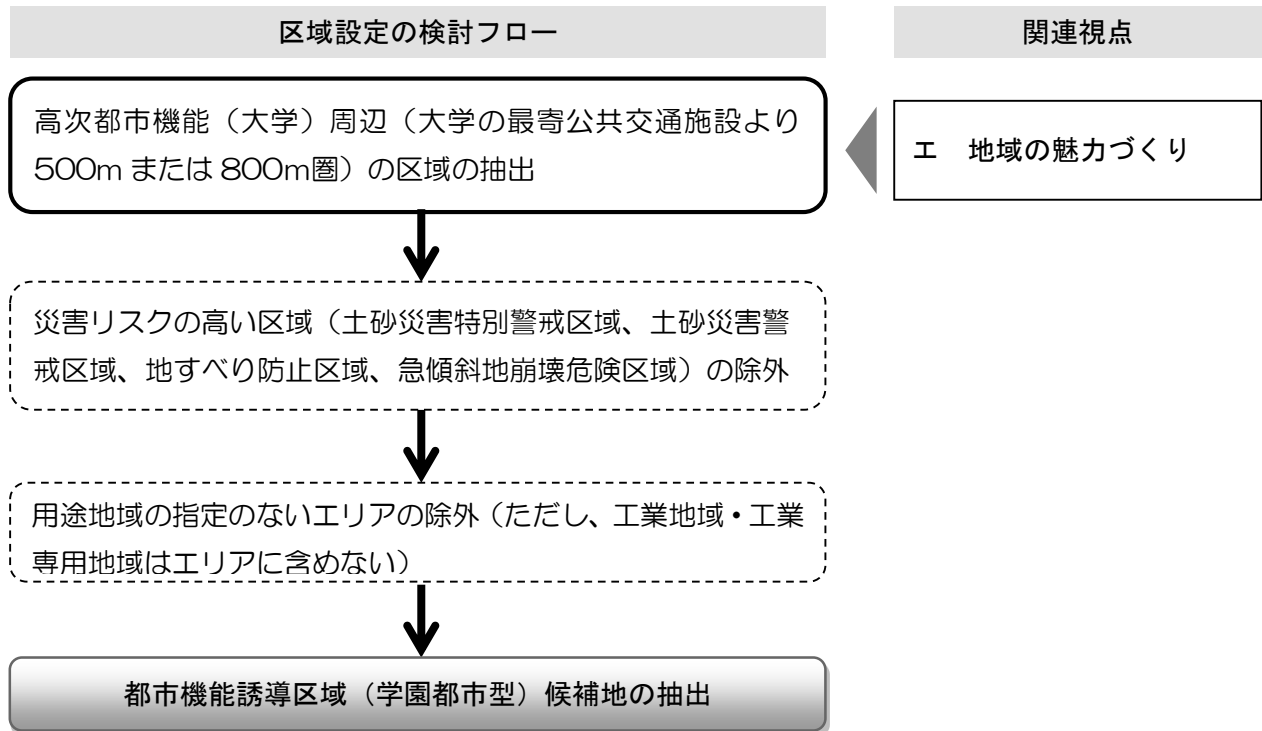
■ 抽出結果

候補地名	最寄交通施設名	距離圏(m)	生活利便施設数							面積・人口・人口密度				
			商業	医療	子育て	福祉	教育	要素数	施設計	面積(ha)	H22人口(人)	H47人口(人)	H22人口密度(人/ha)	H47人口密度(人/ha)
筑前大分駅周辺	・筑前大分駅	500	1	3	0	0	0	2	4	32.2	1,205	1,010	37.5	31.4
		800	1	3	0	0	0	2	4	43.2	1,607	1,345	37.2	31.1

■距離圏の判断理由

候補地名	距離圏 (m)	判断理由
清水谷周辺	500	500mの範囲内に基本的な都市機能がほぼ集積。交通利便性が高く、かつ、人口密度の高いエリアにおいて区域を設定しており、今後の高齢化を見据えて、高齢者の歩いて暮らせる範囲である500mとする。
柏の森周辺	500	500mの範囲内に基本的な都市機能がほぼ集積。交通利便性が高く、かつ、人口密度の高いエリアにおいて区域を設定しており、今後の高齢化を見据えて、高齢者の歩いて暮らせる範囲である500mとする。
イオン穂波店 周辺	500	500mの範囲内に基本的な都市機能がほぼ集積。交通利便性が高く、かつ、人口密度の高いエリアにおいて区域を設定しており、今後の高齢化を見据えて、高齢者の歩いて暮らせる範囲である500mとする。
筑前大分駅 周辺	500	500mの範囲内に商業、医療機関といった都市機能が立地しており、公共施設跡地も含まれることから高齢者の歩いて暮らせる範囲である500mとする。

5. 学園都市型



■抽出結果

候補地名	最寄交通施設名	距離圏(m)	生活利便施設数							面積・人口・人口密度				
			商業	医療	子育て	福祉	教育	要素数	施設数	面積(ha)	H22人口(人)	H47人口(人)	H22人口密度(人/ha)	H47人口密度(人/ha)
九工大周辺	・九工大バス停	500	5	3	1	2	2	5	13	78.5	1,602	1,347	20.4	17.2
		800	14	12	3	5	2	5	36	194.0	6,005	5,106	30.9	26.3
近畿短大周辺	・菟田小学校バス停	500	4	9	4	2	2	5	21	69.4	2,754	2,046	39.7	29.5
		800	7	10	5	3	2	5	27	149.6	4,558	3,456	30.5	23.1
近畿大周辺	・近畿大学(学内)バス停	500	2	1	0	1	3	4	7	55.1	941	781	17.1	14.2
		800	4	4	0	1	3	4	12	105.3	2,563	2,104	24.3	20.0

■距離圏の検証結果

候補地名	採用距離圏(m)	判断理由
九工大周辺	500	500mの範囲内で大学と基本的な都市機能を含むことができる。
近畿短大周辺	500	500mの範囲内で大学と基本的な都市機能を含むことができる。
近畿大周辺	500	500mの範囲内で大学と基本的な都市機能を含むことができる。

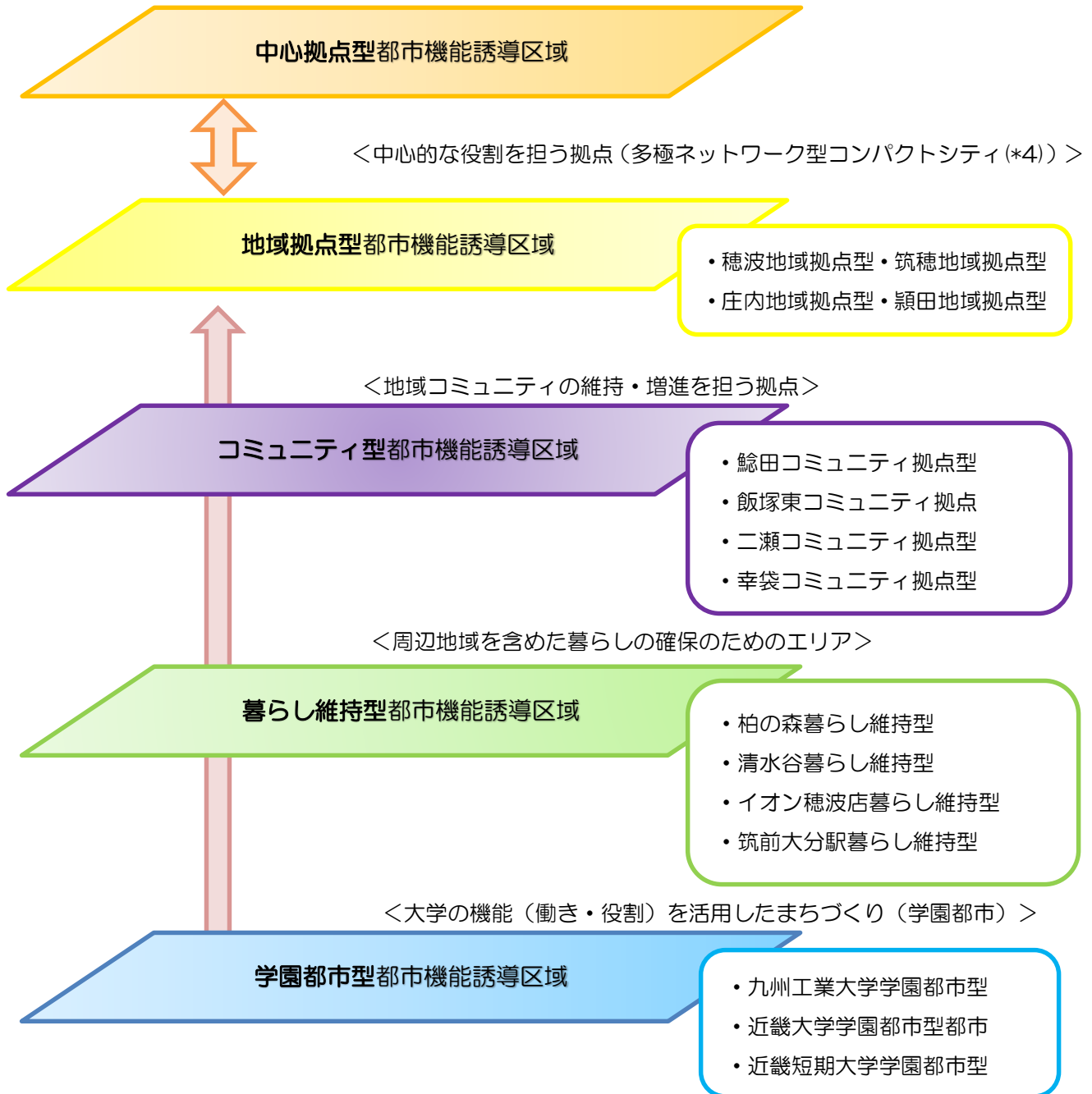
（6）区域線の設定（線引き）の方法

具体的な区域設定にあたっては、次の技術的基準に沿って区域線を引くものとします。

- ① 区域設定のための土地の境界は、原則として、道路、鉄道その他の施設、河川その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めます。（都市計画法施行令第8条第3項準用）
- ② 幹線道路の沿道等に区域を定めるにあたっては、道路の境界等からの距離をもって路線的に区域を定めることとしますが、この場合においても、境界の特定に支障のないよう、地域の状況等に応じて、地番界や地形、地物等を区域の境界とします。（都市計画運用指針）
- ③ 都市機能誘導区域の境界がかかる土地で、一体的な建築行為又は開発行為を行う土地は都市機能誘導区域に含めます。

(7) 都市機能誘導区域の設定

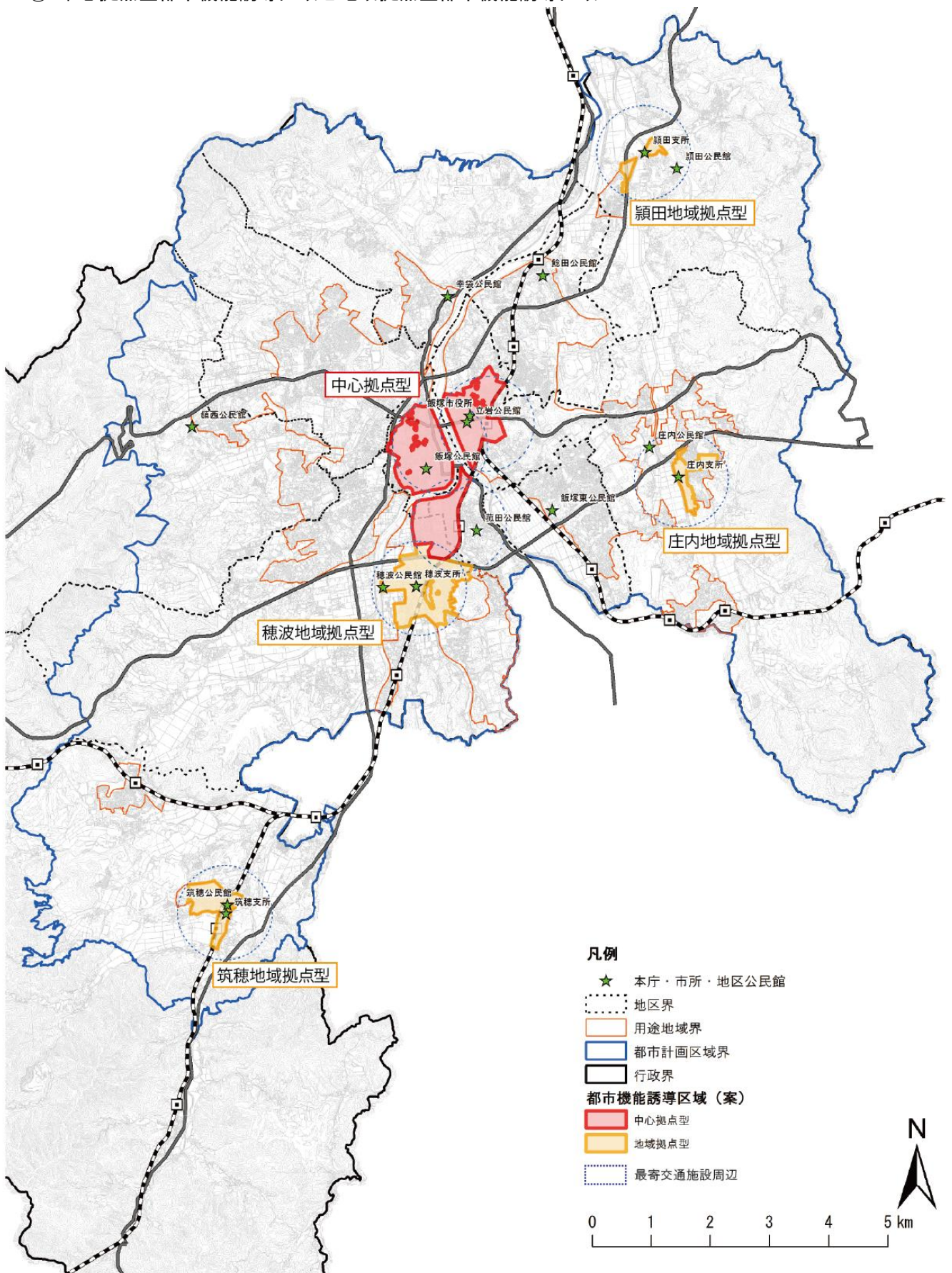
客観的な指標により抽出した都市機能誘導区域を類型ごとに整理し、明示（図示）します。



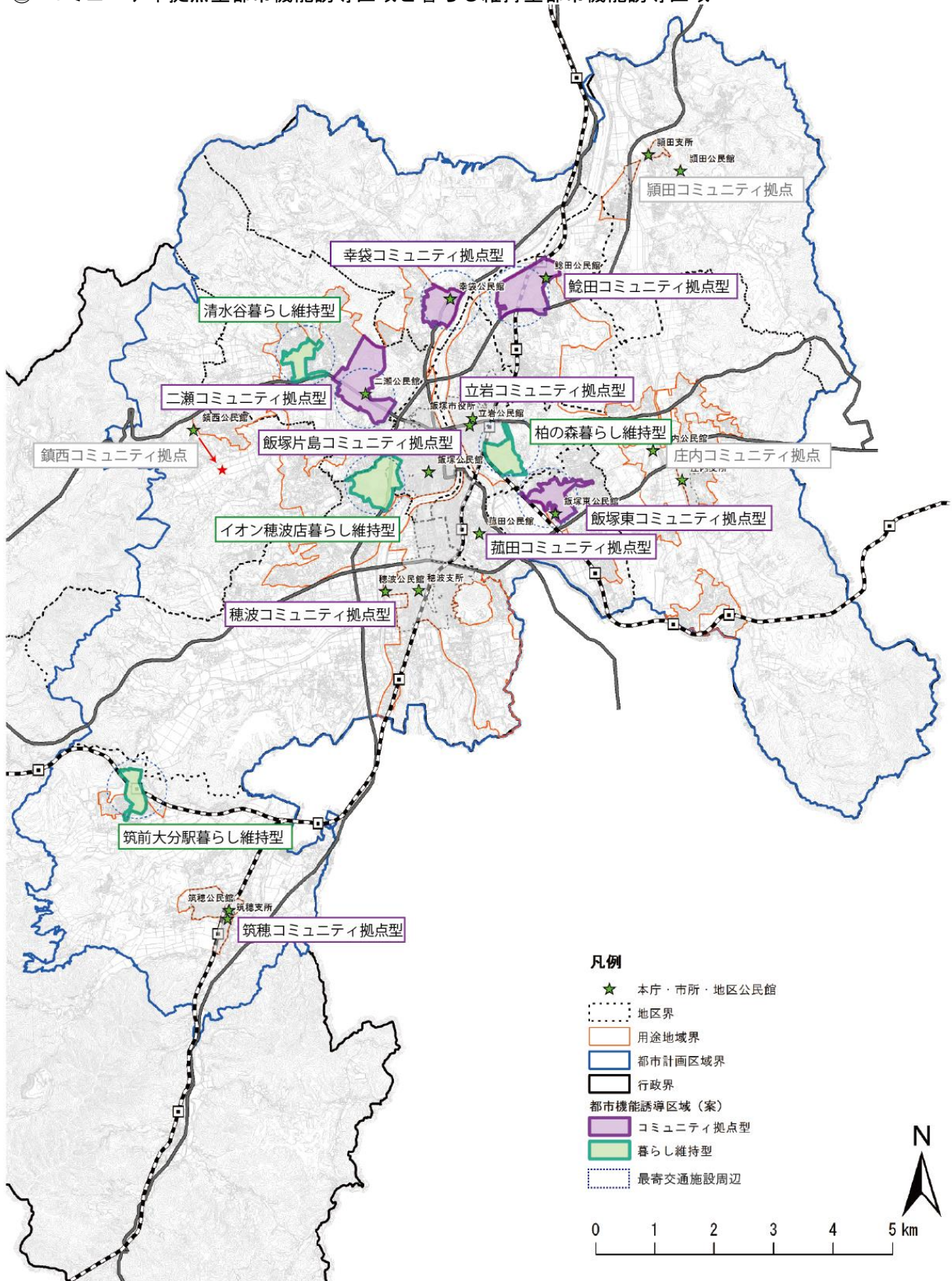
(*4) 多極ネットワーク型コンパクトシティ

中心拠点の活性化と地域拠点の形成、地域間の交通ネットワークにより、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まい等の身近に存在する、あるいは公共交通により必要なサービスにアクセスできる都市構造のことで拠点連携型都市づくりの基盤となる考え方です。（P59 参照）

① 中心拠点型都市機能誘導区域と地域拠点型都市機能誘導区域

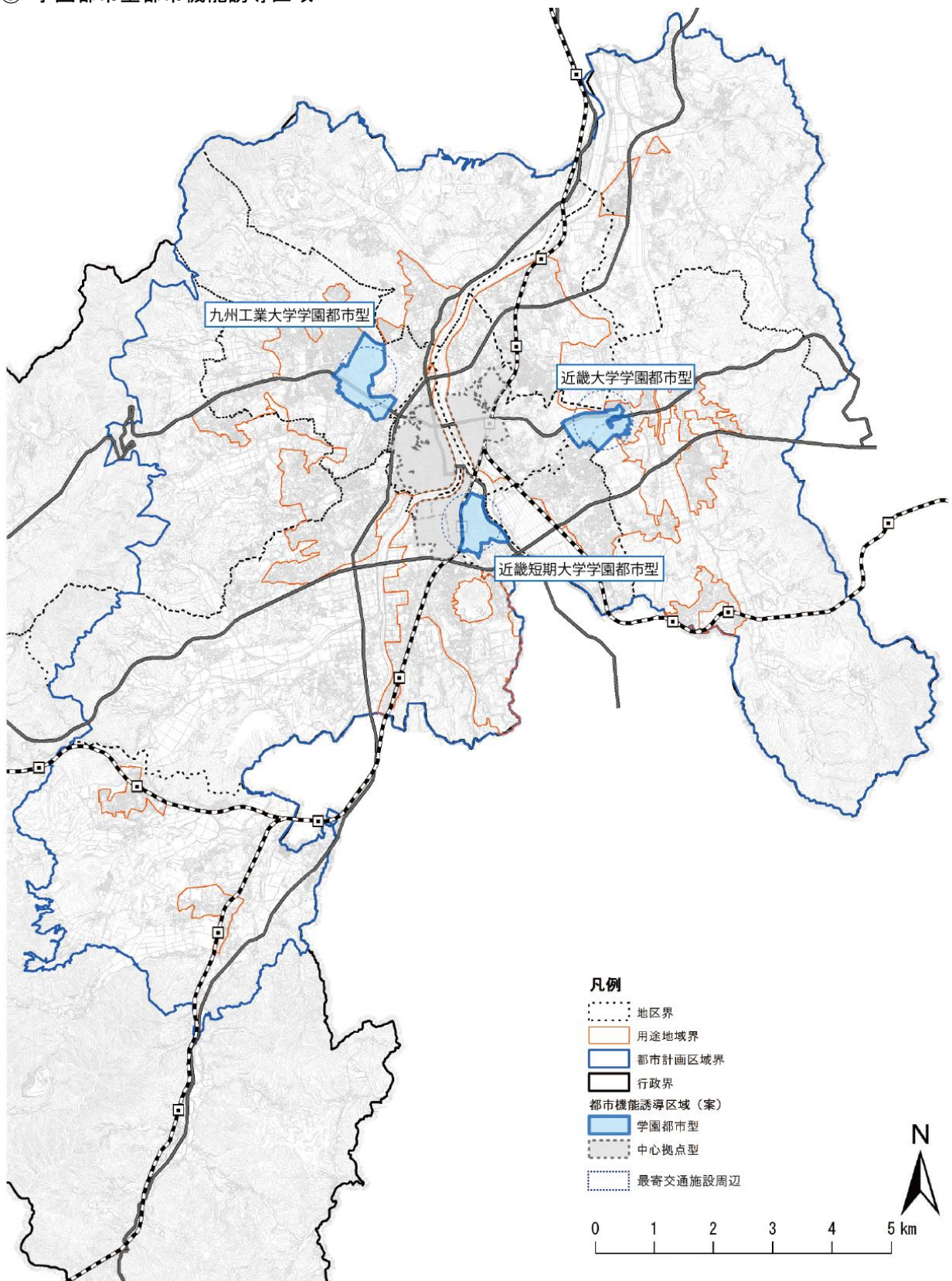


② コミュニティ拠点型都市機能誘導区域と暮らし維持型都市機能誘導区域



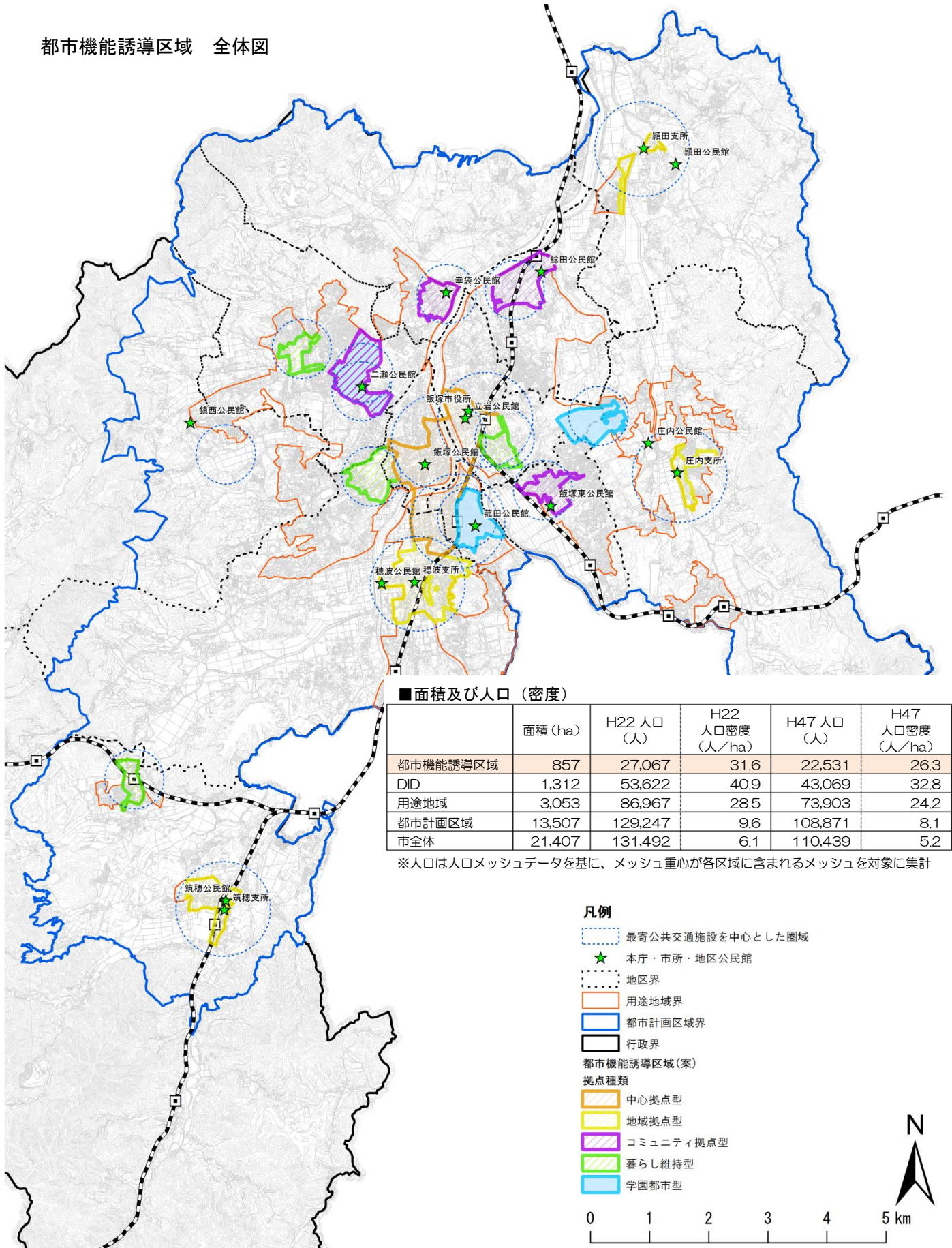
・コミュニティ拠点型都市機能誘導区域のうち、飯塚・立岩は中心拠点型都市機能誘導区域に、穂波・筑穂は地域拠点型都市機能誘導区域に、菟田は学園都市型都市機能誘導区域に重なります。

③ 学園都市型都市機能誘導区域



- 点線（網掛け）は中心拠点型都市機能誘導区域を図示しています。
- 九州工業大学学園都市型都市機能誘導区域は二瀬コミュニティ拠点型都市機能誘導区域と重なります。

都市機能誘導区域 全体図



3. 都市機能誘導施設の設定

（1）都市機能誘導施設の基本的な考え方（立地適正化計画制度の考え方）

都市機能誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設で、誘導施設を設定する際には、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています（都市機能増進施設については、P5 参照）。

また、誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイケアサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

などを定めることが考えられます。

（都市計画運用指針（国土交通省）引用）

（2）飯塚市における都市機能誘導施設の考え方

飯塚市が目指す都市像を実現するためには、人口減少下における暮らしに必要な機能と都市の活力の維持・増進のために必要な機能を中長期的視点に立って拠点等に誘導することが重要です。このため、道路（自動車）ネットワークにより立地がみられるコンビニエンスストアなどを含めた下記の施設を都市機能増進施設と位置付け、地区の特性や都市機能の立地状況等を踏まえて、それぞれの都市機能誘導区域に求められる都市機能誘導施設を設定します。なお、施設の「誘導」は、既存施設の維持や集約、複合化、機能強化の考え方を含みます。

施設分類	具体的な施設	施設の役割
生活利便施設 （通所型）	商業施設・医療施設・福祉施設・ 子育て施設・教育施設 （詳細は下表のとおり）	暮らしの確保
地域コミュニティ増進施設・ 健康増進施設	地区公民館、健幸プラザ、商店街	豊かな暮らしの形成 （交流人口の拡大）
本市を特徴づける広域性の高い 都市機能増進施設	大学、短期大学、拠点性を有する医療 施設等	地域経済の活性化 （交流人口の拡大）
上記施設に付帯する交通施設	交通結節点となる主要交通施設	交通ネットワークの形成

○生活利便施設（通所型）

【下表】

商業施設	生鮮三品取扱店（スーパーマーケット・個店）／コンビニエンスストア
医療施設	一般病院（内科・小児科）／一般診療所（内科・小児科）
福祉施設	高齢者通所系福祉施設／障がい者通所系福祉施設
子育て施設	保育所（認定こども園を含む）／幼稚園（認定こども園を含む）／子育て支援センター／病後児保育施設
教育施設	小学校／中学校

(3) 都市機能誘導施設の設定

それぞれの都市機能増進施設について、その機能や現在の立地状況から、本市の都市機能誘導施設への位置づけについて下表のとおり整理します。

なお、都市機能増進施設のうち、生活利便施設（通所型）については、民間活動を促進する観点から必要最小限の施設を都市機能誘導施設と位置づけます。一方、本市の魅力や活力の向上を図ることのできる広域的な都市機能増進施設については、中心拠点や地域拠点等への立地を誘導します。

(※) 中心拠点、地域拠点はそれぞれにコミュニティ拠点を含まます。

都市機能増進施設		都市機能誘導施設（誘導施設）			区域に求められる都市機能誘導施設				
分類	名称	位置づけ	位置づけの考え方	中心拠点型	地域拠点型	コミュニティ拠点型	暮らし維持型	学園都市型	
				(※)	(※)				
生活利便施設（通所型）	商業施設 生鮮三品取扱店（スーパーマーケット）	○	日常生活を送るうえで生鮮三品取扱店は必須であり、誘導施設に位置付ける。ただし、建物の大きさで規定。	○	○	○	○	○	
	生鮮三品取扱店（個店）	×	暮らしに必要な都市機能ではあるが、小規模な施設であるため、区域内においては、スーパーマーケットを補完する施設と位置づけ、誘導施設には位置づけない。	—	—	—	—	—	
	コンビニエンスストア	×	本市においては、ドラッグストア同様に道路（自動車）ネットワークにより立地が促進される施設であり、一方で都市機能誘導区域は公共交通を中心点として設定するものであるため、誘導施設には位置づけない。	—	—	—	—	—	
	医療施設 一般病院（内科・小児科） 一般診療所（内科・小児科）	○	高齢化社会の進展により、身近な地域で安心した生活を送るうえで医療の確保はかせない。このため医療機関（内科・小児科）を誘導施設に位置付ける。（医療法第1条の5第1項および第2項に定められるもの）。	○	○	○	○	○	

都市機能増進施設		都市機能誘導施設（誘導施設）			区域に求められる都市機能誘導施設				
分類	名称	位置づけ	位置づけの考え方	中心拠点型	地域拠点型	コミュニティ拠点型	暮らし維持型	学園都市型	
									生活利便施設（通所型）
障がい者通所系福祉施設	×	—	—	—	—	—			
子育て施設	保育所・幼稚園（認定こども園を含む）	○	定住促進を図る観点から駅周辺等の公共交通便利地域への立地を誘導するため、誘導施設に位置づける。	○	○	○	○	—	
	子育て支援センター	○	現有施設を維持し、子育て環境の確保を図る観点から誘導施設に位置づける。	○	○	—	—	—	
	病後児保育施設	○	子育て環境の確保を図る観点から誘導施設に位置づける。中心拠点に不足する都市機能であり、中心拠点への誘導施設とする。	○	—	—	—	—	
教育施設	小学校	×	市内の公立教育機関は指定避難所にも位置付けられており、地区のコミュニティ形成のための活用も行われているが、公立学校の再編事業はすでに方向性が示されており、立地状況が変わる可能性は極めて低いことから、誘導施設には位置づけない。	—	—	—	—	—	
	中学校	×		—	—	—	—	—	

都市機能増進施設		都市機能誘導施設（誘導施設）			区域に求められる都市機能誘導施設				
分類	名称	位置づけ	位置づけの考え方	中心拠点型	地域拠点型	コミュニティ拠点型	暮らし維持型	学園都市型	
健康増進施設 地域コミュニティ増進施設	地区公民館（コミュニティセンター／交流センター）	○	地域コミュニティの活動拠点であり、誘導施設に位置づける。	○	○	○	—	—	
	健康増進拠点施設（健幸プラザ）	○	健幸都市づくりの拠点施設であり、誘導施設に位置づける。	○	—	—	—	—	
	商店街	○	商店街は、古くから消費の中心であるとともに健幸プラザ等の広域行政機能との連携のもとコミュニティを育み、時間消費型の空間を創り出すなど本市の拠点形成において重要な役割を担うことから、誘導施設に位置づける。	○	—	—	—	—	
広域性の高い都市機能増進施設	大学、短期大学	○	本計画において、本市の魅力を高める上で重要な役割を担うことから、誘導施設に位置づける。 ＜大学・短期大学＞ 九州工業大学情報工学部／近畿大学産業理工学部／近畿大学九州短期大学	○	—	—	—	○	

都市機能増進施設		都市機能誘導施設（誘導施設）			区域に求められる 都市機能誘導施設				
分類	名称	位置づけ	位置づけの考え方		中心拠点型	地域拠点型	コミュニティ拠点型	暮らし維持型	学園都市型
広域性の高い都市機能増進施設	拠点性を有する医療施設	○	拠点性を有する医療施設の役割は大きく、誘導施設に位置づける。 <拠点性を有する医療施設> 飯塚病院／飯塚市立病院／飯塚嘉穂病院／穎田病院 ・都市機能誘導区域に立地していない医療施設については、今後とも交通ネットワークの確保により利用環境を維持する。		○	○	—	—	—
	その他拠点性を有する施設 ：近隣市町を含めた広域での拠点性や賑わい・交流を創出する役割を果たす施設	○	広域利用を前提とした都市機能や拠点に賑わいや交流をもたらす商業施設等は拠点形成の上で重要な要素となることから誘導施設に位置づける。 <その他拠点性を有する施設> 図書館、文化会館 飯塚防災センター等の防災拠点施設 福祉・医療サービスの広域利用を前提とした施設（飯塚市が認めるもの） 中心拠点・地域拠点に類似する業種のない商業施設（飯塚市が認めるもの） 集客力を有する商業施設（飯塚市が認めるもの）		○	○			
上記施設に付帯する交通施設	交通結節点となる主要交通施設	○	拠点間の移動や広域連携を視野に入れたまちづくりにおいて、鉄道駅等主要な交通施設は交通ネットワークの形成を図るうえで要衝（要所）としての重要な役割を担うことから、誘導施設に位置付ける。 <交通結節点となる主要交通施設> 新飯塚駅／飯塚駅／筑前大分駅／バスターミナル 等		○	○	○	○	○

■生鮮三品取扱店（スーパーマーケット）等の定義および医療法第1条の5に定める医療施設

（表記載順に掲載）

施設名称	定義等
生鮮三品取扱店 （スーパーマーケット）	<p>＜スーパーマーケットの定義＞</p> <p>主に食料品などの日用品を扱い、セルフサービス方式を採用した小売店舗で、統計法（平成19年法律第53号）に基づき実施される経済センサス活動調査における業態分類を参照し、売場面積250㎡以上で、かつ食料品が全体の小売販売額の70%以上を占める店舗を対象とする。（経済センサス定義）</p>
医療法第1条の5 に定める医療施設	<p>＜医療法第1条の5抜粋＞</p> <p>この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。</p> <p>2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。</p>
商店街	<p>＜商店街の定義＞</p> <p>小売店、飲食店、及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上あるもの（商業統計表）</p>

（４）誘導施設に設定する生活利便施設の検討

① 生活利便施設の立地状況

都市機能誘導施設のうち、コミュニティ拠点型と暮らし維持型の区域における生活利便施設について、都市機能誘導区域を含む圏域内（地区公民館単位の地区内）の施設の立地状況等について検証し、都市機能誘導区域ごとに維持する施設と誘導する施設に分けて、誘導施設の設定を行います。

それぞれの都市機能誘導区域が存在する圏域人口で、圏域内の生活利便施設を利用すると仮定して、それぞれの施設の立地状況と充足状況を算定しました。

各圏域内の施設の立地状況と将来人口による施設の充足状況は、下表に示す通りです。

■生活利便施設の立地状況

*コミュニティ拠点の人口は地区の人口から他の区域を除いた人口

地域名		圏域人口				生活利便施設(通所型)							
						用途・規模	身近な商業機能(スーパー)	医療施設			子育て施設		
		H22 総人口	H22 年少人口(15歳未満)	H47 総人口	H47 年少人口(15歳未満)			1施設当り必要人口	スーパー5,259人	一般病院(内科・小児科)	一般診療所(内科・小児科)	小計	保育所(認定こども園含む)
鯉田地区	コミュニティ拠点型	6,614	815	5,387	577	必要数	1.0	0.5	2.8	3.9	1.2	0.4	1.6
						圏域施設数	1.0	0.0	4.0	4.0	1.0	1.0	2.0
立岩地区	(コミュニティ拠点)	8,546	1,205	7,584	1,069	必要数	1.4	0.7	4.0	5.6	2.3	0.8	3.1
						圏域施設数	3.0	2.0	4.0	6.0	2.0	1.0	3.0
	暮らし維持型	3,129	441	3,243	457	必要数	0.6	0.3	1.7	2.4	1.0	0.4	1.3
						圏域施設数	1.0	0.0	3.0	3.0	1.0	0.0	1.0
飯塚東地区	コミュニティ拠点型	7,221	835	5,613	550	必要数	1.1	0.5	2.9	4.1	1.2	0.4	1.6
						圏域施設数	2.0	0.0	3.0	3.0	1.0	1.0	2.0
菰田地区	(コミュニティ拠点型)	1,334	121	901	82	必要数	0.2	0.1	0.5	0.7	0.2	0.1	0.2
						圏域施設数	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0
	学園都市型(上記コミュニティ拠点型に包含される)	2,763	251	2,051	187	必要数	0.4	0.2	1.1	8.4	0.4	0.1	0.5
						圏域施設数	1.0	0.0	6.0	6.0	1.0	2.0	3.0
鎮西地区	-	12,268	1,932	11,395	1,410	必要数	2.2	1.0	6.0	8.4	3.0	1.1	4.0
						圏域施設数	3.0	0.0	1.0	1.0	2.0	0.0	2.0
飯塚片島地区	(コミュニティ拠点型)	6,722	821	5,356	502	必要数	1.0	0.5	2.8	3.9	1.1	0.4	1.5
						圏域施設数	3.0	1.0	13.0	14.0	1.0	2.0	3.0

※1 施設当たり必要人口とは、本市の総人口を全域に立地している施設数で除して得られた数値。

※必要数とは、拠点が担うべき対象とする地域の人口を1施設当たりに必要な人口で除して求めた圏域内の必要施設

※圏域施設数とは、対象とする圏域内に既に立地している施設数

地域名		圏域人口				生活利便施設(通所型)							
						用途・規模	身近な商業機能(スーパー)	医療施設			子育て施設		
		H22 総人口	H22 年少人口 (15歳未満)	H47 総人口	H47 年少人口 (15歳未満)			1施設当り 必要人口	スーパー 5,259人	一般病院 (内科・小 児科)	一般診療 所(内科・ 小児科)	小計	保育所(認 定こども園 含む)
二瀬地区	コミュニティ拠点型	14,207	1,833	12,634	1,630	必要数	2.4	1.2	6.6	9.3	3.5	1.3	4.7
						圏域施設数	3.0	3.0	11.0	14.0	2.0	1.0	3.0
	暮らし維持型	4,440	573	3,753	484	必要数	0.7	0.3	2.0	2.8	1.0	0.4	1.4
						圏域施設数	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	0.0	1.0
	学園都市型	1,602	207	1,347	174	必要数	0.3	0.1	0.7	1.0	0.4	0.1	0.5
						圏域施設数	1.0	1.0	1.0	2.0	1.0	0.0	1.0
幸袋地区	コミュニティ拠点	10,517	1,272	8,669	905	必要数	1.6	0.8	4.5	6.4	1.9	0.7	2.6
						圏域施設数	0.0	1.0	4.0	5.0	1.0	1.0	2.0
穂波地区	(コミュニティ拠点型)	22,201	2,997	18,789	2,537	必要数	3.6	1.7	9.9	13.8	5.4	2.0	7.4
						圏域施設数	3.0	2.0	10.0	12.0	9.0	2.0	11.0
	暮らし維持型	2,898	391	2,413	326	必要数	0.5	0.2	1.3	1.8	0.7	0.3	0.9
						圏域施設数	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0
庄内地区	(コミュニティ拠点型)	9,389	1,136	7,691	931	必要数	1.5	0.7	4.0	5.6	2.0	0.7	2.7
						圏域施設数	1.0	0.0	2.0	2.0	2.0	1.0	3.0
	学園都市型 ※居住の多くが庄内 地区であるため	1,124	136	936	113	必要数	0.2	0.1	0.5	0.7	0.2	0.1	0.3
						圏域施設数	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0
筑穂地区	(コミュニティ拠点型)	8,514	979	6,508	748	必要数	1.2	0.6	3.4	4.8	1.6	0.6	2.1
						圏域施設数	1.0	0.0	4.0	4.0	2.0	0.0	2.0
	暮らし維持型	1,780	205	1,513	174	必要数	0.3	0.1	0.8	1.1	0.4	0.1	0.5
						圏域施設数	1.0	0.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0
頼田地区	(コミュニティ拠点型)	6,186	709	4,678	469	必要数	0.9	0.4	2.5	3.4	1.0	0.4	1.4
						圏域施設数	1.0	1.0	1.0	2.0	0.0	1.0	1.0
全市合計		131,492	6,553	110,439	5,298	現況施設数	25.0	12.0	69.0	81.0	36.0	13.0	49.0

② 生活利便施設における誘導施設の設定

都市機能誘導区域ごとに維持・誘導する生活利便施設の設定は、都市機能誘導区域を含む圏域内における施設の立地状況で判断します。

都市機能誘導区域ごとの暮らしに身近な生活利便施設について、既に施設が立地している場合は「維持」する施設に分類します。区域内に施設が立地していないものの圏域内の他の区域において施設が立地している場合は、交通ネットワーク等の利用によって圏域内の他の区域の施設で「補完」を行うこととし、誘導する施設からは除きます。区域を含め対象圏域内に施設が立地していない場合には「誘導」する施設に分類します。

都市機能誘導区域ごとに誘導施設として設定する生活利便施設は下表に示す「維持」・「誘導」する施設となります。

■ 都市機能誘導区域の誘導施設の設定

地域名		生活利便施設(通所型)		
		身近な商業機能 (スーパー)	医療施設	保育所・幼稚園 (認定こども園含む)
鯉田地区	コミュニティ拠点型	維持	維持	維持
立岩地区	(コミュニティ拠点)	維持	維持	維持
	暮らし維持型	維持	維持	維持
飯塚東地区	コミュニティ拠点型	維持	維持	維持
菰田地区	(コミュニティ拠点型)	維持	維持	維持
	学園都市型	維持	維持	—
鎮西地区	—	—	—	—
飯塚片島地区	(コミュニティ拠点型)	維持	維持	維持
二瀬地区	コミュニティ拠点型	維持	維持	維持
	暮らし維持型	補完	維持	維持
	学園都市型	維持	維持	—
幸袋地区	コミュニティ拠点	誘導	維持	維持
穂波地区	(コミュニティ拠点型)	維持	維持	維持
	暮らし維持型	維持	補完	維持
庄内地区	(コミュニティ拠点型)	維持	維持	維持
	学園都市型 ※居住の多くが庄内地区 であるため	補完	維持	—
筑穂地区	(コミュニティ拠点型)	維持	維持	維持
	暮らし維持型	維持	維持	補完
穎田地区	(コミュニティ拠点型)	維持	維持	維持

4. 都市機能誘導施設の立地を誘導するために講ずべき施策に関する事項

都市機能誘導区域に都市機能誘導施設の立地を誘導するために飯塚市が講ずべき施策について、以下に整理します。

（1）民間活力の活用による都市機能の誘導

飯塚市では、これまで中心拠点において健幸プラザや急患センター等の広域行政機能の設置や主要交通施設（バスターミナル）の再生が図られてきましたが、これらの取り組みの多くは民間投資により進められてきたものです。これらの取り組みのように拠点性を有する地域においては、民間活力の活用によって都市機能を誘導していくことを施策の基本的な考え方とします。

（2）都市機能の誘導と一体となった居住の誘導

民間投資を誘発するためには、地域の魅力を高める必要があり、併せて、都市機能誘導施設の利用圏域として定住の促進を図る必要があります。

都市機能誘導施設の立地を誘導するために、都市機能誘導区域およびその周辺において公的不動産等を活用した居住の誘導を図ります。

特に、主要鉄道駅周辺については、都市機能および定住促進に係る民間投資が同時に起こり得る可能性の高いエリアであることから、付近に比較的規模の大きな市有地が存在する、福岡都市圏に最も近いJR筑前大分駅周辺や中心拠点の一翼を担うJR飯塚駅周辺の再生を進め、近隣市町や他の拠点との連携を図りながら、都市機能の維持・誘導と合わせて定住の促進を図ります。

（3）地域の魅力を高める拠点形成と拠点間連携の促進

中心拠点においては、広域行政機能等の集積や主要交通施設の立地を拠点の魅力とし、地域内の低未利用地に民間都市機能の誘導を促進するための施策を講じます。一方、中心拠点以外の拠点においては、それぞれの地域の特色を活かしつつ、支所や地区公民館等の拠点施設を活用した都市機能の集積・維持を図っていきます。

中心拠点に隣接する地域拠点や大学の立地する都市機能誘導区域については、拠点間の連携を促進し、都市機能の誘導と交流拠点の形成等による戦略的な再生を図ります。

（4）都市的土地利用の促進

飯塚市全体を見渡す中で庄内地区や潁田地区などには、都市的土地利用がなされている区域において用途地域の指定のないエリアが存在します。このような地域においては、都市機能誘導区域内の都市的土地利用を進めるため、用途地域の指定をはじめとした用途地域の見直しに取り組みます。

■都市全体における商業施設等の立地に関する課題

都市機能誘導区域については、民間の活動を規制する視点ではなく、将来における計画的な土地利用方針とその施策を明示することで都市機能の誘導を促すものです。飯塚市においては、1993（平成5）年以降、ロードサイド（国道及び国道に接する生活道路沿道）型商業施設等の立地が進み、道路ネットワークの発達と相まって、本市の生活利便性の充実が図られてきました。しかし、現在、新たな郊外ロードサイド型商業施設等の立地は農地の宅地化により整備される場合が多く、一方で、閉鎖した商業施設等の建物は更新が進まず、放置されている状態が散見されます。これは本市の拡散型都市構造が抱える大きな課題のひとつであり、今後、拠点等への都市機能の誘導とともにこれらの放置された建物への対応、郊外ロードサイド型商業施設等の立地のあり方について都市計画の視点から検討する必要があります。

第4章 居住の促進

1. 居住誘導区域とは

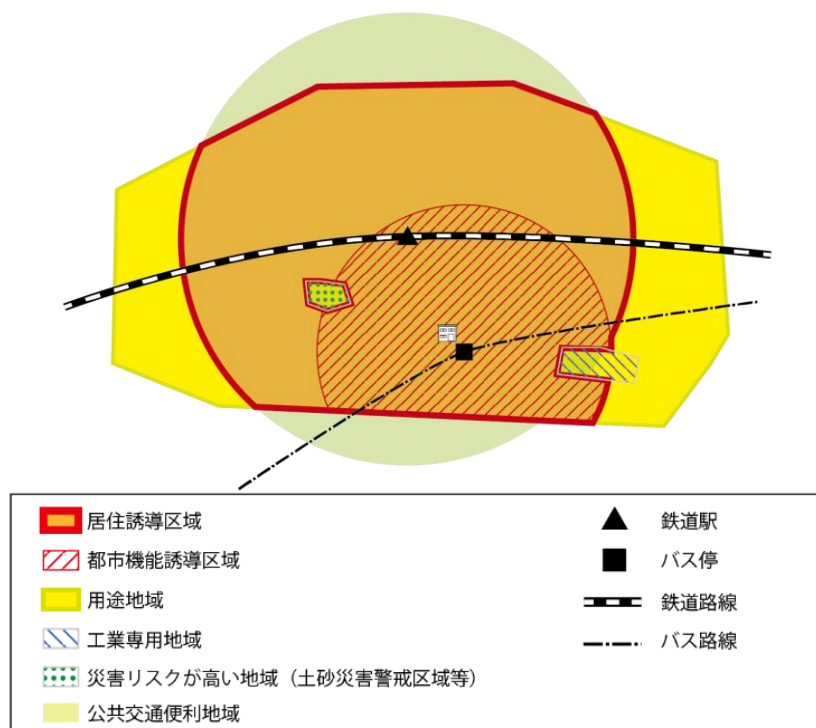
居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

立地適正化計画を活用して居住の誘導等を推進する際には、市町村内の主要な中心部のみに誘導しようとするのではなく、市町村合併の経緯や市街地形成の歴史的背景等も踏まえ、例えば合併前の旧町村の中心部などの生活拠点も含めて誘導することが重要です。

また、例えば農業等の従事者が旧来の集落に居住し続けることも当然であり、全ての者を居住誘導区域に誘導することを目指すべきではありません。

（都市計画運用指針（国土交通省）引用）

■ 都市機能誘導区域と居住誘導区域 イメージ図



2. 居住誘導区域の設定

（1）区域設定の基本的な考え方（立地適正化計画制度の考え方）

居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきです。

居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下が考えられます。

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

（都市計画運用指針（国土交通省）引用）

（2）飯塚市における区域設定の考え方

居住誘導区域は、暮らしに必要な生活サービス施設や公共公益施設のある程度の集積の見られるエリアを含み、居住を誘導する区域を明示することで定住促進につなげていくことが区域設定の意義のひとつと捉えています。

また、都市の活力の維持・増進を図るためには、新たな居住者を呼び込むことも必要です。飯塚市は福岡都市圏や北九州都市圏とのアクセスに恵まれており、本市の強みとなっています。このため居住誘導区域は、立地適正化計画制度の考え方とともに都市圏からの居住者を拠点や駅周辺などに誘導することで、人口減少を緩やかなものとする視点ももって設定します。

なお、区域の設定は、全ての人を居住誘導区域に誘導するものではなく、市民のライフスタイルや居住地選択の条件は様々であり、居住誘導区域だけにしか住んではならないものではありません。

居住誘導区域は、中長期的な視点に立ち、居住を誘導する区域を設定し、都市機能を維持するための施策を講じることが人口減少下においても都市が持続的に発展するために必要なことであるとの認識のもと、定住の選択肢のひとつとして設定するものです。飯塚市における居住誘導区域の設定にあたっては、都市機能誘導区域およびその周辺について、以下に示す視点によって検討します。

ア 都市機能誘導区域及びその周辺における人口密度の維持

一定の利用圏人口（徒歩圏人口等）に支えられる生活サービスやコミュニティを持続的に確保できるよう人口密度の維持を図る区域。

【区域】都市機能誘導区域（中心拠点型、地域拠点型、コミュニティ拠点型、暮らし維持型、学園都市型の類型により区域を検討）およびその周辺の区域。

イ 公共交通を連携軸とした居住の誘導

過度に自動車に頼らなくとも生活できる居住環境を確保し、併せて、駅を含めた公共交通施設周辺の再生を進め、定住の促進を図る区域。

【区域】公共交通の利便性の高い区域（鉄道駅から概ね半径 800m圏、運行本数 15 回／日のバス停から概ね半径 300m圏の区域）で居住の促進が見込まれる主要公共交通施設周辺等。

ウ 公的不動産の有効活用

本計画に合致する公共施設跡地の利活用により居住の効果的・効率的な誘導（民間活力による居住の誘導）が図れる区域。

【区域】学校跡地の利活用方針等に沿って検討する区域。

エ 居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境の確保

用途地域等を踏まえ、農地の保全等への影響が懸念される地域や災害リスクの高い地域については、区域に含めない。

<農地の保全等への影響が懸念される地域>

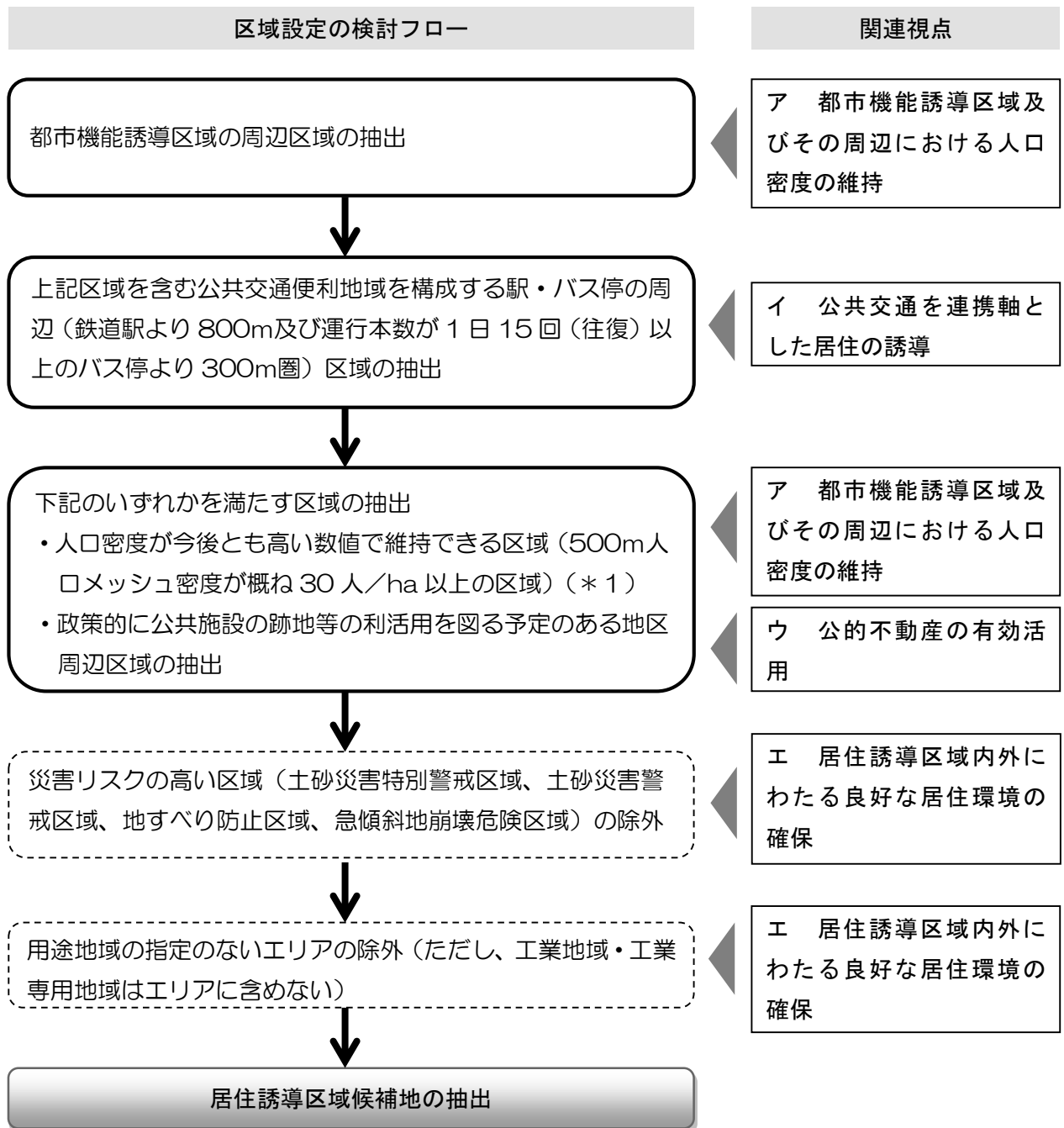
- 都市計画上の用途の指定のない地域においては、都市的土地利用の方針が定まっていないことから区域には含めない。
- 用途地域内であっても工業専用地域、工業地域は居住を誘導する区域としては適さないことから区域に含めない。
- 農用地区域（農業振興地域内における農業上の利用を確保すべき土地）は農地の保全の観点から区域に含めない。

<災害リスクが高い地域（P63 参照）>

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域
- 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

（3）居住誘導区域の具体的な設定方法

居住誘導区域の具体的な検討にあたっては、次の検討フローを用い客観的な指標により区域を抽出します。区域設定の検討フローの各項目に関しては、飯塚市の区域設定の考え方における複数の視点（前述のア～エの視点）を踏まえたものとしています。



（*1）人口密度30人以上/ha 以上とは、本市の都市機能誘導区域における人口密度が32.6人/haであることを参考に設定。

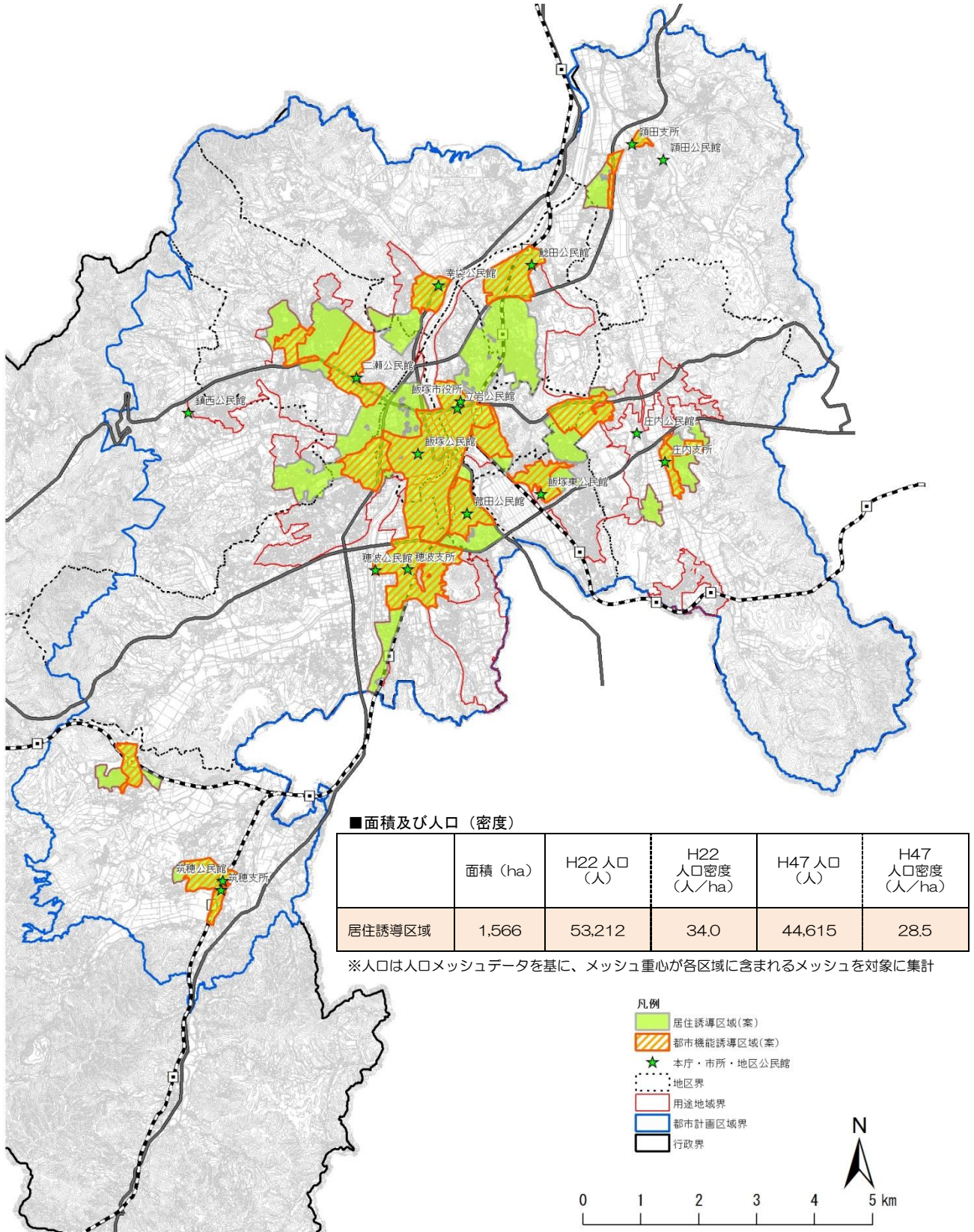
（4）区域線の設定（線引き）の方法

具体的な区域設定にあたっては、次の技術的基準に沿って区域線を引くものとします。

- ① 区域設定のための土地の境界は、原則として、道路、鉄道その他の施設、河川その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めます。（都市計画法施行令第8条第3項準用）
- ② 幹線道路の沿道等に区域を定めるにあたっては、道路の境界等からの距離をもって路線的に区域を定めることとしますが、この場合においても、境界の特定に支障のないよう、地域の状況等に応じて、地番界や地形、地物等を区域の境界とします。（都市計画運用指針）

(5) 居住誘導区域の設定

居住誘導区域を都市機能誘導区域と合わせて明示（図示）します。
 なお、居住誘導区域は都市機能誘導区域を含む区域となります。



3. 居住を誘導するために講ずべき施策に関する事項

居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために飯塚市が講ずべき施策について、以下に整理します。

（1）公的不動産の活用

居住誘導区域内に居住を誘導するためには、居住の受け皿となる住宅施設の確保が必要となります。このため、居住誘導区域内の低未利用地化した市有地については、都市機能誘導区域の誘導用地とともに民間活力の活用による定住促進用地として売却することを基本とします。特に、子育て世帯が希望する環境を整備するため教育施設や子育て施設周辺の低未利用地化した市有地については、住宅地としての活用を進めます。また、飯塚市の居住環境として重要な役割を担う市営住宅については、将来にわたる入居者の暮らしやすさの観点から居住誘導区域外から居住誘導区域内への再配置を段階的に進め、居住の安定の確保に努めます。

都市公園については、都市機能の誘導を図る上でも、居住環境の向上を図る上でも重要な地域資源であり、本市全体の都市公園の再編を進め、健幸づくりや防災などのまちづくりとの連動のもと、効果的かつ効率的な利活用を図ります。また、居住誘導区域近隣の緑地については、飯塚市緑の基本計画に沿って、引き続き、特色ある緑の拠点づくりに取り組みます。

（2）空家対策

人口減少等により今後増加が見込まれる空家については、不動産事業者等との連携のもとその増加が抑制される新たな住宅循環システムの構築が必要です。そのため地域の状況を的確に把握しつつ、介護・福祉などの他の用途への転換を含めた空家の活用を図ります。また、生活環境に悪影響を及ぼす空家については、住宅地としての再利用や計画的な解体・撤去を促進する仕組みづくりに取り組みます。

（3）医療・福祉との連携

少子高齢化が進展する中、地域や世代間で助け合いながら子どもを育てることができる環境の整備や高齢者が健幸づくり、フレイル（虚弱）予防の取り組みによって安全に安心して生涯を送ることのできる居住環境の実現を目指します。また、地域包括ケアシステムの構築を住宅施策において下支えするため高齢者向け住宅の立地誘導を促進するなど、医療・福祉施策との連携を進めます。

（4）豊かなコミュニティの形成

将来にわたり居住地として選択されるためには、商業や医療などの暮らしに必要なサービスの確保とともに、地域コミュニティの維持・増進が必要です。地域コミュニティの維持・増進を図るためまちづくり活動の拠点化を進め、まちづくり協議会を基盤とした地域の交流を促進し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することで豊かなコミュニティをはぐくむ居住環境の実現に取り組みます。

（5）官民の連携による住宅の供給

上記の施策を講じる上で、官民の連携と役割分担を進めるなどで民間活力の活用を最大限に取り込み、将来にわたり良質で安全な住宅を供給できる環境の整備を図るとともに地域経済を支える住宅市場の活性化を図ります。

第5章 計画を実現するために必要な事項

1. 目標設定

本計画については、計画に記載された施策等の実施状況について評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査、検証します。

この評価を客観的かつ定量的に提示する観点から、あらかじめ本計画の策定に当たり、同計画により実現しようとする目標値を以下のとおり検討しています。

検討中

施策の方向性		評価指標	基準値	目標値
将来の暮らしを支える 生活環境づくり	拠点における生活利便施設等の確保	生活利便施設（商業・医療）の徒歩圏人口カバー率の増加（単位：％）		
	拠点およびその周辺における良好な居住環境の確保	居住誘導区域内における人口密度の増加（単位：人/ha）		
	地域コミュニティの活性化	交流施設の利用者数の増加（単位：人/年）		
	持続安定的な交通ネットワークの構築	公共交通機関の年間利用者数の増加（単位：人/年）		
飯塚市の魅力を高める 都市環境づくり	飯塚市の魅力を高める学園都市づくり	大学との連携事業件数（単位：件/人）		
	誰もが実感できる健幸都市づくり	健康寿命の延伸（単位：歳）		
	都市の魅力向上による定住の促進	鉄道駅周辺における人口密度の増加（単位：人/ha）		
	自然環境の保全と災害に強いまちづくり	市街化の抑制による宅地面積の増加率緩和（単位：ha） 農用地面積の維持（単位：ha）		
総合評価		住みやすさの満足度評価（単位：％）		

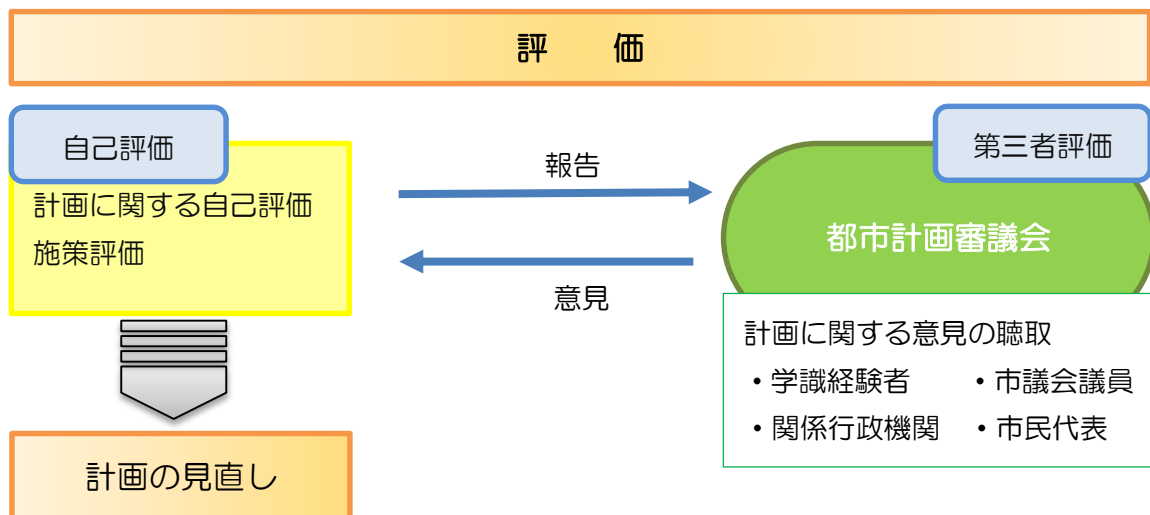
2. 計画の評価

まちづくりと都市計画の連動による拠点連携型の都市づくりを実現するためには、コミュニティの主役である地域住民はもとより、商業や医療などの様々な主体の参画を得る必要があります。本計画においては、市民と都市づくりに対する方向性を共有するための積極的な情報提供に取り組みます。

一方、立地適正化計画は、おおむね5年毎に施策・事業の実施状況について評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査、検証することが望ましいとされています。

本計画では、拠点連携型の都市づくりについては計画的な時間軸の中で長期間かけて施策を展開していく必要があることから、適切な進捗管理と評価を行います。

評価については、飯塚市による自己評価と都市計画に関し専門性・中立性を有する飯塚市都市計画審議会における第三者評価を行い、評価結果を踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを行います。



3. 建築等の届出

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールするため、都市機能誘導区域外における誘導施設や居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の建築等を行う際には、都市再生法に基づき届出が必要となります。

(1) 都市機能誘導区域外での建築等の届出等

① 届出

都市機能誘導区域外の区域において、誘導施設の整備を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。

（都市再生法第 108 条第 3 項）

届出の対象となる行為は、以下の通りです。

【開発行為】

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【開発行為以外】

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

② 勧告

市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。（都市再生法第 108 条第 3 項）

③ あっせん等必要な措置

市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。（都市再生法第 108 条第 4 項）

(2) 居住誘導区域外での建築等の届出等

① 届出

居住誘導区域外の区域においては、一定規模以上の住宅開発を行う場合にはこれらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。

（都市再生法第 88 条第 1 項）

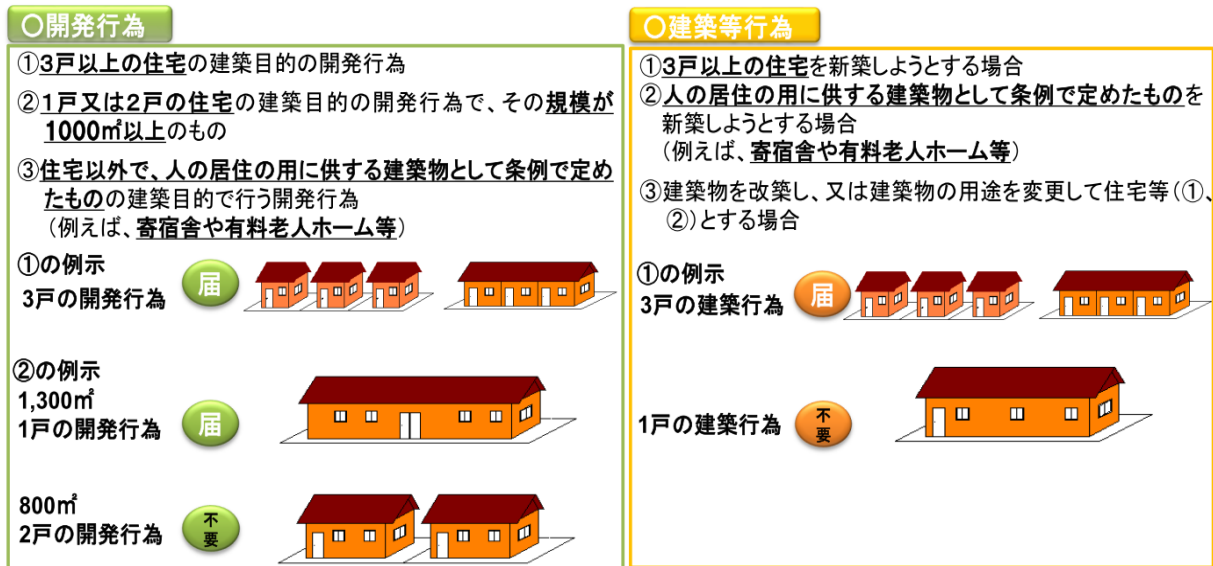
届出の対象となる行為は、以下の通りです。

【開発行為】

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

【建築等行為】

- 3戸以上の住宅を新築使用とする場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



図：国土交通省作成資料抜粋

② 勧告

市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。（都市再生法第88条第3項）

③ あっせん等必要な措置

市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。（都市再生法第88条第4項）

(3) 宅地建物取引に関する事項

宅地建物取引業者が宅地建物取引主任者をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならない法令上の制限として、都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外における建築等の届出義務等が追加されています。（宅地建物取引業法第35条第1項第2号）

宅地建物取引において、宅地建物取引主任者は、取引の相手方に対し、都市機能誘導区域外および居住誘導区域外における建築等の届出義務を説明しなければなりません。（宅地建物取引の重要事項説明の項目に建築等の届出に関する事項を追加）

4. その他計画を実現するために必要な事項

（１）福岡県との連携

本計画は、福岡県が示す都市計画区域マスタープランおよび福岡県都市計画基本方針に沿って、福岡県との連携のもと計画の実現を図ります。

【福岡県都市計画基本方針】

都市づくりの目標 拠点と公共交通軸が紡ぎだす豊かで暮らしやすい都市を目指して	
都市計画の課題	目指すべき方向性
広域化する生活圏への対応	①広域的な都市の連携 ・基幹的な交通網及び情報網の整備 ・広域的な多様な交流・連携による活力の増進
人口減少への対応	②土地利用の適正な誘導 ・個々の地域特性に応じた集約型の都市づくり
都市化圧力(*1)への対応	・拠点や公共交通が便利な場所への都市機能の集約 ③広域的な交通流動に対応した都市計画の適用 ・交通施設整備に伴う広域的な交通流動の変化に対応した土地利用の誘導
交流・連携を支える都市基盤整備への対応	④個性を生かした都市づくり 自然や歴史・文化、景観、世界遺産などの個性を生かした都市づくり
個性を生かした都市づくりへの対応	⑤地域住民の意見を都市づくりに反映 ・住民がまちづくりに参画できる都市づくり ⑥多世代が暮らしやすい都市づくり ・ユニバーサルデザインのまちづくり
少子・高齢社会への対応	・高齢者が自立的に活動でき、子育て世帯が安心して暮らせる居住環境づくり ⑦公共交通軸(*2)を生かした都市づくり
公共交通施策への対応	・公共交通を含め多様な交通手段が確保された豊かで暮らしやすい都市づくり ⑧都市・田園・自然の調査 ・緑地空間の整備、緑の保全など総合的な都市緑化、多様なエネルギーを効率的に利用する低炭素都市づくり
水資源確保・自然環境保全、エネルギー問題への対応	⑨安全・安心な都市づくりへの取組 ・防災・減災に対応した土地利用誘導や市街地整備など防災都市づくりの推進
防災性の向上への対応	

(*1)都市化圧力

人口や産業が集中することにより、農地や山林等が市街地に転換されたり、すでに市街地である場所については、より高密度な市街地が形成されようとする度合い（福岡県都市計画基本方針用語集）

(*2)公共交通軸

拠点間を結び都市の連携を促進させる軸。基幹公共交通軸を含む。（福岡県都市計画基本方針用語集）

【福岡県都市計画基本方針】

都市づくりの考え方

①都市づくりの基本的考え方

- 都市部における持続可能な社会を構築するうえでの種々の課題に的確に対応していくために、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることのできる「集約型の都市づくり」への転換をめざします。
- そのために、中心市街地や鉄道駅周辺等で既存の集積のある地区、もしくは新たな交通結節機能整備と連動したまちづくりが計画される地区を拠点として位置付け、土地の有効利用や魅力的な市街地空間づくりを促進し、多様な機能を備えた市街地の形成を図ります。
- あわせて、拠点間を結び都市の連携を促進させる軸（以下「公共交通軸※」という。）を新たに設定し、拠点とあわせ沿線の一部にも機能を集約させることにより、公共交通の維持・充実を図り、多様な交通手段の確保と都市機能の相互補完を図ります。
- 市街地内外において、緑地や農地、自然地等の保全・復元・創出を図ることにより、市街地と自然環境が調和・共存するメリハリのある土地利用の形成を図ります。

②集約型の都市づくりへの転換

③集約型の都市づくりに向けた段階的土地利用のあり方

④都市圏の状況に応じた集約型の都市づくり

⑤集約型の都市づくり実現へ向けた取組のあり方

都市整備の基本的考え方である集約型の都市づくりは、行政が住民や企業に過度な規制を行うものではなく、住民活動や経済活動における選択性を確保したなかで、時間をかけてその自由な選択の結果として実現されることが必要であり、住民や企業が主体となることが重要です。このため、行政としては、個性的で利便性が高く、活力にあふれる市街地の形成や、効率的な交通網形成、環境との調和を行うための総合的な施策を展開していきます。

（２）国の立地適正化計画に関する動向

本計画は、都市再生基本方針及び都市計画運用指針とともに、以下の国の基本方針等を踏まえ、計画の実現を図ります。

日本再興戦略（成長戦略）
<p>日本再興戦略 2016（2016（平成 28）年 6 月 2 日閣議決定） （都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、（一部省略）産業インフラの機能強化を図るとともに、「<u>賢く投資・賢く使う</u>」戦略的インフラマネジメントやコンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組を進め、民間投資の喚起や生産性向上等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。 <p>参考）日本再興戦略改訂 2015（2015（平成 27）年 6 月 30 日閣議決定） （コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度と地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画制度について周知・普及活動を実施するとともに、関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を本年 3 月に設置し、地方公共団体向けの説明会やブロック別相談会の開催等により、<u>地方公共団体の取組に対する省庁横断的な支援を進めている。</u> <p>参考）日本再興戦略改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定） （コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法等及び地域公共交通活性化再生法の改正が本年 5 月に成立し、これらの法律に基づく<u>立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画を作成する地方公共団体を総合的に支援する体制を構築する。</u> <p>（地域の経済構造改革）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>地域の合意形成の下での都市機能の集約等を図り、行政サービスの集約と経済活動の活性化を実現することが重要。</u>
経済財政運営と改革の基本方針
<p>経済財政運営と改革の基本方針 2016（2016（平成 28 年）6 月 2 日閣議決定） （都市の活力の向上等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市の活力を高め、<u>にぎわいを創出するため、都市計画と他の政策分野（産業振興、子育て支援、高齢化対応、物流、防災等）との横断的連携を強化し、コンパクト・プラス・ネットワークの形成や未利用資産の有効活用を進める。</u> <p>（社会資本整備等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本格的な人口減少を迎える中であっても、我が国経済社会の活力と魅力を維持・向上させるために、持続可能な都市構造の実現を図るとともに、成長の基礎となる社会資本整備を着実に進めていくことが重要である。そのためには、<u>都市における土地利用の基本的な制度の在り方についても検討を進めていくとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの形成と公的ストックの適正化を図ることにより、人口減少の中であっても効率的・効果的な公共サービスを確保するとともに、都市・地域の活力を高めていく。</u>

地方創生

まち・ひと・しごと創生基本方針 2016（2016（平成 28 年）6 月 2 日閣議決定）
（時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する）

<課題>

○コンパクト・プラス・ネットワーク

- ・立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成に向けた具体的な取組を進めている地方公共団体に対し関係府省庁が連携して支援を行い、都市のコンパクト化と利便性が確保された公共交通ネットワーク構築の取組を全国に広げていく必要がある。

<今後の方向性>

- ・平成 32 年度には立地適正化計画の作成市町村数を 150 とすることを目指し、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、地方公共団体の取組を強かに支援する。
参考）まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版（2015（平成 27）年 12 月 24 日閣議決定）
（時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する）
- ・住民等の協力を得つつ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を行うことにより、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現、アクセス改善やまちの回遊性向上による生活利便性の維持・向上及び地域経済の活性化、財政面及び経済面において持続可能な都市経営等を関係施策間で連携しながら推進していく。
また、人口密度が高まることで生産性が上昇する、いわゆる「密度の経済」を実現するとともに地域の「稼ぐ力」の向上に関係する施策とも十分に連携する。

国土の形成

国土形成計画（2015（平成 27）年 8 月 14 日閣議決定）

（国土の基本構想）

- ・数十年続く人口減少過程においても持続可能な地域を維持・形成するためには、人口減少・高齢化への適応策として、地域自らが主体となって地域の構造を見直し、行政や医療・介護・福祉、商業、金融、燃料供給等生活に必要な各種サービス機能を一定の地域にコンパクトに集約化することによりこれらのサービスの効率的な提供を可能とする必要がある。（中略）
- ・地域や国土の構造として、「コンパクト」のみでは不十分であり、各種サービス機能がコンパクトにまとまった地域と居住地域とが交通や情報通信のネットワークでつながることが重要である。数十年続く人口減少過程にあっても、ネットワークを強化し、サービス機能の圏域人口を維持することが、利便性の低下を回避する人口減少の適応策となる。
- ・さらに、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、複数の地域が連携して役割分担を行い、あるいは中枢的な機能を有する地域とつながり、地域間がネットワークで結ばれることによって、低次の機能から高次の機能まで必要な機能を享受することが可能となる。

経済・財政再生計画

経済・財政再生計画（経済財政運営と改革の基本方針2015抜粋、2015（平成27）年6月30日閣議決定）

（主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題）

○社会資本整備等（基本的な考え方）

- ・社会資本や公共施設の整備や管理・運営については、経済再生と財政健全化の双方に資するよう、中長期的な見通しの下、マネジメントを含めた効率化を図りながら、計画的に推進する。

社会資本の整備については、既存施設やソフト施策の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの分野について、人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、選択と集中の下、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進める。（中略）

一方、公共施設の管理・運営については、人口減少・高齢化を反映して、生産性・効率性の高いまちづくりを目指し、生活密着型施設の統廃合やネットワーク化を進める等、必要な機能を維持しつつストック量を適正化していく。また、老朽化した施設・設備の適切な維持管理・更新によってその費用の増加をできる限り抑制するとともに、ファシリティマネジメントを通じ公共サービスの産業化を進める。

社会保障制度

社会保障制度改革国民会議報告書（2013（平成25）年8月6日）

6 地域づくりとしての医療・介護・福祉・子育て

- ・過度な病院頼みから抜け出し、QOLの維持・向上を目標として、住み慣れた地域で人生の最後まで、自分らしい暮らしを続けることができる仕組みとするためには、病院・病床や施設の持っている機能を、地域の生活の中で確保することが必要となる。すなわち、医療サービスや介護サービスだけでなく、住まいや移動、食事、見守りなど生活全般にわたる支援を併せて考える必要があり、このためには、コンパクトシティ化を図るなど住まいや移動等のハード面の整備や、サービスの有機的な連携といったソフト面の整備を含めた、人口減少社会における新しいまちづくりの問題として、医療・介護のサービス提供体制を考えていくことが不可欠である。

■教育振興基本計画について

本計画が重要な位置づけを行っている地域コミュニティの活性化（コミュニティ拠点の形成）については、教育振興の視点からも重要な取組とされています。

教育振興基本計画（2013（平成25年）6月14日閣議決定）

絆づくりと活力あるコミュニティの形成～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

（教育振興基本計画における4つの基本的方向性のひとつ）

（人のつながりや支え合いの重要性）

○持続可能で活力ある社会は、個人の能力を高めることのみならず、多様なコミュニティにおける様々な人々のつながりや支え合い（社会関係資本）を形成することにより実現されるものである。また、様々な人々との関わりの中で、個人の社会性などが培われ、様々なアイデアが創出される。そして、その支え合いの営みがより高次の社会への発展を促す。（中略）

（自立したコミュニティによる地域の課題解決の重要性）

○地域社会の抱える課題を、その地域のコミュニティにおいて解決していくためには、現役世代から高齢者に至るまで、コミュニティを構成するあらゆる者が「互助・共助」の理念の下で協働して課題に取り組んでいくことが重要となる。（中略）

○また、多様化する家庭が様々な課題を抱え孤立しがちな社会状況や、生活の有りようが変化し生活の中で自然に行われる教育的な営みが難しくなっている状況を踏まえ、多様な主体や世代が関わりあう社会を実現し、子どもの育ちや子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくりが求められている。

（社会が人を「育み、人が社会をつくる」好循環システム）

○このような視点に立ち、学習活動を通じて「社会が人を育み、人が社会をつくる」という好循環に向けたシステムを目指す。

○すなわち、世代や立場などが異なる様々な人が集まる地域コミュニティが教育の基盤であることはもとより、教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべきことを踏まえ、例えば、以下の点を重視することとする。

- ・学校や公民館等を地域コミュニティの拠点として位置付け、保護者や地域住民などの多様な人々が集い、学習することなどを通じ多様な主体によるネットワークを構築し、絆をつくり上げていくこと。また、このような観点から、社会教育行政の再構築を図ること
- ・学校教育のみでは培うことが難しい「社会を生き抜く力」を養い、当事者意識を持った地域づくりの担い手を育成する観点から、コミュニティの人々が現代的・社会的課題などについて共に学習し、その成果を実践につなげていけるような機会を提供すること

（多様なコミュニティへの配慮）

○さらに、いわゆる地縁組織などによるコミュニティだけではなく、地域外のNPO・企業・大学なども含めた様々な主体との関わりを深めていくことも重要である。これを通じて、多様なバックグラウンドを有する人々の協働が促進され、新たな価値の創造につながるものと考えられる。